

令和 8 年 度

市 税 概 要



福井市財政部税務事務所

再生紙を使用しております

福井市コミュニケーションマーク



このマークは、福井市のシンボルである不死鳥（フェニックス）が翼を広げた様子をシンボライズしたものです。

福井市の花「あじさい」をイメージした背景のなか、今飛び立とうとする不死鳥が、「やさしさと活力のまち」をめざして未来にはばたく福井市を表現しています。

不死鳥のねがい

福井市市民憲章

わたくしたちは
不死鳥福井の市民であることに
誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため
力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう



実践目標期間（2024年4月～2029年3月）

1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう

声かけと 笑顔でうまれる 地域の輪

2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう

スポーツで 心も体も さわやかに

3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう

まちの美化 広がる緑と豊かな心

4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう

防犯防災 日々の声かけ 心がけ

5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう

伝えよう 私が知ってる 福いいネ！

（1964年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

目 次

概 況

1. 市の概況	1
(1) 位置と地勢	1
(2) 福井市の沿革	2
(3) 市域の変遷	3
(4) 人口、世帯、面積、税務職員数等の推移	4
2. 令和8年度一般会計当初予算額	6
3. 令和8年度一般会計当初予算の構成図	7
4. 令和7年度一般会計決算額	8
5. 一般会計歳入（決算額）に占める市税の割合	9
6. 令和7年度市税の概況	10
7. 令和7年度市税決算一覧表	11
8. 令和7年度市税決算税目別構成図	12
9. 市税決算額の推移	13
10. 市税年度別決算表	14
11. 税目別月別収入額調	16
12. 市税収納率の推移	18
13. 市民一人当り・一世帯当り・納税者一人当り市税負担額	19
14. 市税状況調	20
15. 市税の徴税費に関する調	21
16. 令和7年度徴税費構成図	22
17. 税収入に対する徴税費割合	22

税務機構

1. 福井市行政機構図	23
2. 税務機構および事務分掌	25
3. 税務職員に関する調	27
(1) 税務職員配置人員	27
(2) 税務職員数の割合	27
(3) 税務職員年齢調	28
(4) 税務職員経験年数調	28

賦 課

1. 市税年度別調定額（現年課税分）	29
2. 税率の変遷	30
3. 税率一覧表（令和8年度）	32
4. 市 民 税	34
(1) 市民税年度別調定額（現年課税分）	34
(2) 市民税年度別調定額の推移	35
(3) 個人市民税所得者区分別課税状況調	36
(4) 令和8年度個人市民税所得段階別調（所得割課税分）	36
(5) 個人市民税所得者区分別納税義務者数調	38
(6) 個人市民税特別徴収義務者数調	38
(7) 令和7年度個人市民税納税義務者数調	38
(8) 個人県民税確定按分率調	38
(9) 年度別納税義務者数調	39
(10) 法人市民税月別調定額（現年課税分）	39
(11) 法人市民税業種別調定額（現年課税分）	40
(12) 法人税割月別申告率	40
(13) 令和8年度法人数調	41
5. 固定資産税・都市計画税及び交付金	42
(1) 固定資産税年度別調定額（現年課税分）	42
(2) 固定資産税年度別調定額の推移	43
(3) 都市計画税年度別調定額（現年課税分）	44
(4) 令和8年度償却資産の概要	44
(5) 償却資産の累年比較	45
(6) 土地・家屋評価額等調	46
(7) 令和8年度宅地に関する調（免税点以上）	48
(8) 令和8年度家屋の種類別状況調	48
(9) 家屋の新・増築状況調	50
(10) 新築住宅に対する軽減税額調	51
(11) 固定資産課税台帳縦覧・閲覧状況調	52
(12) 固定資産評価審査委員会	52
(13) 令和7年度土地・家屋異動件数調	52
(14) 国有資産等所在市交付金調	52
6. 軽自動車税	53
(1) 軽自動車税年度別調定額（現年課税分）	53

(2) 軽自動車税年度別調定額の推移	53
7. 市たばこ税	54
(1) 市たばこ税年度別調定額（現年課税分）	54
(2) 市たばこ税年度別調定額の推移	54
8. 入 湯 税	55
(1) 入湯税年度別調定額（現年課税分）	55
(2) 入湯税年度別調定額の推移	55
9. 市税外歳入に関する調	56
10. 証明・閲覧状況	56

納 税

1. 令和7年度口座振替取扱および加入状況調	57
2. 滞納処分状況等調	57
3. 市税督促状況調	58
4. 欠損処分額調	58
5. 指定金融機関および収納代理金融機関一覧表	59

そ の 他

(付録第1) 最近の主な税制改正一覧	61
(付録第2) 個人市民税の所得控除等	72
(付録第3) 令和8年度住民税・所得税要覧	77

概況

1. 市の概況

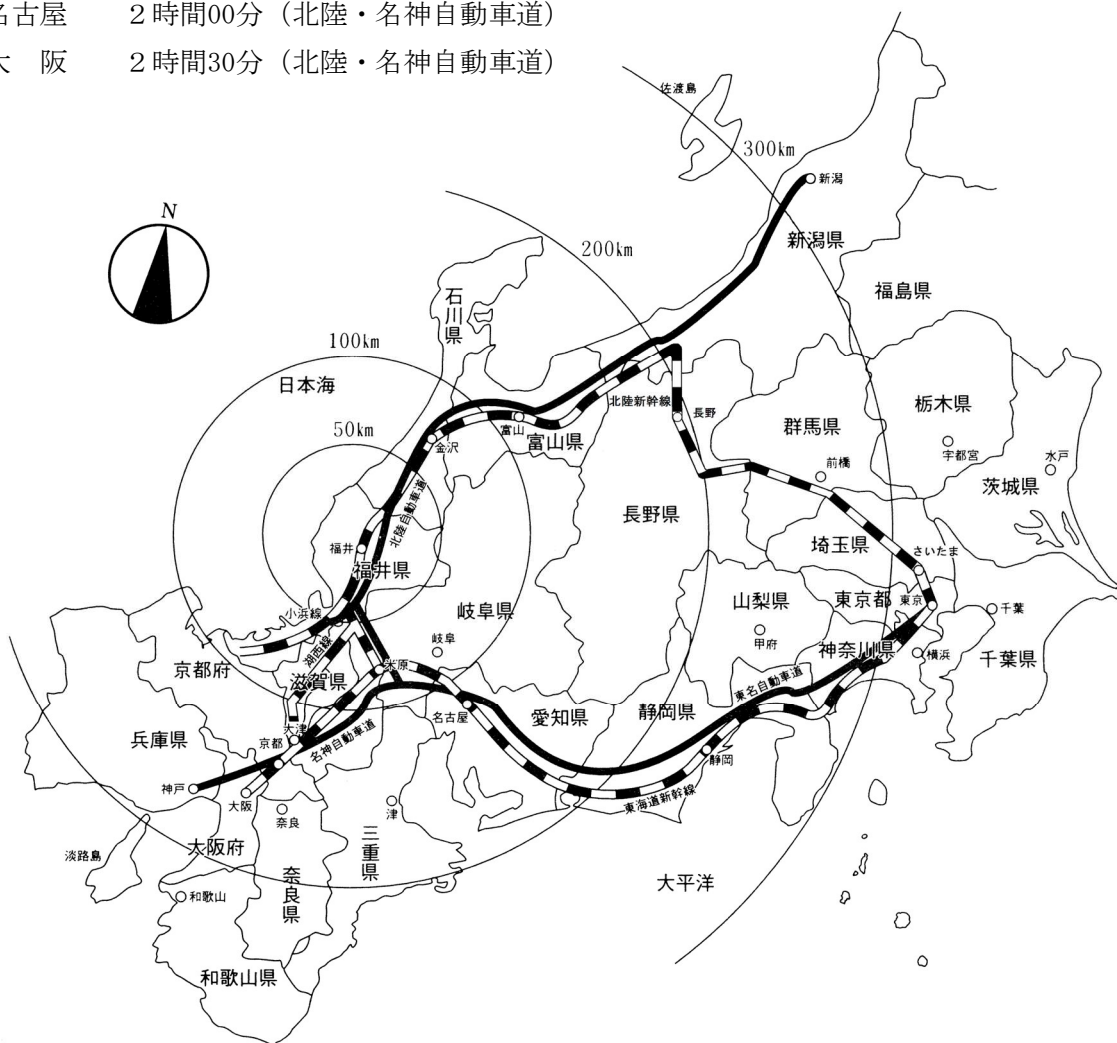
(1) 位置と地勢

福井市は、日本の中央部、中部地方の日本海に面した福井県の県都で、福井県の北部、福井平野の真ん中に位置し（東経136度13.10分、北緯36度3.51分）、東西28.7km、南北16.2kmである。

西方は山岳地帯（国見岳）を隔てて海水浴場と岩石美で有名な越前海岸公園に臨んでいる。また美山町合併後は東方も山岳地帯となっているが、その他はおおむね平坦地で、この間を九頭竜、足羽、日野の3大河川が市内で合流し北方三国港に注いでいる。北方は坂井平野が開け坂井市、あわら市方面と相対し、東方は吉野嶽を越えて永平寺町、勝山市、大野市方面を臨み、南方は鯖江市、越前町等に隣接している。

市街地の中央部をJR北陸新幹線、ハピラインふくいが縦貫し、また福井駅を起点としてJR越美北線が東方に走り、えちぜん鉄道、福井鉄道が市内を走っている。また、国道8号（新潟市～京都市）、158号（福井市～松本市）、305号（金沢市～南越前町）、365号（加賀市～四日市市）、416号（福井市～小松市）を始め、主要地方道等が縦横に走り、県の政治、経済、文化の中心地となっている。

福 井——東 京	3 時間00分（J R 新幹線かがやき）
福 井——名古屋	2 時間10分（J R 新幹線つるぎ・J R 特急しらさぎ）
福 井——大 阪	1 時間50分（J R 新幹線つるぎ・J R 特急サンダーバード）
福 井——名古屋	2 時間00分（北陸・名神自動車道）
福 井——大 阪	2 時間30分（北陸・名神自動車道）



(2) 福井市の沿革

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地として福井平野に発達してきた。

福井平野は、今から3000年ほど前の縄文時代後期から晩期にかけて、河川活動によって形成されたといわれる沖積平野で、弥生時代には、既に、農耕可能な平野になっていたといわれる。

また、1500年程前、この地に生を受けた継体天皇の治山治水事業によって、一面の沼地が豊かな沃野に生まれ変わったともいわれている。その後、文化の発達に伴って地勢の関係から、北陸道の要衝として栄えるようになった。

中世には、市街地の南にある一乗谷に居を構えた朝倉氏が5代にわたり、越前の国守として広大な地域を支配した。当時の一乗谷は小京都とうたわれ栄華をきわめたといわれるが、その居城は、天正元年(1573年)に焼失したままの姿を今日までも残し、日本中世史上極めて貴重な遺跡として、昭和46年7月、国の特別史跡に指定され、目下保存整備の事業が進められている。

市の中心部は、室町時代のころには北の庄と呼ばれ、街づくりの始まりは柴田勝家の城づくりが始まりといわれている。その後は、丹羽長秀、堀秀政らがこの地に城主として任ぜられた。

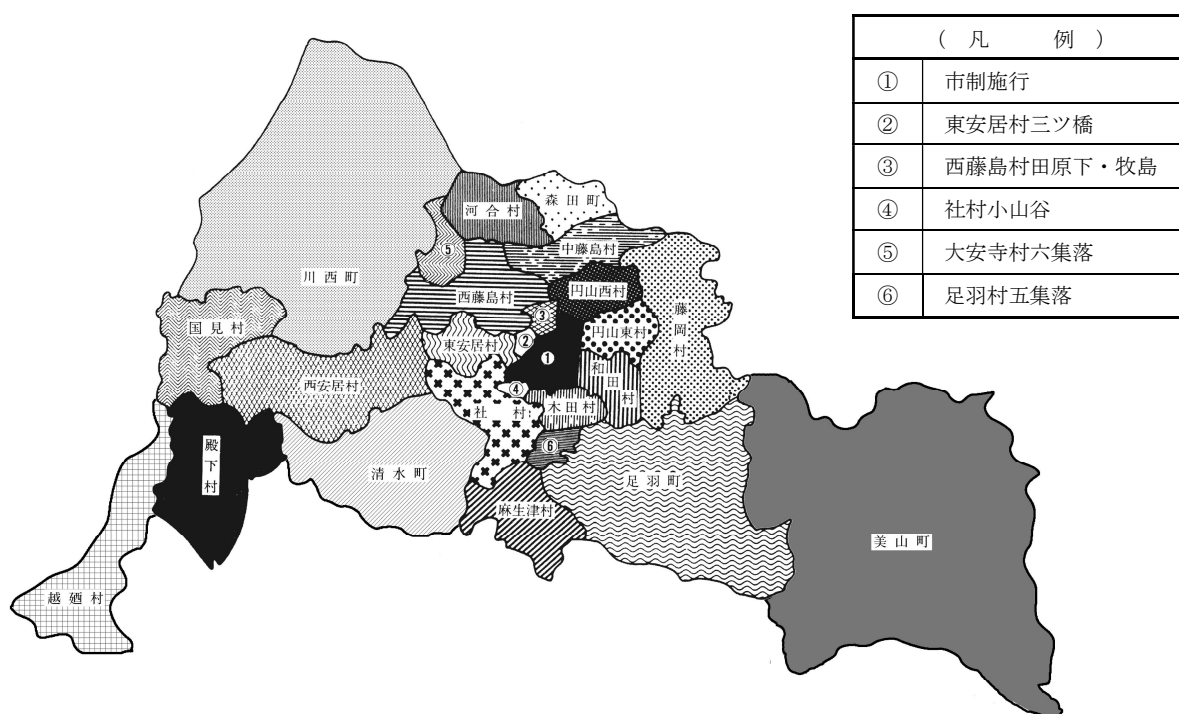
徳川家康の天下平定後は、その二男、結城秀康を68万石の藩主とした。福井の地名については、北庄から福居となり、3代藩主忠昌のとき、福井と改められた。幕末当時の藩主は名君の誉れ高い松平慶永(春嶽)公で、その治下から、橋本左内、由利公正、橘曙覧、笠原白翁など幾多の人材を輩出した。また、慶永は産業振興事業として織物を取り入れ、これが織物王国福井の礎となった。

明治22年に市制が敷かれ福井市となったが、当時の人口は39,863人、面積は4.43平方キロメートルであった。

以来、福井県において政治、経済、文化の中心都市として発展を続けてきている。その間、昭和20年7月の空襲、昭和23年6月の福井大震災と再度にわたって全市が壊滅し致命的な打撃を受け、さらに水害、風害と幾多の災難に見舞われたが、市民の不屈の復興への意欲により、これを乗り越え、今日の『不死鳥のまち福井』を築き上げた。

平成12年11月には特例市に移行し、同18年2月1日には、日常生活圏を同じくする美山町、越廼村、清水町の3町村と合併して人口271,616人(平成18年2月1日現在)、面積536.17平方キロメートルの新「福井市」が誕生した。

平成31年4月には中核市に移行し、現在、地域の特色を生かしながら日本海側の主要都市としてまちづくりを進めている。



(3) 市域の変遷

合併年月日	合併町村名	合併後の人口	面積	累計面積
明治22. 4. 1	市制施行	38,863 人	4.43 km ²	4.43 km ²
昭和 6. 4. 1	足羽郡東安居村三ツ橋	66,162	0.44	4.87
11. 5. 1	〃 和田村	75,273	5.71	10.58
11.10. 1	〃 木田村	81,022	6.31	16.89
14. 8. 1	〃 東安居村	97,772	5.45	22.34
16. 4. 1	吉田郡円山東村	99,124	4.13	26.47
17. 5. 5	〃 円山西村	99,860	6.40	32.87
23. 6. 1	〃 西藤島村田原下・牧島	89,141	1.16	34.03
24. 4. 1	足羽郡社村小山谷	96,407	0.58	34.61
26. 3.30	吉田郡西藤島村	104,881	11.10	45.71
29. 4. 1	足羽郡社村	103,244	14.46	60.17
29. 8. 1	丹生郡西安居村	116,712	28.95	89.12
30. 3.19	吉田郡中藤島村	121,834	7.61	96.73
31. 4.10	足羽郡足羽村5集落	125,165	2.43	99.16
32. 4. 1	坂井郡大安寺村6集落	127,630	4.60	103.76
32. 5. 1	吉田郡河合村	131,393	8.62	112.38
32.10. 1	足羽郡麻生津村	136,814	15.61	127.99
34. 2. 1	丹生郡国見村	141,160	19.60	147.59
36.10. 1	吉田郡藤岡村	156,493	19.35	166.94
38. 4. 1	丹生郡殿下村	158,018	25.40	192.34
42. 5.17	坂井郡川西町	181,111	80.72	273.06
42. 7.30	吉田郡森田町	192,543	6.13	279.19
43. 5. 1	鯖江市と境界変更		—	279.19
46. 9. 1	足羽郡足羽町	217,708	60.05	339.24
48.11. 1	鯖江市と境界変更		△ 0.02	339.22
53. 4.20	春江町と境界変更		—	339.22
53. 4.20	三国町と境界変更		—	339.22
54. 3. 1	松岡町と境界変更		—	339.22
57. 7. 6	福井港内公有水面埋立		0.36	339.58
58. 6.25	〃		0.70	340.28
59. 1.18	〃		0.03	340.31
61. 3. 1	三国町と境界変更		—	340.31
61. 3. 1	春江町と境界変更		—	340.31
63. 3. 1	鯖江市と境界変更		—	340.31
63. 6. 1	〃		—	340.31
平成元.12.25	〃		—	340.31
3.10. 1	朝日町と境界変更		0.29	340.60
6. 3. 3	三国町と境界変更		—	340.60
8. 2. 9	福井港内公有水面埋立		—	340.60
14. 5.15	清水町と境界変更		—	340.60
18. 2. 1	美山町、越廼村、清水町	271,616	195.57	536.17
22. 2. 1	茱崎漁港内公有水面埋立		0.02	536.19
22. 7.16	小丹生町公有水面埋立		0.00	536.19
26.10. 1	国土地理院の面積計測方法変更		0.22	536.41
令和 7.10. 1	電子国土基本図の更新に伴う海岸線の形状変化		△ 0.03	536.38

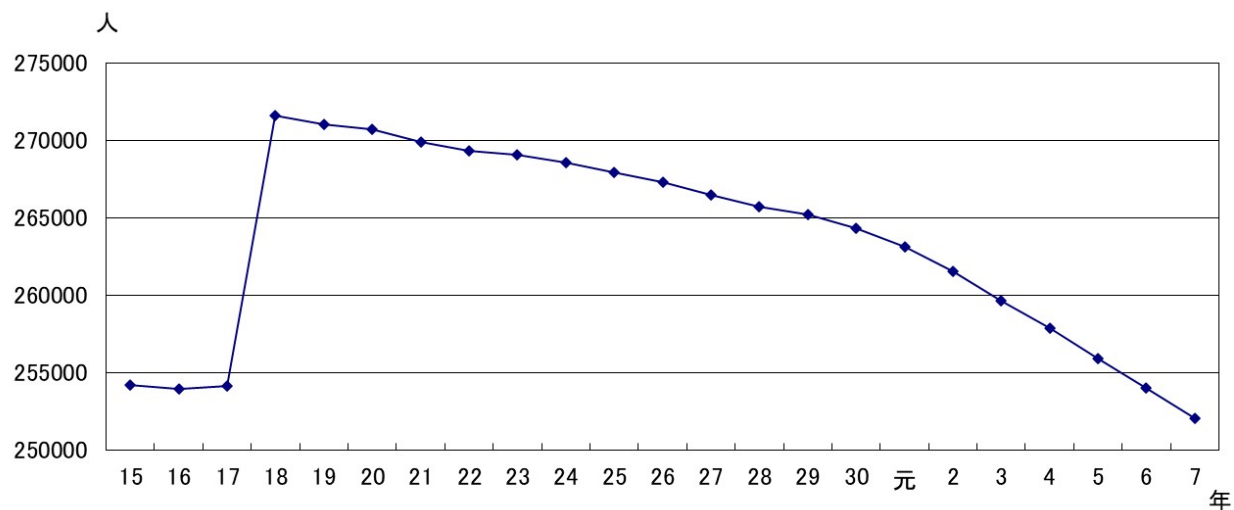
(4) 人口、世帯、面積、税務職員数等の推移

(基準日 : 12月31日)

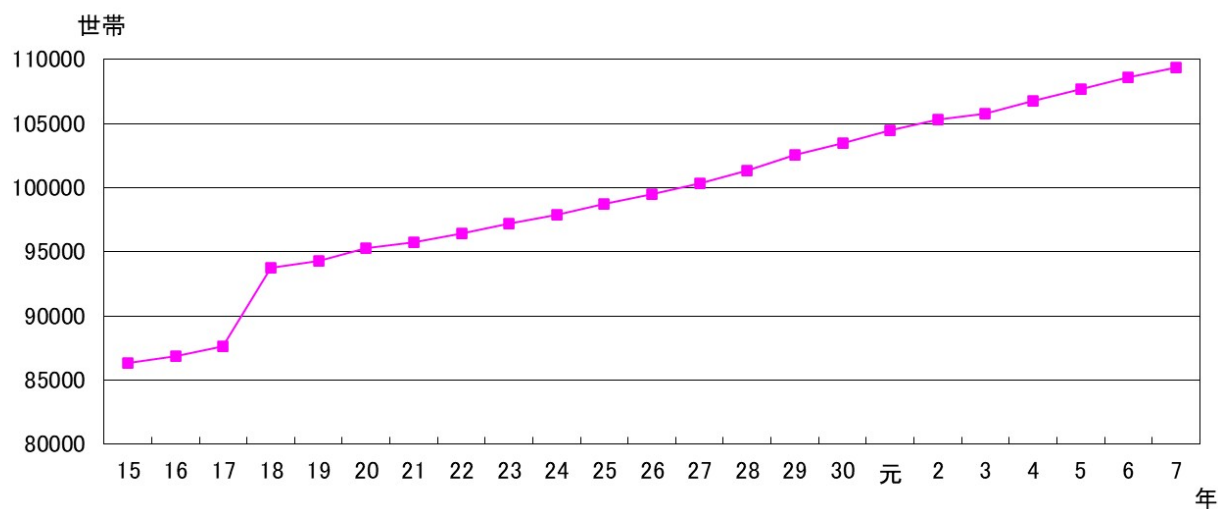
年度	人 口	伸び率	世帯数	伸び率	面 積	人 口 密 度	税 務 職員数	税務職員 一人当り人口
	(人)	(%)	(世帯)	(%)	(km ²)	(人/km ²)	(人)	(人)
15	254,244	99.8	86,373	100.6	340.60	746	94	2,704
16	253,997	99.9	86,853	100.6	340.60	745	93	2,731
17	254,178	100.1	87,666	100.9	340.60	746	93	2,733
18	271,640	106.9	93,785	107.0	536.17	506	101	2,689
19	271,062	99.8	94,333	100.6	536.17	505	100	2,710
20	270,756	99.9	95,289	101.0	536.17	504	105	2,578
21	269,920	99.7	95,779	100.5	536.17	503	106	2,546
22	269,362	99.8	96,423	100.7	536.19	502	106	2,541
23	269,069	99.9	97,180	100.8	536.19	501	106	2,538
24	268,604	99.8	97,893	100.7	536.19	500	103	2,607
25	267,960	99.8	98,726	100.9	536.19	499	105	2,552
26	267,331	99.8	99,520	100.8	536.41	498	102	2,620
27	266,514	99.7	100,312	100.8	536.41	496	98	2,719
28	265,771	99.7	101,329	101.0	536.41	495	89	2,986
29	265,246	99.5	102,520	102.2	536.41	494	85	3,120
30	264,326	99.7	103,494	101.0	536.41	492	89	2,969
元	263,129	99.5	104,495	101.0	536.41	490	88	2,990
2	261,601	99.4	105,313	100.8	536.41	487	89	2,939
3	259,644	99.3	105,796	100.5	536.41	484	87	2,984
4	257,911	99.3	106,800	100.9	536.41	480	86	2,998
5	255,936	99.2	107,669	100.8	536.37	477	88	2,908
6	254,021	99.3	108,623	100.9	536.37	473	88	2,886
7	252,067	99.2	109,391	100.7	536.38	469	88	2,864

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

人口の推移

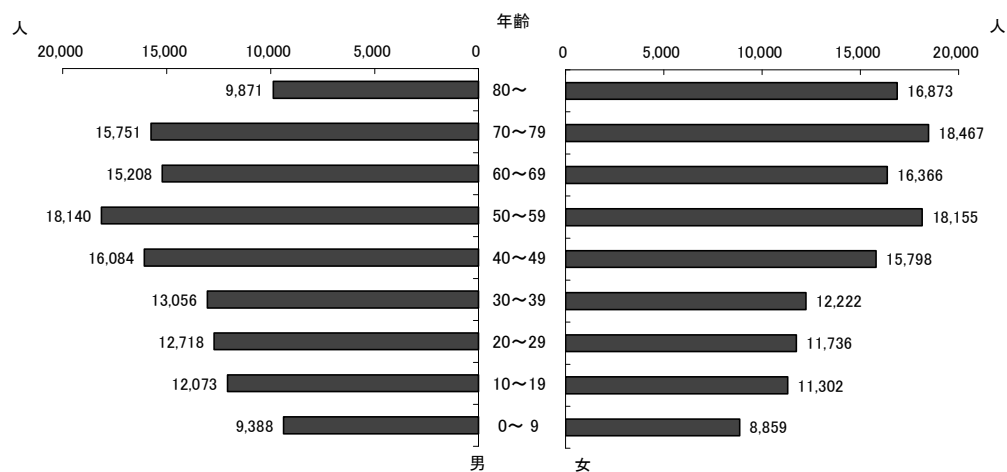


世帯数の推移



年齢別人口統計

令和7年12月31日現在

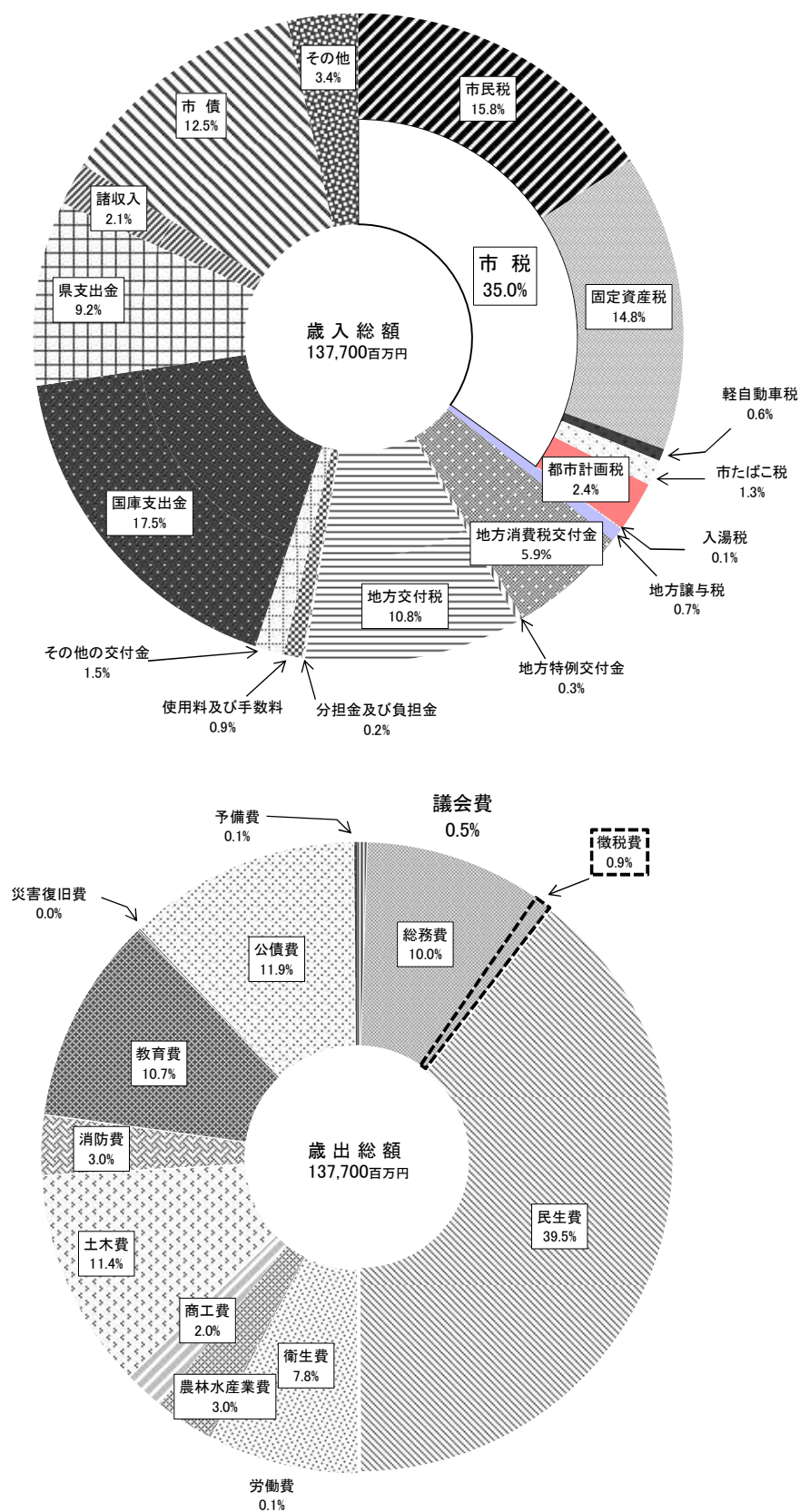


2. 令和8年度一般会計当初予算額

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
款 (項)	予 算 額	構成比	款 (項)	予 算 額	構成比
1 市 税	48,212,000	35.0	1 議 会 費	690,138	0.5
(市 民 税) (	21,749,000) (	15.8)	2 総 務 費	13,707,184	10.0
(固 定 資 産 税) (	20,320,000) (	14.8)	(徴 税 費) (	1,187,459) (	0.9)
(軽 自 動 車 税) (	845,000) (	0.6)	3 民 生 費	54,367,170	39.5
(市 た ば こ 税) (	1,780,000) (	1.3)	4 衛 生 費	10,665,645	7.8
(都 市 計 画 税) (	3,427,000) (	2.4)	5 労 働 費	162,444	0.1
(入 湯 税) (	91,000) (	0.1)	6 農 林 水 産 業 費	4,061,174	3.0
2 地 方 譲 与 税	931,000	0.7	7 商 工 費	2,771,215	2.0
3 利 子 割 交 付 金	83,000	0.1	8 土 木 費	15,626,606	11.4
4 配 当 割 交 付 金	328,000	0.3	9 消 防 費	4,191,736	3.0
5 株式等譲渡所得割交付金	367,000	0.3	10 教 育 費	14,776,139	10.7
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,150,000	0.8	11 災 害 復 旧 費	50,490	0.0
7 地 方 消 費 税 交 付 金	8,100,000	5.9	12 公 債 費	16,430,059	11.9
8 ゴルフ場利用税交付金	27,000	0.0	14 予 備 費	200,000	0.1
10 地 方 特 例 交 付 金	420,000	0.3			
11 地 方 交 付 税	14,800,000	10.8			
12 交通安全対策特別交付金	29,000	0.0			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	204,541	0.2			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,260,469	0.9			
15 国 庫 支 出 金	24,130,227	17.5			
16 県 支 出 金	12,641,805	9.2			
17 財 産 収 入	150,271	0.1			
18 寄 附 金	2,110,799	1.5			
19 繰 入 金	2,389,073	1.7			
20 繰 越 金	200,000	0.1			
21 諸 収 入	2,918,815	2.1			
22 市 債	17,247,000	12.5			
○ 環 境 性 能 割 交 付 金	-	-			
歳 入 合 計	137,700,000	100.0	歳 出 合 計	137,700,000	100.0

3. 令和8年度一般会計当初予算の構成図



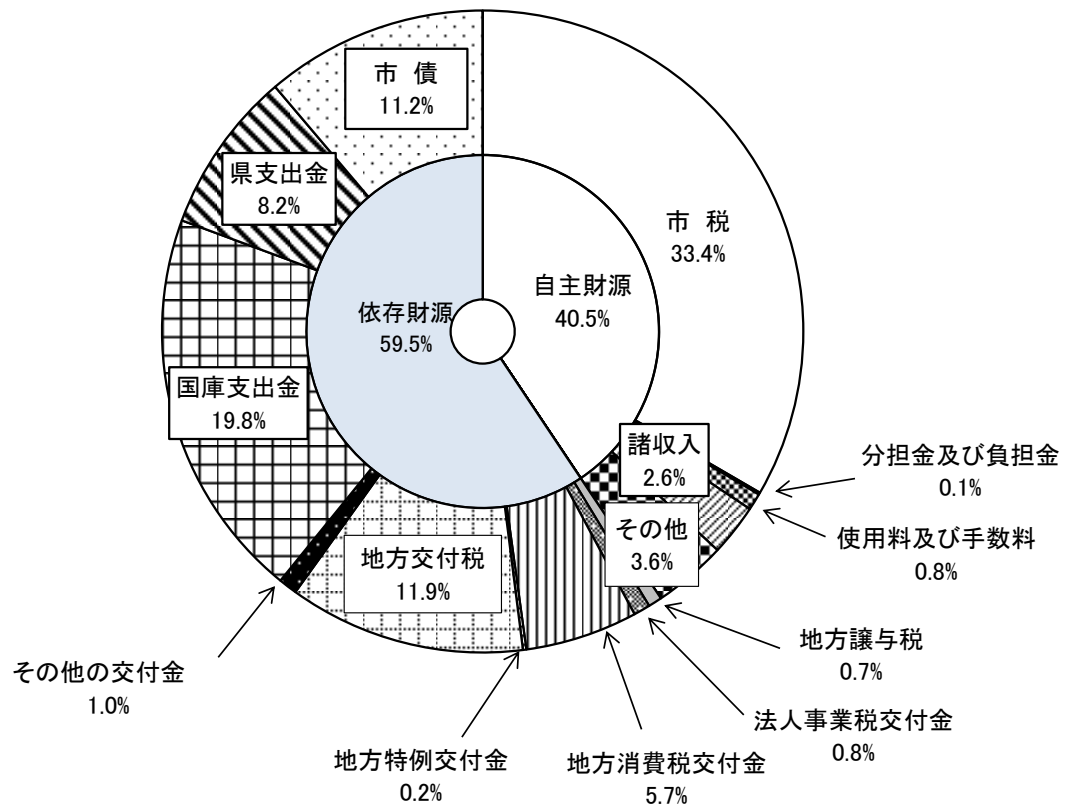
4. 令和7年度一般会計決算額

(単位：千円、%)

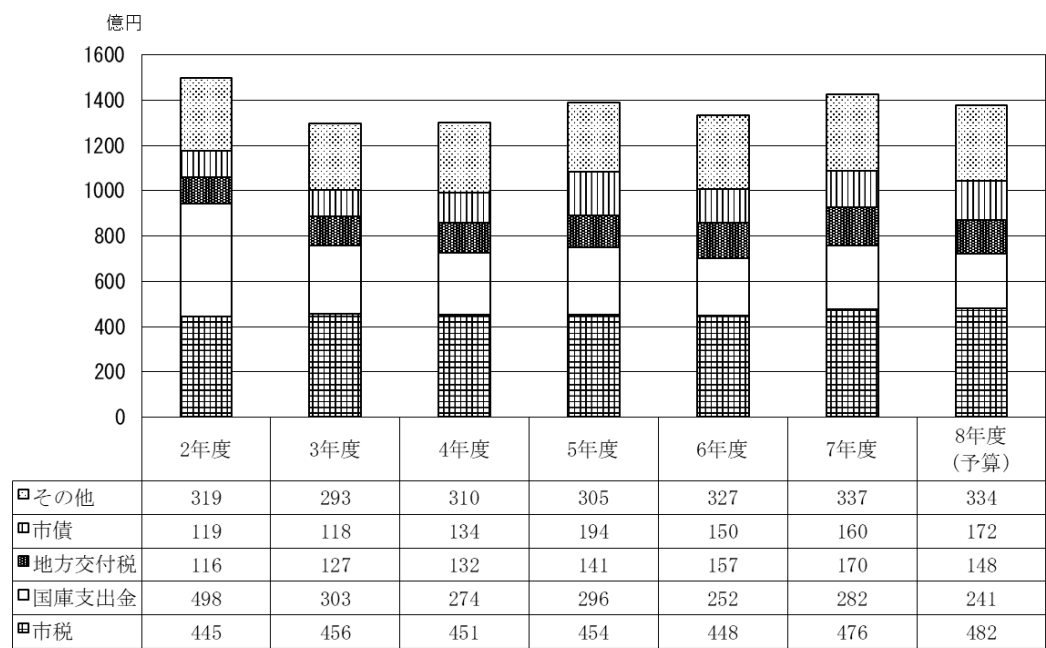
歳 入			歳 出		
款 (項)	決 算 額	構成比	款 (項)	決 算 額	構成比
1 市 税	47,563,508	33.4	1 議 会 費	670,275	0.5
(市 民 税) (	21,389,721) (	15.0)	2 総 務 費	12,844,182	9.3
(固 定 資 産 税) (	19,985,257) (	14.0)	(徴 税 費) (	1,999,402) (	1.4)
(軽 自 動 車 税) (	886,102) (	0.6)	3 民 生 費	52,953,330	38.1
(市 た ば こ 税) (	1,831,870) (	1.3)	4 衛 生 費	13,197,103	9.5
(都 市 計 画 税) (	3,385,567) (	2.4)	5 労 働 費	220,931	0.2
(入 湯 税) (	84,991) (	0.1)	6 農 林 水 産 業 費	3,793,065	2.7
2 地 方 譲 与 税	987,143	0.7	7 商 工 費	2,366,856	1.7
3 利 子 割 交 付 金	81,570	0.1	8 土 木 費	15,968,551	11.5
4 配 当 割 交 付 金	415,568	0.3	9 消 防 費	4,444,854	3.2
5 株式等譲渡所得割交付金	656,166	0.5	10 教 育 費	14,560,434	10.5
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,191,712	0.8	11 災 害 復 旧 費	347,258	0.2
7 地 方 消 費 税 交 付 金	8,088,275	5.7	12 公 債 費	17,445,331	12.6
8 ゴルフ場利用税交付金	23,375	0.0	14 予 備 費	0	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	130,566	0.1			
10 地 方 特 例 交 付 金	243,972	0.2			
11 地 方 交 付 税	17,007,491	11.9			
12 交通安全対策特別交付金	27,771	0.0			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	143,773	0.1			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,212,056	0.8			
15 国 庫 支 出 金	28,159,878	19.8			
16 県 支 出 金	11,647,430	8.2			
17 財 産 収 入	290,760	0.2			
18 寄 附 金	1,265,256	0.9			
19 繰 入 金	499,980	0.3			
20 繰 越 金	3,208,397	2.2			
21 諸 収 入	3,705,265	2.6			
22 市 債	15,964,700	11.2			
歳 入 合 計	142,514,612	100.0	歳 出 合 計	138,812,170	100.0

5. 一般会計歳入（決算額）に占める市税の割合

歳入の性質別構成（令和7年度）



歳入決算額の推移



6. 令和7年度市税の概況

(1) 市税決算

調 定 額 (千円)	収入済額 (千円)	収納率 (%)
48,078,223	47,563,508	98.9

(2) 市税収入の増減

収入済額 (千円)	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)
47,563,508	2,722,612	6.1

(3) 主な税目の増減

税 目	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)
個人市民税	1,783,738	11.7
法人市民税	259,678	6.4
固定資産税	646,805	3.3
たばこ税	△ 46,196	△ 2.5

(4) 法人市民税の業種別増減（現年調定）

	業 種 分 類	増 加 額 (千円)	増加率 (%)		業 種 分 類	減 少 額 (千円)	減少率 (%)
①	保 険 業	207,675	81.0	①	繊維その他軽工業	△ 87,691	△ 20.2
②	小 売 業	88,757	14.2	②	建 設 業	△ 32,342	△ 5.4
③	サービス業その他	32,353	3.8	③	重 工 業	△ 12,153	△ 3.6
④	運輸通信・電力業等	30,613	13.6	④	卸 売 業	△ 952	△ 0.2
⑤	銀行その他金融業	27,977	13.8	⑤			

(5) 固定資産税の状況（現年調定）

	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)	要 因
土 地	△ 1,850	0.0	下落修正等による減少
家 屋	300,750	3.2	駅前再開発ビル等の新規商業施設等課税のため増加
償 却 資 産	358,931	13.5	北陸新幹線福井市通過分架線に加え、民間投資が好調だったため増加
国有資産等交付金	△ 4,801	△ 2.6	国・県資産の減少及び減価償却に伴う価格減少

(6) その他の税の状況（現年調定）

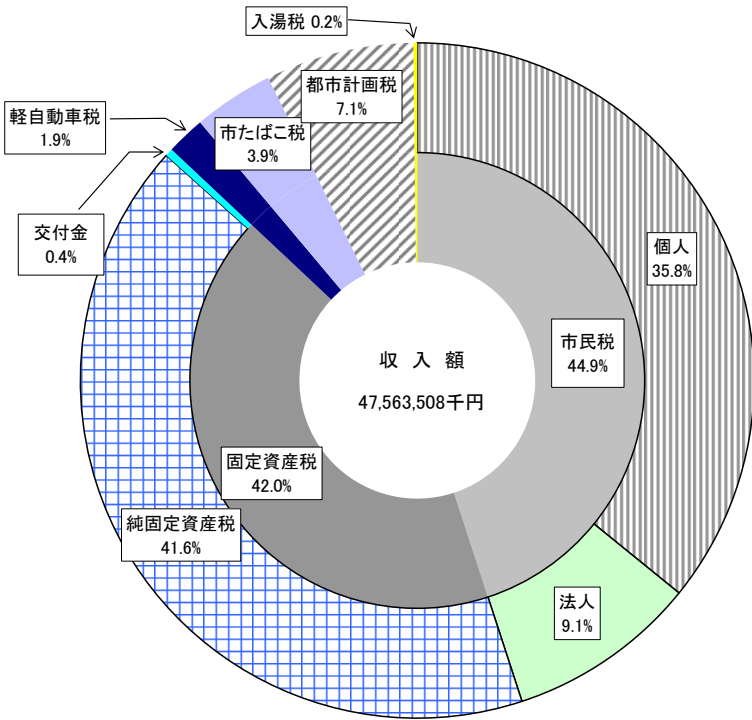
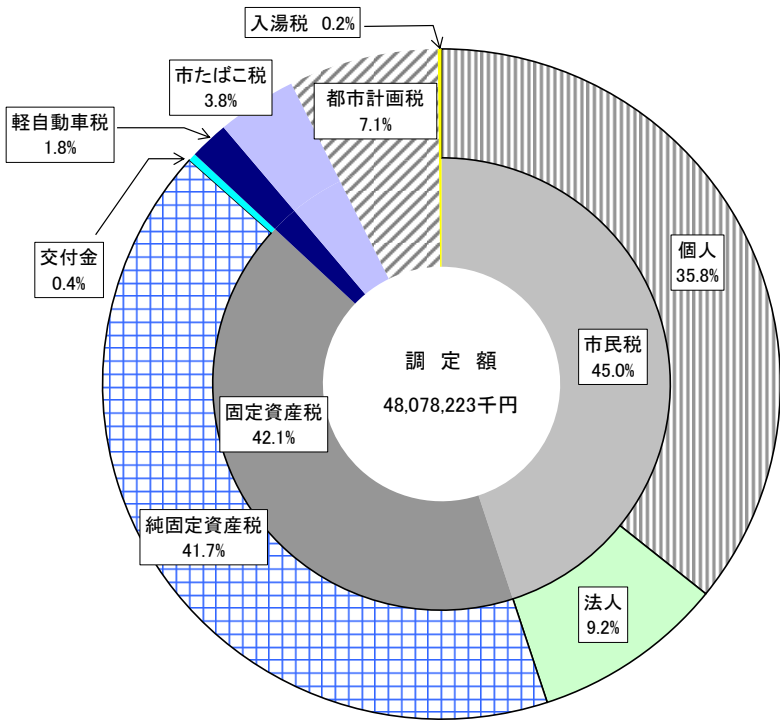
	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)	要 因
都市計画税	62,860	1.9	駅前再開発ビル等の新規商業施設等課税のため増加
軽自動車税	22,824	2.6	軽自動車登録台数の増
市たばこ税	△ 46,196	△ 2.5	売渡本数の減
入 湯 税	△ 7,417	△ 8.0	施設の設備故障等による入湯客の減

7. 令和7年度市税決算一覧表

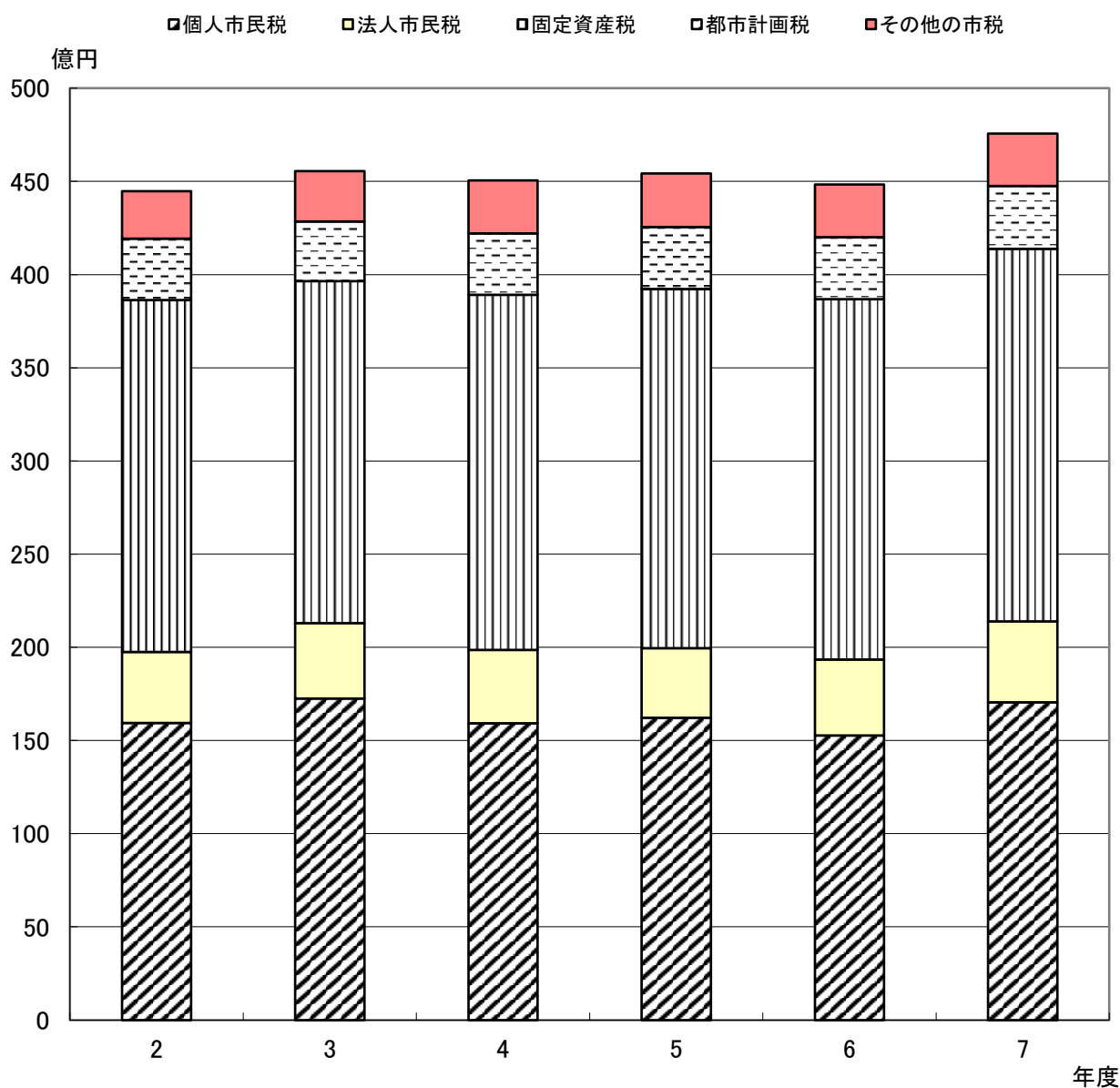
(単位：千円、%)

区 分 税 目		予 算 額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額	対予算収入差額 (C-A)	対調定収入比 (C/B×100)
市 民 税		20,266,000	21,612,040	21,389,721	20,226	202,093	1,123,721	99.0
個 人		16,604,000	17,196,032	17,045,539	18,884	131,609	441,539	99.1
	現年課税分	16,555,000	17,069,845	16,951,266	49	118,530	396,266	99.3
	滞納繰越分	49,000	126,187	94,273	18,835	13,079	45,273	74.7
	法 人	3,662,000	4,416,008	4,344,182	1,342	70,484	682,182	98.4
	現年課税分	3,651,000	4,358,535	4,334,234	0	24,301	683,234	99.4
	滞納繰越分	11,000	57,473	9,948	1,342	46,183	△ 1,052	17.3
固 定 資 産 税		20,088,000	20,225,378	19,985,257	11,486	228,635	△ 102,743	98.8
純固定資産税		19,912,000	20,048,983	19,808,862	11,486	228,635	△ 103,138	98.8
	現年課税分	19,858,000	19,832,702	19,724,772	324	107,606	△ 133,228	99.5
	土 地	6,944,000	6,992,600	6,954,546	324	37,730	10,546	99.5
	家 屋	9,795,000	9,821,276	9,767,829	0	53,447	△ 27,171	99.5
	償却資産	3,119,000	3,018,826	3,002,397	0	16,429	△ 116,603	99.5
	滞納繰越分	54,000	216,281	84,090	11,162	121,029	30,090	38.9
	国有資産等交付金	176,000	176,395	176,395	0	0	395	100.0
軽 自 動 車 税		896,000	896,716	886,102	1,597	9,017	△ 9,898	98.8
	現年課税分	826,000	819,598	811,399	46	8,153	△ 14,601	99.0
	滞納繰越分	4,000	9,733	7,318	1,551	864	3,318	75.2
	環境性能割	66,000	67,385	67,385	0	0	1,385	100.0
市 た ば こ 税		1,876,000	1,831,870	1,831,870	0	0	△ 44,130	100.0
都 市 計 画 税		3,383,000	3,427,228	3,385,567	2,016	39,645	2,567	98.8
	現年課税分	3,374,000	3,389,243	3,370,798	55	18,390	△ 3,202	99.5
	土 地	1,601,000	1,608,986	1,600,230	55	8,701	△ 770	99.5
	家 屋	1,773,000	1,780,257	1,770,568	0	9,689	△ 2,432	99.5
	滞納繰越分	9,000	37,985	14,769	1,961	21,255	5,769	38.9
入 湯 税		103,000	84,991	84,991	0	0	△ 18,009	100.0
	現年課税分	46,485,000	47,630,564	47,353,110	474	276,980	868,110	99.4
	滞納繰越分	127,000	447,659	210,398	34,851	202,410	83,398	47.0
市 税 合 計		46,612,000	48,078,223	47,563,508	35,325	479,390	951,508	98.9

8. 令和7年度市税決算 税目別構成図



9. 市税決算額の推移



(単位: 千円)

年 度	2	3	4	5	6	7
個人市民税	15,934,354	17,258,244	15,917,944	16,215,393	15,261,801	17,045,539
法人市民税	3,809,638	4,044,029	3,946,184	3,735,963	4,084,504	4,344,182
固定資産税	18,897,554	18,339,411	19,051,897	19,280,192	19,338,452	19,985,257
都市計画税	3,286,673	3,204,824	3,296,444	3,321,164	3,323,687	3,385,567
その他の市税	2,552,021	2,712,915	2,845,953	2,871,380	2,832,452	2,802,963
合 計	44,480,240	45,559,423	45,058,422	45,424,092	44,840,896	47,563,508

10. 市税年度別決算表

区 分 税 目		令 和 4 年 度					令 和 5 年 度			
		予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率
市 民 税	1	19,918,000	20,114,362	19,864,128	△ 6.8	98.8	19,702,000	20,175,634	19,951,356	0.4
個 人	2	15,877,000	16,116,364	15,917,944	△ 7.8	98.8	15,679,000	16,376,424	16,215,393	1.9
現年課税分	3	15,778,000	15,921,809	15,823,436	△ 7.6	99.4	15,591,000	16,215,407	16,130,537	1.9
滞納繰越分	4	99,000	194,555	94,508	△ 26.9	48.6	88,000	161,017	84,856	△ 10.2
法 人	5	4,041,000	3,997,998	3,946,184	△ 2.4	98.7	4,023,000	3,799,210	3,735,963	△ 5.3
現年課税分	6	4,034,000	3,949,386	3,938,751	△ 1.8	99.7	4,014,000	3,754,236	3,729,830	△ 5.3
滞納繰越分	7	7,000	48,612	7,433	△ 77.0	15.3	9,000	44,974	6,133	△ 17.5
固 定 資 産 税	8	18,985,000	19,441,396	19,051,898	3.9	98.0	19,370,000	19,643,056	19,280,192	1.2
純固定資産税	9	18,788,000	19,243,517	18,854,019	4.0	98.0	19,182,000	19,454,845	19,091,981	1.3
現年課税分	10	18,655,000	18,836,170	18,755,161	5.1	99.6	19,066,000	19,120,944	19,016,730	1.4
滞納繰越分	11	133,000	407,347	98,858	△ 65.6	24.3	116,000	333,901	75,251	△ 23.9
国有資産等交付金	12	197,000	197,879	197,879	△ 2.6	100.0	188,000	188,211	188,211	△ 4.9
軽 自 動 車 税	12	810,000	835,844	816,350	5.8	97.7	850,000	852,991	837,894	2.6
現年課税分	14	751,000	762,777	753,768	3.5	98.8	784,000	784,987	777,301	3.1
滞納繰越分	15	6,000	16,380	5,895	△ 16.5	36.0	7,000	15,377	7,966	35.1
環境性能割	16	53,000	56,687	56,687	56.3	100.0	59,000	52,627	52,627	△ 7.2
市 た ば こ 税	17	1,828,000	1,955,365	1,955,365	4.0	100.0	1,809,000	1,946,515	1,946,515	△ 0.5
特別土地保有税	18	0	342	0	——	——	0	0	0	——
現年課税分	19	0	0	0	——	——	0	0	0	——
滞納繰越分	20	0	342	0	——	——	0	0	0	——
都 市 計 画 税	21	3,291,000	3,365,312	3,296,444	2.9	98.0	3,331,000	3,385,106	3,321,164	0.7
現年課税分	22	3,268,000	3,293,076	3,278,913	4.0	99.6	3,311,000	3,325,961	3,307,834	0.9
滞納繰越分	23	23,000	72,236	17,531	△ 65.6	24.3	20,000	59,145	13,330	△ 24.0
入 湯 税	24	63,000	74,237	74,237	19.4	100.0	75,000	86,971	86,971	17.2
現年課税分	25	63,000	74,237	74,237	19.4	100.0	75,000	86,971	86,971	17.2
滞納繰越分	26	0	0	0	——	——	0	0	0	——
現年課税分	27	44,627,000	45,047,386	44,834,198	△ 0.5	99.5	44,897,000	45,475,859	45,236,556	0.9
滞納繰越分	28	268,000	739,472	224,225	△ 55.7	30.3	240,000	614,414	187,536	△ 16.4
市 税 合 計	29	44,895,000	45,786,858	45,058,423	△ 1.1	98.4	45,137,000	46,090,273	45,424,092	0.8

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：千円、%)

令和6年度						令和7年度					
収納率	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率	
98.9	18,527,369	19,568,877	19,346,305	△ 3.0	98.9	20,266,000	21,612,040	21,389,721	10.6	99.0	1
99.0	14,804,369	15,422,925	15,261,801	△ 5.9	99.0	16,604,000	17,196,032	17,045,539	11.7	99.1	2
99.5	14,735,369	15,304,123	15,180,607	△ 5.9	99.2	16,555,000	17,069,845	16,951,266	11.7	99.3	3
52.7	69,000	118,802	81,194	△ 4.3	68.3	49,000	126,187	94,273	16.1	74.7	4
98.3	3,723,000	4,145,952	4,084,504	9.3	98.5	3,662,000	4,416,008	4,344,182	6.4	98.4	5
99.3	3,716,000	4,088,195	4,075,931	9.3	99.7	3,651,000	4,358,535	4,334,234	6.3	99.4	6
13.6	7,000	57,757	8,573	39.8	14.8	11,000	57,473	9,948	16.0	17.3	7
98.2	19,445,000	19,600,296	19,338,452	0.3	98.7	20,088,000	20,225,378	19,985,257	3.3	98.8	8
98.1	19,265,000	19,419,100	19,157,256	0.3	98.7	19,912,000	20,048,983	19,808,862	3.4	98.8	9
99.5	19,206,000	19,174,871	19,067,336	0.3	99.4	19,858,000	19,832,702	19,724,772	3.4	99.5	10
22.5	59,000	244,229	89,920	19.5	36.8	54,000	216,281	84,090	△ 6.5	38.9	11
100.0	180,000	181,196	181,196	△ 3.7	100.0	176,000	176,395	176,395	△ 2.6	100.0	12
98.2	859,000	875,075	861,978	2.9	98.5	896,000	896,716	886,102	2.8	98.8	12
99.0	806,000	801,703	793,350	2.1	99.0	826,000	819,598	811,399	2.3	99.0	14
51.8	6,000	10,916	6,172	△ 22.5	56.5	4,000	9,733	7,318	18.6	75.2	15
100.0	47,000	62,456	62,456	18.7	100.0	66,000	67,385	67,385	7.9	100.0	16
100.0	1,959,000	1,878,066	1,878,066	△ 3.5	100.0	1,876,000	1,831,870	1,831,870	△ 2.5	100.0	17
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	18
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	19
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	20
98.1	3,370,000	3,369,731	3,323,687	0.1	98.6	3,383,000	3,427,228	3,385,567	1.9	98.8	21
99.5	3,360,000	3,326,383	3,307,727	0.0	99.4	3,374,000	3,389,243	3,370,798	1.9	99.5	22
22.5	10,000	43,348	15,960	19.7	36.8	9,000	37,985	14,769	△ 7.5	38.9	23
100.0	96,000	92,408	92,408	6.3	100.0	103,000	84,991	84,991	△ 8.0	100.0	24
100.0	96,000	92,408	92,408	6.3	100.0	103,000	84,991	84,991	△ 8.0	100.0	25
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	26
99.5	44,105,369	44,909,401	44,639,077	△ 1.3	99.4	46,485,000	47,630,564	47,353,110	6.1	99.4	27
30.5	151,000	475,052	201,819	7.6	42.5	127,000	447,659	210,398	4.3	47.0	28
98.6	44,256,369	45,384,453	44,840,896	△ 1.3	98.8	46,612,000	48,078,223	47,563,508	6.1	98.9	29

1 1. 税目別月別収入額調

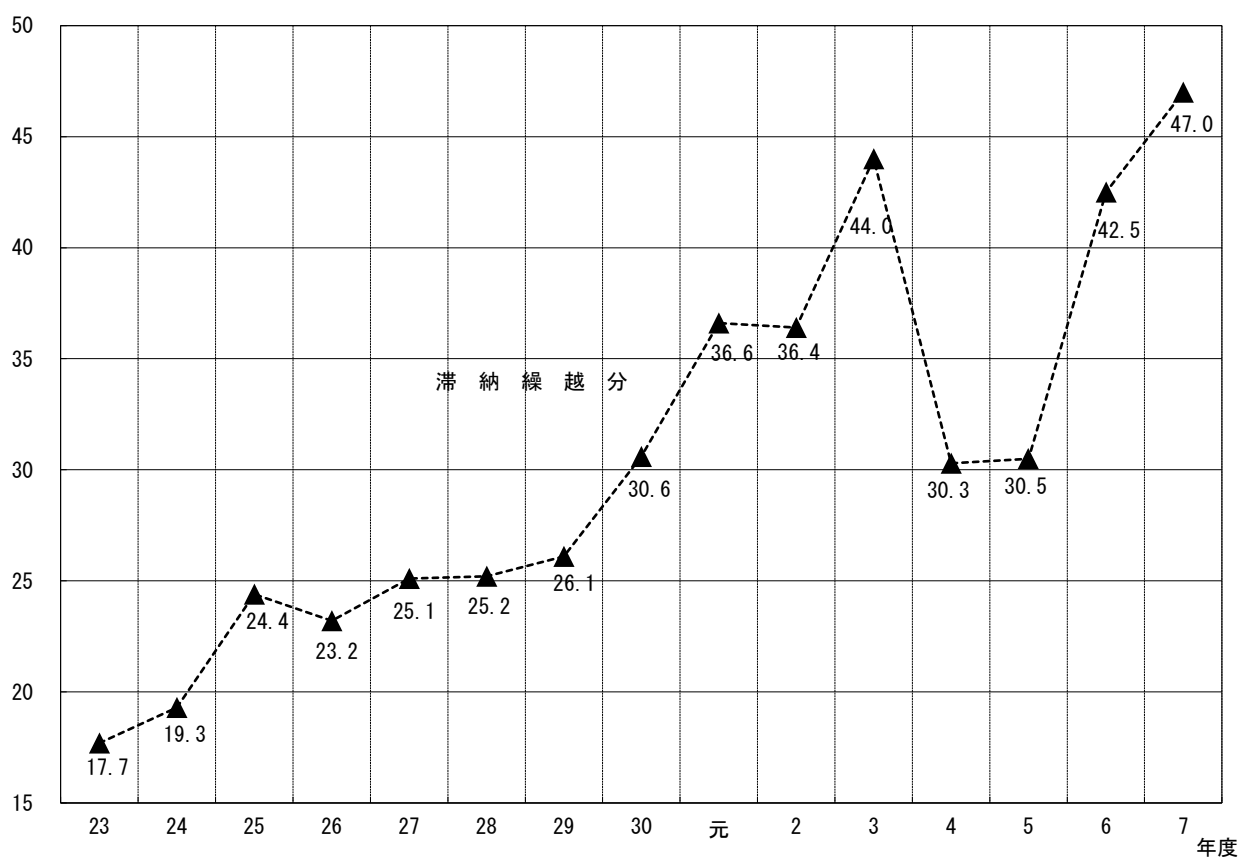
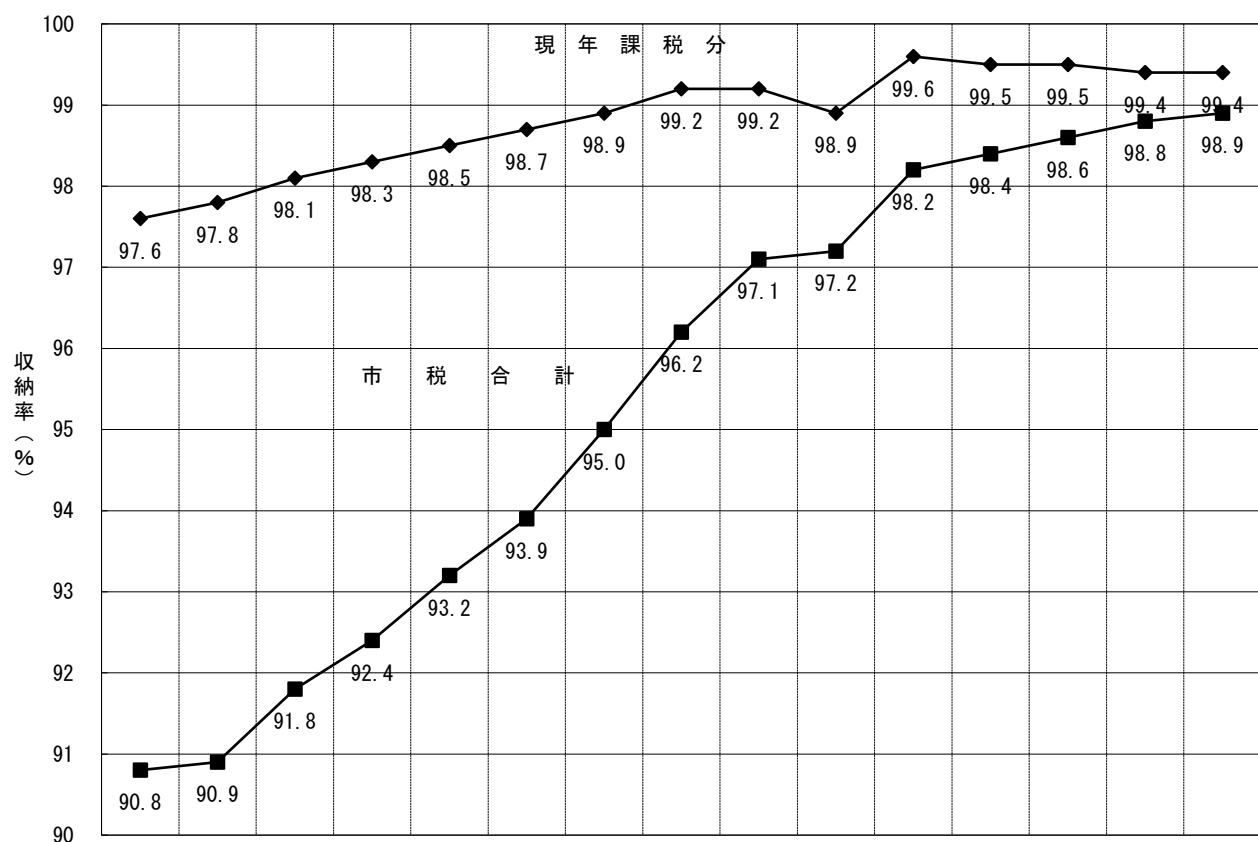
税 目		月 別						
		4	5	6	7	8	9	10
令和6年度	市 税 合 計	3,070,336	10,872,803	3,457,543	2,203,499	4,381,127	2,069,890	1,750,775
	(構 成 比)	6.8	24.2	7.7	4.9	9.8	4.6	3.9
	現年課税分	3,065,648	10,868,966	3,425,496	2,172,361	4,359,029	2,039,659	1,737,885
	(構 成 比)	6.9	24.3	7.7	4.9	9.8	4.6	3.9
	滞納繰越分	4,688	3,836	32,046	31,138	22,098	30,231	12,890
	(構 成 比)	2.3	1.9	15.9	15.4	10.9	15.0	6.4
令和7年度	市 税 合 計	3,322,013	10,910,144	3,746,718	3,260,590	4,667,727	2,120,378	1,645,478
	(構 成 比)	7	22.9	7.9	6.9	9.8	4.5	3.5
	現年課税分	3,316,936	10,905,534	3,700,972	3,211,960	4,639,414	2,088,932	1,628,119
	(構 成 比)	7	23	7.8	6.8	9.8	4.4	3.4
	滞納繰越分	5,077	4,610	45,746	48,630	28,314	31,446	17,358
	(構 成 比)	2.4	2.2	21.7	23.1	13.5	14.9	8.3
	個人市民税	101,333	1,207,245	1,514,582	2,449,744	1,195,519	1,569,029	1,228,460
	(構 成 比)	0.6	7.1	8.9	14.4	7.0	9.2	7.2
	法人市民税	139,154	447,990	1,247,813	131,125	173,648	226,297	156,167
	(構 成 比)	3.2	10.3	28.7	3.0	4.0	5.2	3.6
	固定資産税	2,621,011	7,501,130	352,489	392,450	2,673,456	119,609	79,434
	(構 成 比)	13.1	37.5	1.8	2.0	13.4	0.6	0.4
	軽自動車税	5,137	317,269	436,021	53,932	17,091	9,576	6,852
	(構 成 比)	0.6	35.8	49.2	6.1	1.9	1.1	0.8
	市たばこ税	16	149,870	156,188	159,361	145,100	164,508	154,059
	(構 成 比)	0.0	8.2	8.5	8.7	7.9	9.0	8.4
	都市計画税	447,627	1,279,297	31,715	67,252	456,613	23,852	13,507
	(構 成 比)	13.2	37.8	0.9	2.0	13.5	0.7	0.4
	入 湯 税	7,736	7,344	7,911	6,725	6,299	7,507	7,000
	(構 成 比)	9.1	8.6	9.3	7.9	7.4	8.8	8.2

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：千円、%)

月				別			
11	12	1	2	3	4	5	合 計
2,159,997 4.8	4,704,682 10.5	2,219,042 4.9	2,059,801 4.6	4,681,996 10.4	1,160,748 2.6	48,658 0.1	44,840,896 100.0
2,149,239 4.8	4,687,843 10.5	2,197,599 4.9	2,050,941 4.6	4,675,003 10.5	1,160,748 2.6	48,658 0.1	44,639,077 100.0
10,758 5.3	16,838 8.3	21,444 10.6	8,860 4.4	6,992 3.5	0 0.0	0 0.0	201,819 100.0
2,134,799 4.5	5,108,831 10.7	2,281,143 4.8	2,037,947 4.3	4,983,255 10.5	1,282,251 2.7	62,235 0.1	47,563,508 100.0
2,109,246 4.5	5,129,773 10.8	2,271,222 4.8	2,031,795 4.3	4,974,720 10.5	1,282,251 2.7	62,235 0.1	47,353,110 100.0
25,552 12.1	-20,942 -10.0	9,921 4.7	6,152 2.9	8,535 4.1	0 0.0	0 0.0	210,398 100.0
1,566,668 9.2	1,177,886 6.9	1,312,637 7.7	1,401,223 8.2	1,321,790 7.8	975,525 5.7	23,898 0.1	17,045,539 100.0
338,041 7.8	904,456 20.8	101,099 2.3	134,859 3.1	325,194 7.5	17,488 0.4	851 0.0	4,344,182 100.0
51,491 0.3	2,434,941 12.2	603,676 3.0	281,541 1.4	2,712,416 13.6	130,271 0.7	31,343 0.2	19,985,257 100.0
8,420 1	11,029 1.2	7,508 0.8	6,289 0.7	5,734 0.6	756 0.1	489 0.1	886,102 100.0
154,939 8.5	156,460 8.5	146,510 8.0	161,471 8.8	147,851 8.1	135,540 7.4	0 0.0	1,831,870 100.0
8,859 0.3	416,458 12.3	103,063 3.0	46,172 1.4	463,532 13.7	22,262 0.7	5,356 0.2	3,385,567 100.0
6,381 7.5	7,600 8.9	6,650 7.8	6,393 7.5	6,738 7.9	409 0.5	298 0.4	84,991 100.0

12. 市税収納率の推移



13. 市民一人当り・一世帯当り・納税者一人当り市税負担額

(単位：円)

区 分	5			6			7			8 (予算)		
	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額
普 通 税	165,091	390,545	—	163,951	381,254	—	175,844	403,172	—	178,241	408,668	—
市 民 税	78,394	185,451	—	76,569	178,054	—	85,303	195,581	—	86,735	198,866	—
個 人	63,714	150,724	114,952	60,403	140,462	107,205	67,978	155,859	118,521	69,846	160,143	121,778
法 人	14,680	34,726	255,328	16,166	37,592	277,952	17,325	39,722	290,951	16,889	38,724	283,638
固 定 資 産 税	75,757	179,212	184,443	76,538	177,982	184,046	79,702	182,739	190,425	81,037	185,800	193,614
軽 自 動 車 税	3,292	7,788	8,665	3,412	7,933	8,843	3,534	8,102	9,047	3,370	7,726	8,628
市 た ば こ 税	7,648	18,093	—	7,433	17,285	—	7,306	16,750	—	7,099	16,276	—
特別土地保有税	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
目 的 税	13,391	31,679	—	13,520	31,440	—	13,841	31,734	—	14,030	32,168	—
都 市 計 画 税	13,050	30,871	41,586	13,154	30,590	41,312	13,502	30,957	42,175	13,667	31,335	42,691
入 湯 税	342	808	—	366	850	—	339	777	—	363	832	—
市 税 合 計	178,482	422,224	—	177,471	412,694	—	189,684	434,906	—	192,270	440,836	—

14. 市税状況調

年 度 区 分		3		4		5		6		7	
		金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比
予 算 額		41,939,000	94.2	44,895,000	107.0	45,137,000	100.5	44,256,369	98.0	46,612,000	105.3
調 定 額		46,403,000	101.4	45,786,858	98.7	46,090,273	100.7	45,384,453	98.5	48,078,223	105.9
収 入 額		45,559,423	102.4	45,058,422	98.9	45,424,092	100.8	44,840,896	98.7	47,563,508	106.1
不納欠損額		101,470	82.0	110,940	109.3	186,854	168.4	91,043	48.7	35,325	38.8
収納率	対予算	108.6		100.4		100.6		101.3		102.0	
	対調定	98.2		98.4		98.6		98.8		98.9	
指 数 H12年度 =100	予算額	95.5		102.3		102.8		100.8		106.2	
	調定額	98.3		97.0		97.6		96.1		101.8	
	収入額	103.7		102.6		103.4		102.1		108.3	
人 口		258,198		256,435		254,502		252,666		250,751	
世 帯 数		105,638		106,722		107,583		108,654		109,365	
1世帯人口		2.4		2.4		2.4		2.3		2.3	
税務職員	職員数	87		86		88		88		88	
	1人当り人口	2,967		2,981		2,892		2,871		2,849	
	1人当り世帯数	1,214		1,241		1,223		1,235		1,243	
	1人当り人件費	6,874		7,030		6,739		6,962		7,184	
税務職員 1人当り 賦課額	予算額	482,057		522,035		512,920		502,913		529,682	
	調定額	533,368		532,405		523,753		515,732		546,343	

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

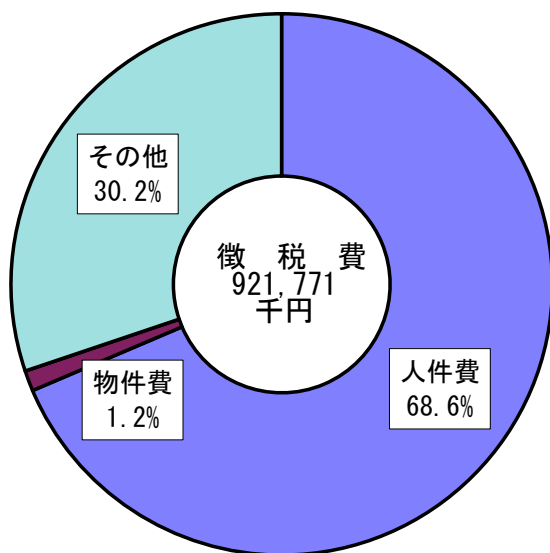
15. 市税の徴税費に関する調

(単位：千円)

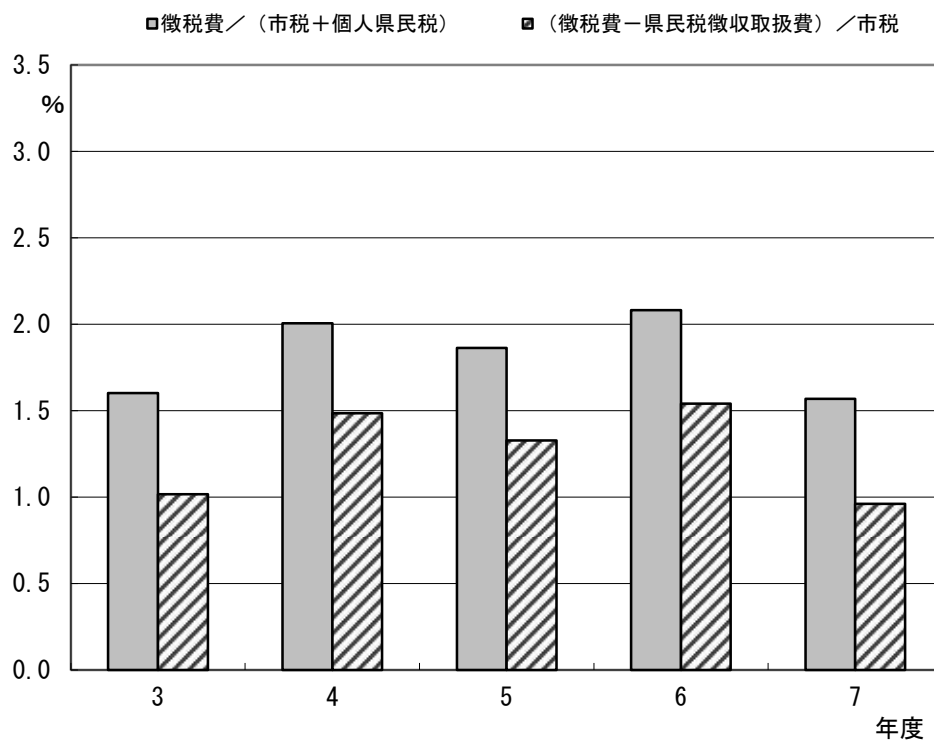
区 分 \ 年 度		3	4	5	6	7	
税収入額	1. 市 税	45, 559, 423	45, 058, 422	45, 424, 092	44, 840, 896	47, 563, 508	
	2. 個 人 県 民 税	11, 384, 857	10, 491, 503	10, 689, 969	10, 033, 894	11, 215, 457	
	3. 合 計	56, 944, 280	55, 549, 925	56, 114, 061	54, 874, 790	58, 778, 965	
徴 税 費	人 件 費	4. 基 本 給	307, 058	304, 935	301, 803	312, 195	318, 860
		5. 諸 手 当	176, 315	185, 343	178, 637	181, 260	188, 956
		6. そ の 他	114, 640	114, 338	112, 551	119, 215	124, 419
		7. 小 計	598, 013	604, 616	592, 991	612, 670	632, 235
	物 件 費	8. 旅 費	605	707	847	879	981
		9. 賃 金	0	0	0	0	0
		10. そ の 他	9, 342	9, 946	10, 257	10, 459	10, 342
		11. 小 計	9, 947	10, 653	11, 104	11, 338	11, 323
	報 奨 金 等	12. 納期前納付の奨励金	—	—	—	—	—
		13. 納 税 奨 励 金	11, 038	10, 424	9, 562	0	0
		14. そ の 他	3, 529	3, 386	3, 242	0	0
		15. 小 計	14, 567	13, 810	12, 804	0	0
	16. そ の 他	290, 147	485, 213	428, 770	518, 448	278, 213	
	17. 合 計	912, 674	1, 114, 292	1, 045, 669	1, 142, 456	921, 771	
	県 民 税 徴収取扱費	18. 納税義務者数を基準にした金額	421, 398	420, 102	420, 315	424, 344	430, 209
		19. 通知書を基準にした金額	—	—	—	—	—
		20. 徴収額を基準にした金額	21	0	0	0	0
21. 報奨金額に相当する金額		—	—	—	—	—	
22. 還付金等に相当する金額		28, 259	25, 089	21, 787	26, 735	34, 145	
23. 合 計		449, 678	445, 191	442, 102	451, 079	464, 354	
24. (17 — 23)		462, 996	669, 101	603, 567	691, 377	457, 417	
税収入に対 する徴税費 の 割 合	25. (17 / 3)	1. 6	2. 0	1. 9	2. 1	1. 6	
	26. (24 / 1)	1. 0	1. 5	1. 3	1. 5	1. 0	
徴税職員数	吏 員	85	84	86	87	87	
	そ の 他	2	2	2	1	1	
	27. 合 計	87	86	88	88	88	
	臨 時 職 員	0	0	0	0	0	
職員 1 人当りの人件費 (7 / 27)		6, 874	7, 030	6, 739	6, 962	7, 184	

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

16. 令和7年度徴税费構成図

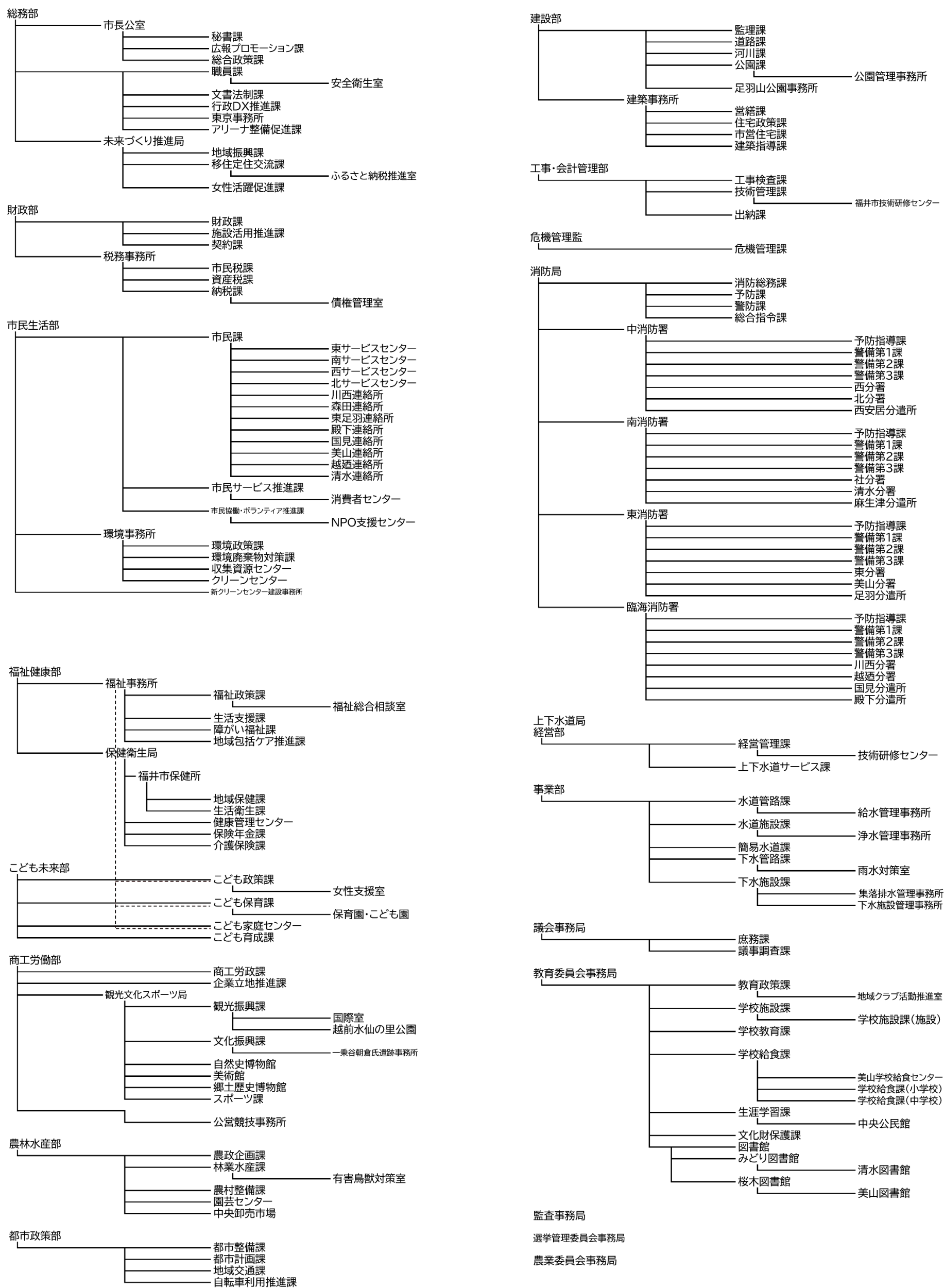


17. 税収入に対する徴税费割合



稅 務 機 構

1. 福井市行政機構図



(令和8年4月1日現在)

2. 税務機構および事務分掌

(令和8年4月1日現在)

部	所	課	係 等	事 務 分 掌
財 政 部	税 務 事 務 所	市 民 税 課	税制・管理係	1 市税に係る税制に関すること。 2 市税の予算、決算及び調定並びに税務諸統計に関すること。 3 市たばこ税・入湯税の申告及び調定に関すること。 4 税証明、公印、文書取扱その他課内の庶務に関すること。 5 不服申立及び固定資産評価審査委員会に関すること。
			個人市民税1・2係	1 個人市・県民税及び森林環境税の賦課、減免、申告受付、指導に関すること。 2 個人市・県民税及び森林環境税の特別徴収事務に関すること。 3 無申告その他の所得調査に関すること。
			法人・軽自係	1 法人市民税の申告、減免及び調定に関すること。 2 軽自動車税の賦課、減免及び調定に関すること。
			共 通 業 務	1 税の相談窓口・還付申告の受付に関すること。 2 新総合行政システムに関すること。 3 収納支援に関すること。 4 租税教育の推進並びに納税思想の普及及び啓発に関すること。
		資 産 税 課	償却・管理係	1 現所有者及び納税管理人に関すること。 2 資産証明に関すること。 3 固定資産課税台帳、地籍図等の閲覧に関すること。 4 固定資産概要調書の作成に関すること。 5 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 6 電算システムに関すること。 7 償却資産申告に関すること。 8 償却資産の評価及び賦課に関すること。
			土 地 係	1 土地の評価及び価格の通知に関すること。 2 土地に係る固定資産税、都市計画税賦課に関すること。 3 地籍図の管理に関すること。 4 土地評価システムに関すること。
			家 屋 係	1 家屋の評価及び価格の通知に関すること。 2 家屋に係る固定資産税、都市計画税賦課に関すること。 3 家屋評価システムに関すること。
			共 通 業 務	1 市税等の収納支援に関すること。

部	所	課	係 等	事 務 分 掌
財 政 部	税 務 所	納 税 課	企 画 係	1 執行停止（事後監査）に関すること。 2 督促に関すること。 3 夜間納税相談に関すること。 4 各種統計に関すること。 5 他課との連絡調整に関すること。 6 滞納整理事務の効率化に関すること。 7 予算の見積・執行、決算に関すること。 8 文書管理に関すること。
			収 納 管 理 係	1 市税等の収納消込に関すること。 2 市税等の口座振替に関すること。 3 納税証明に関すること。
			還 付 ・ 充 当 係	1 市税等の充当及び還付に関すること。 2 還付加算金に関すること。 3 償還金の更正及び還付に関すること。
			徴 収 1 ・ 2 係	1 滞納処分に関すること。 2 滞納管理システムの管理及び更新に関すること。 3 捜索に関すること。 4 財産調査の実施に関すること。 5 処分財産の管理に関すること。
		債 権 管 理 室	債 権 管 理 係	1 移管債権の滞納処分等に関すること。 2 公売に関すること。 3 債権管理に係る相談及び助言に関すること。 4 債権放棄に関すること。

3. 税務職員に関する調

(1) 税務職員配置人員

(令和8年4月1日現在)

課 係 等			職 員 数								計
			課 長	副課長	課長補佐	専門幹	主 幹	副主幹	主 査	主 事	
税 務 事 務 所 <											

注：合計は所長を含む

(2) 税務職員数の割合

(令和8年4月1日現在)

年 度	3	4	5	6	7	8
市長部局 (A)	1,634人	1,629人	1,584人	1,586人	1,560人	1,564人
税務職員 (B)	104人	104人	102人	102人	99人	102人
B / A	6.36%	6.38%	6.44%	6.43%	6.35%	6.52%

(3) 税務職員年齢調

(令和8年4月1日現在)

区 分		20歳未満	30歳未満	40歳未満	50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
税 務 所	市民税課	0	6	11	3	6	26	40.3
	資産税課	0	9	10	7	7	33	39.3
	納 税 課	0	7	16	11	9	43	40.2
	計	0	22	37	21	22	102	39.9

(注) 市民税課は所長を含む。

(4) 税務職員経験年数調

(令和8年4月1日現在)

区 分		1年未満	2年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	計	平均年数
税 務 所	市民税課	1	4	1	9	10	1	26	4.8
	資産税課	7	4	9	7	4	2	33	3.1
	納 税 課	6	5	7	10	9	6	43	4.3
	計	14	13	17	26	23	9	102	4.0

(注) 市民税課は所長を含む。

賦

課

1. 市税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度 税 目	3		4		5		6		7	
	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比
市 民 税	21,235,124	107.6	19,871,195	93.6	19,969,643	100.5	19,392,318	97.1	21,428,380	110.5
└─ 個 人	17,221,081	108.3	15,921,809	92.5	16,215,407	101.8	15,304,123	94.4	17,069,845	111.5
└─ 法 人	4,014,043	104.3	3,949,386	98.4	3,754,236	95.1	4,088,195	108.9	4,358,535	106.6
固 定 資 産 税	18,135,346	95.7	19,034,049	105.0	19,309,155	101.4	19,356,067	100.2	20,009,097	103.4
軽 自 動 車 税	771,963	104.0	819,464	106.2	837,614	102.2	864,159	103.2	886,983	102.6
市 た ば こ 税	1,879,378	106.1	1,955,365	104.0	1,946,515	99.5	1,878,066	96.5	1,831,870	97.5
都 市 計 画 税	3,168,600	96.2	3,293,076	103.9	3,325,961	101.0	3,326,383	100.0	3,389,243	101.9
入 湯 税	62,177	176.9	74,237	119.4	86,971	117.2	92,408	106.3	84,991	92.0
合 計	45,252,588	101.6	45,047,386	99.5	45,475,859	101.0	44,909,401	98.8	47,630,564	106.1

2. 税率の変遷

年 度 区 分	2	3	4	5	6	7	8
個人市民税 均等割	3,500 円				3,000円		
個人市民税 所得割	6 %						
法人市民税 均等割	《H20年度から》						
	1号法人	次に掲げる法人					60,000 円
	ア	法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないものの以外のもの					
	イ	人格のない社団等					
	ウ	一般社団（財団）法人（非営利型法人に該当するものを除く。）					
	エ	保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの。					
	オ	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの					
	2号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					144,000 円
	3号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの					156,000 円
	4号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					180,000 円
5号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの					192,000 円	
6号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					480,000 円	
7号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの					492,000 円	
8号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					2,100,000 円	
9号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					3,600,000 円	
法人市民税 税割	12.1 % (注1)	8.4 % (注2)					
固定資産税	1.4 %						

(注1) 平成26年10月1日以後に開始される事業年度から

(注2) 令和元年10月1日以後に開始される事業年度から

年 度 区 分	2	3	4	5	6	7	8
軽自動車税 ※令和8年3月 31日以前は、 種別割	原動機付自転車 50cc 以下 2,000 円 90cc 以下 2,000 円 125cc 以下かつ最高出力4.0kW以下 2,000 円 (注3) 125cc 以下 2,400 円 ミニカー 3,700 円 軽自動車 二輪 3,600 円 二輪の小型自動車 6,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,000 円 特殊作業用 5,900 円 被けん引車 3,600 円						
	(注4) 軽自動車 三輪 3,900 円 四輪乗用 営業用 6,900 円 自家用 10,800 円 四輪貨物 営業用 3,800 円 自家用 5,000 円 雪上用 —						
軽自動車税 環境性能割	(注5)						
市たばこ税	《R2年10月分から》 《R3年10月分から》 5,692円／千本 6,122円／千本 6,552円／千本						
都市計画税	0.3 %						
入 湯 税	100 円	150 円					

(注3) 令和7年4月1日から新設

(注4) 平成27年4月1日以後に取得される新車から

(注5) 令和8年3月末をもって廃止

税率は、自動車の取得価格×税率（以下の表のとおり）。

自動車を無償で取得した場合や、著しく低い価格で 取引された場合は、通常取引価格による。なお、免税点は50万円。

●乗用車

車両区分	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	0%	0%
令和12年度燃費基準80%達成 かつR2年度燃費基準達成※	0%	0%
令和12年度燃費基準70%達成 かつR2年度燃費基準達成※	1%	0.5%
令和12年度燃費基準60%達成 かつR2年度燃費基準達成※	2%	1%
以外の車	2%	2%

●軽量車（車両総重量2.5t以下のトラック等）

車両区分	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	0%	0%
令和4年度燃費基準105%達成※	0%	0%
令和4年度燃費基準達成※	1%	0.5%
令和4年度燃費基準95%達成※	2%	1%
以外の車	2%	2%

※平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成したガソリン車・ハイブリット車（★★★★）に限る。

3. 税率一覧表 (令和8年度)

区 分 税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率	
市 民 税	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 3. 市内に事務所又は事業所等を有する法人 4. 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの 5. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	個 人 (所 得 割) 6 % (均 等 割) 3,000 円	法 人 (税 割) 8.4 % (均 等 割) 第 1 号 法 人 60,000 円 第 2 号 法 人 144,000 円 第 3 号 法 人 156,000 円 第 4 号 法 人 180,000 円 第 5 号 法 人 192,000 円 第 6 号 法 人 480,000 円 第 7 号 法 人 492,000 円 第 8 号 法 人 2,100,000 円 第 9 号 法 人 3,600,000 円
	固定資産税	土 地 家 屋 の所有者 償 却 資 産	土 地・家 屋 基準年度の価格又は、基準年度の価格に比準 償 却 資 産 賦課期日における価格 1.4 % 1.4 %
軽自動車税	種 別 割 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	種 別 割 原動機付自転車 総排気量 0.05 リットル(又は定格出力0.6キロワット)以下のもの 2,000 円 0.05 リットル(又は定格出力0.6キロワット)を超え 0.09 リットル(又は定格出力0.8キロワット)以下のもの 2,000 円 0.125 リットル(かつ最高出力4.0キロワット)以下のもの 2,000 円 0.09 リットル(又は定格出力0.8キロワット)を超えるもの 2,400 円 ミニカー 3,700 円 軽 自 動 車 二輪のもの（側車付のものを含む） 3,600 円 三輪のもの 3,900 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,900 円 	

申 告 期 日	賦 課 期 日	徴 収 方 法	納 期
(個 人) 個人申告書 3 月 15 日 給与支払報告書 1 月 31 日 (法 人) 法人税申告期限	1 月 1 日	(個 人) 普 通 徴 収 給与特別徴収 年金特別徴収 (法 人) 申 告 納 付	(個 人) 普 通 徴 収 第 1 期 6 月 15 日 ～ 6 月 30 日 第 2 期 8 月 1 日 ～ 8 月 31 日 第 3 期 10 月 1 日 ～ 10 月 31 日 第 4 期 1 月 1 日 ～ 1 月 31 日 給与特別徴収 毎月 (6 月～翌年 5 月) 徴収の翌月の 10 日 12 回徴収 年金特別徴収 各年金支給月 4・6・8 月 仮徴収 10・12・2 月 本徴収 (法 人) 申告期限と同じ
償 却 資 産 1 月 31 日	1 月 1 日	普 通 徴 収	第 1 期 4 月 15 日 ～ 4 月 30 日 第 2 期 7 月 1 日 ～ 7 月 31 日 第 3 期 12 月 1 日 ～ 12 月 25 日 第 4 期 2 月 1 日 ～ 2 月 末日
取得申告 納税義務が発生した日から 15 日以内 廃車申告 納税義務が消滅した日から 30 日以内 変更申告 変更の事由が生じた日から 15 日以内	4 月 1 日	普 通 徴 収	5 月 15 日 ～ 5 月 31 日
取得の日から 15 日以内		申 告 納 付	取得の日から 15 日以内
翌 月 末 日		申 告 納 付	翌 月 末 日
		固定資産税と同じ	
翌 月 15 日		特別徴収申告納入	翌 月 15 日

4. 市 民 税

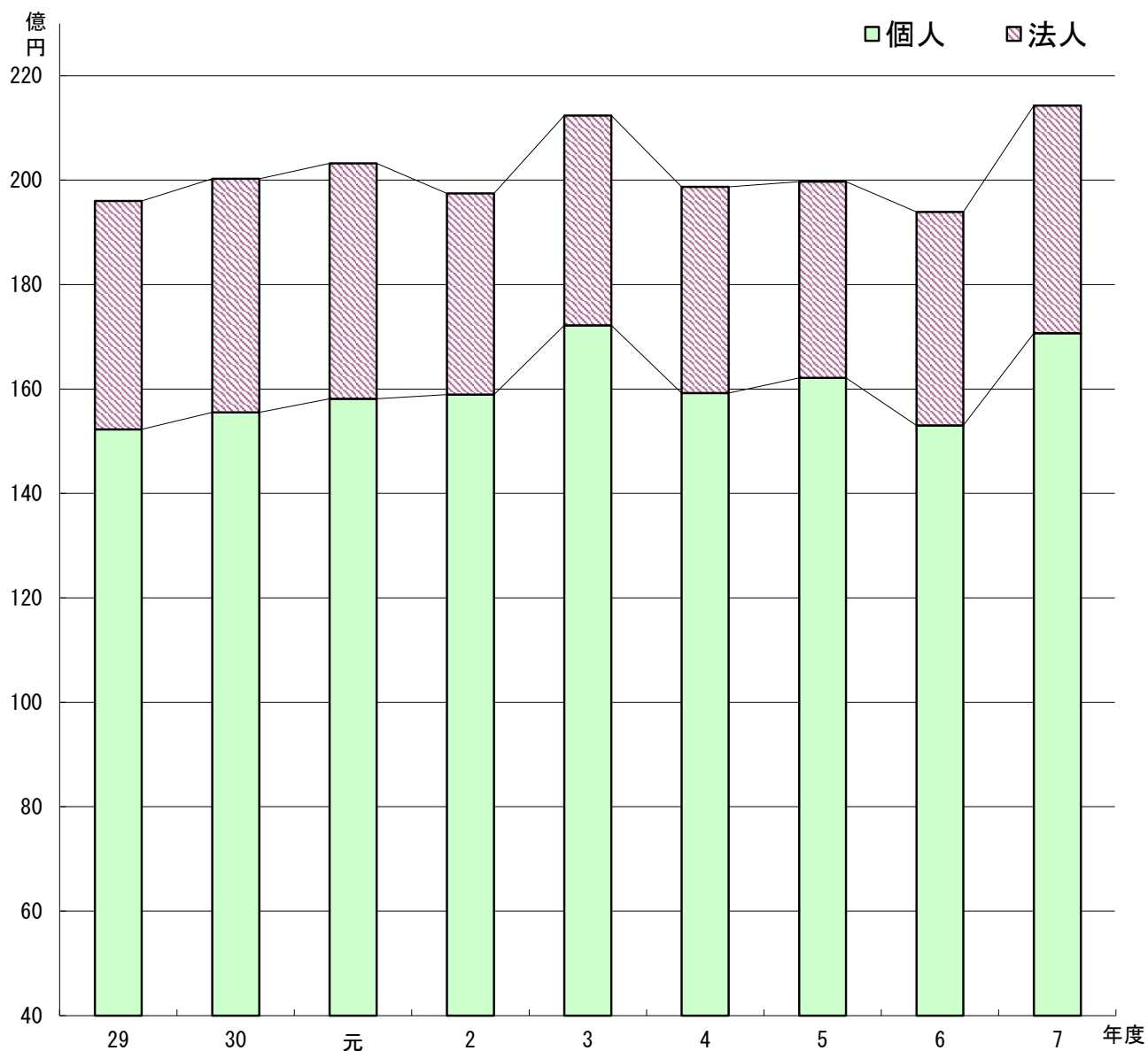
(1) 市民税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度 税 目			4		5		6		7	
			調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比
個 人	普通徴収	所 得 割	3,160,299	102.5	3,320,909	105.1	3,155,960	95.0	3,408,957	108.0
		均 等 割	108,689	98.2	108,181	99.5	89,539	82.8	92,594	103.4
			3,268,988	102.4	3,429,090	104.9	3,245,499	94.6	3,501,551	107.9
	特別徴収	所 得 割	11,570,805	99.4	11,705,554	101.2	11,016,601	94.1	12,379,372	112.4
		均 等 割	325,011	100.4	326,048	100.3	280,268	86.0	282,677	100.9
			11,895,816	99.5	12,031,602	101.1	11,296,869	93.9	12,662,049	112.1
	年金特徴	所 得 割	556,956	99.0	551,494	99.0	518,308	94.0	666,616	128.6
		均 等 割	56,683	101.4	56,339	99.4	52,993	94.1	53,683	101.3
			613,639	99.2	607,833	99.1	571,301	94.0	720,299	126.1
	計	所 得 割	15,288,061	100.0	15,577,957	101.9	14,690,869	94.3	16,454,945	112.0
		均 等 割	490,382	100.0	490,568	100.0	422,800	86.2	428,954	101.5
			15,778,443	100.0	16,068,525	101.8	15,113,669	94.1	16,883,899	111.7
	分 離 課 税 得 (退 職 所 得)		143,366	115.8	146,883	102.5	190,454	129.7	185,947	97.6
			15,921,809	100.2	16,215,408	101.8	15,304,123	94.4	17,069,846	111.5
法 人	法 人 税 割	2,711,341	102.6	2,549,346	94.0	2,852,831	111.9	3,089,727	108.3	
	均 等 割	1,238,045	102.6	1,204,890	97.3	1,235,364	102.5	1,268,809	102.7	
		3,949,386	102.6	3,754,236	95.1	4,088,195	108.9	4,358,536	106.6	
合 計			19,727,829	100.5	19,822,761	100.5	19,201,864	96.9	21,242,435	110.6

※ 合計には、個人市民税のうち分離課税（退職所得）分は含めない。

(2) 市民税年度別調定額の推移



(単位：百万円)

	29	30	元	2	3	4	5	6	7
法人市民税	4,373	4,477	4,509	3,849	4,014	3,949	3,754	4,088	4,359
個人市民税	15,229	15,552	15,812	15,895	17,221	15,922	16,215	15,304	17,070
合 計	19,461	19,879	20,152	19,620	21,062	19,728	19,823	19,202	21,242

(3) 個人市民税所得者区分別課税状況調

区 分 年 度	給 与 所 得 者			営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者		
	所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比
29	12,238,485	83.8	101.9	756,681	5.2	98.9	22,531	0.2	171.5
30	12,445,824	83.7	101.7	734,094	4.9	97.0	18,003	0.1	79.9
元	12,705,814	84.2	102.1	764,035	5.1	104.1	19,128	0.1	106.2
2	12,775,357	84.0	100.5	815,604	5.4	106.7	13,413	0.1	70.1
3	12,447,926	74.7	97.4	821,841	4.9	100.8	15,989	0.1	119.2
4	12,668,159	83.2	101.8	797,799	5.2	97.1	13,283	0.1	83.1
5	12,815,504	82.8	101.2	797,370	5.2	99.9	12,040	0.1	90.6
6	12,158,369	82.9	94.9	740,851	5.1	92.9	9,637	0.1	80.0
7	13,674,319	83.1	112.5	814,490	5.0	109.9	25,971	0.2	269.5
8	14,214,538	83.0	104.0	805,090	4.7	98.8	80,979	0.5	311.8

(4) 令和8年度個人市民税所得段階別調（所得割課税分）

区 分 課税所得金額の段階	給 与 所 得 者		営 業 等 所 得 者		農 業 所 得 者	
	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等
10万円以下の金額	2,000	1,566,749	209	206,223	7	7,448
10万円を超え 100万円以下	24,547	37,795,545	1,641	2,637,655	77	126,494
100万円を超え 200万円以下	32,306	84,831,789	1,249	3,405,119	106	269,298
200万円を超え 300万円以下	22,183	85,716,772	712	2,689,722	60	222,754
300万円を超え 400万円以下	11,360	58,684,374	460	2,296,599	32	142,016
400万円を超え 550万円以下	6,554	42,762,497	331	2,068,901	28	176,361
550万円を超え 700万円以下	1,970	16,438,990	181	1,460,128	11	82,238
700万円を超え 1,000万円以下	1,513	15,831,656	177	1,815,069	6	57,131
1,000万円を超え 2,000万円以下	1,660	26,915,831	158	2,476,449	17	246,358
2,000万円を超え 5,000万円以下	423	13,037,072	38	1,159,214	12	376,510
5,000万円を超え 1億円以下	59	4,014,383	9	589,238	0	0
1億円を超える金額	11	1,536,133	1	117,474	1	104,214
合 計	104,586	389,131,791	5,166	20,921,791	357	1,810,822

各年7月1日現在（単位：千円、％）

その他の所得者			合 計		
所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比
1,580,604	10.8	102.1	14,598,301	100.0	101.9
1,672,030	11.2	105.8	14,869,951	100.0	101.9
1,601,702	10.6	95.8	15,090,679	100.0	101.5
1,606,274	10.6	100.3	15,210,648	100.0	100.8
3,373,913	20.3	210.0	16,659,669	100.0	109.5
1,755,546	11.5	52.0	15,234,787	100.0	91.4
1,857,879	12.0	105.8	15,482,793	100.0	101.6
1,756,914	12.0	94.6	14,665,771	100.0	94.7
1,932,389	11.7	110.0	16,447,169	100.0	112.1
2,024,049	11.8	104.7	17,124,656	100.0	104.1

令和8年7月1日現在（単位：人、千円）

分離課税をした者		その他の所得者		合 計	
納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等
323	163,325	1,710	1,307,224	4,249	3,250,969
376	597,579	12,659	17,175,883	39,300	58,333,156
389	1,068,001	3,663	8,476,057	37,713	98,050,264
326	1,277,219	1,044	3,802,172	24,325	93,708,639
256	1,337,183	479	2,332,493	12,587	64,792,665
198	1,259,555	383	2,367,768	7,494	48,635,082
101	817,788	227	1,765,549	2,490	20,564,693
118	1,229,833	227	2,257,682	2,041	21,191,371
169	2,758,097	136	1,991,202	2,140	34,387,937
67	2,134,596	37	1,168,273	577	17,875,665
11	781,401	2	130,713	81	5,515,735
3	870,979	2	853,414	18	3,482,214
2,337	14,295,556	20,569	43,628,430	133,015	469,788,390

(5) 個人市民税所得者区分別納税義務者数調

各年7月1日現在（単位：人）

年 度 所得者区分	3	4	5	6	7	8
給与所得者	108,750	109,165	109,371	109,943	110,804	109,193
営業所得者	6,655	6,102	6,014	5,912	5,933	5,950
農業所得者	208	168	145	142	206	397
その他所得者	24,169	24,256	24,099	24,809	26,076	27,131
合 計	139,782	139,691	139,629	140,806	143,019	142,671

(6) 個人市民税特別徴収義務者数調

各年7月1日現在

年 度	3	4	5	6	7	8
事業所数	10,927	11,061	11,142	11,189	11,232	11,254

(7) 令和8年度個人市民税納税義務者数調

令和8年7月1日現在（単位：人、千円）

区 分 所得者区分	均等割を納める者		所得割を納める者		均等割のみを納める者		納税義務者
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	
給与所得者	109,193	327,579	105,551	14,214,538	3,642	10,926	109,193
営業所得者	5,950	17,850	5,241	805,090	709	2,127	5,950
農業所得者	397	1,191	361	80,979	36	108	397
その他所得者	27,131	81,393	21,862	2,024,049	5,269	15,807	27,131
合 計	142,671	428,013	133,015	17,124,656	9,656	28,968	142,671

(8) 個人県民税確定按分率調

（単位：円、％）

区 分 年 度	市 民 税 額	県 民 税 額	合 計	按 分 率
2	15,889,811,000	10,472,619,360	26,362,430,360	39.725545851
3	17,215,384,779	11,356,577,603	28,571,962,382	39.747278997
4	15,916,801,893	10,490,755,862	26,407,557,755	39.726338798
5	16,207,658,693	10,684,870,262	26,892,528,955	39.731742150
6	15,281,924,909	10,047,120,849	25,453,598,558	39.472300257
7	17,060,188,479	11,225,099,282	28,429,925,771	39.483392860

(9) 年度別納税義務者数調

(単位：人)

年 度	3	4	5	6	7	8
個人市民税	139,782	139,691	139,629	140,806	143,019	142,671
普通徴収	21,742	21,897	20,982	19,962	19,801	18,906
特別徴収	95,705	95,696	95,928	96,599	97,626	96,945
年金特徴	22,335	22,098	22,719	24,245	25,592	26,820
法人市民税	10,330	10,452	10,548	10,565	10,627	10,740

(10) 法人市民税月別調定額（現年課税分）

(単位：千円、%)

月	5 年 度			6 年 度			7 年 度		
	調 定 額	増減率	構成比	調 定 額	増減率	構成比	調 定 額	増減率	構成比
4 月	163,879	5.5	4.4	180,982	10.4	4.4	186,059	2.8	4.3
5 月	363,650	△ 0.8	9.7	349,037	△ 4.0	8.5	332,529	△ 4.7	7.6
6 月	767,607	△ 17.3	20.4	824,315	7.4	20.2	791,319	△ 4.0	18.2
7 月	441,582	△ 13.1	11.8	568,110	28.7	13.9	637,747	12.3	14.6
8 月	179,453	4.4	4.8	188,243	4.9	4.6	242,263	28.7	5.6
9 月	237,116	16.7	6.3	212,977	△ 10.2	5.2	221,932	4.2	5.1
10 月	144,140	1.1	3.8	140,120	△ 2.8	3.4	146,496	4.6	3.4
11 月	576,069	△ 7.5	15.3	640,827	11.2	15.7	656,729	2.5	15.1
12 月	430,400	2.2	11.5	516,965	20.1	12.6	591,229	14.4	13.6
1 月	80,026	10.6	2.1	95,855	19.8	2.3	96,983	1.2	2.2
2 月	174,190	3.0	4.6	169,828	△ 2.5	4.2	329,856	94.2	7.6
3 月	196,124	4.2	5.2	200,936	2.5	4.9	125,393	△ 37.6	2.9
合 計	3,754,236	△ 4.9	100.0	4,088,195	8.9	100.0	4,358,535	6.6	100.0

(11) 法人市民税業種別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

業 種 区 分	5 年 度		6 年 度		7 年 度	
	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率
農林・漁業・鉱業	19,739	36.9	18,775	△ 4.9	36,918	96.6
建設業	518,480	△ 16.9	607,973	17.3	581,684	△ 4.3
製造業	741,210	10.5	781,527	5.4	693,801	△ 11.2
卸売、小売業	1,069,738	13.8	1,085,107	1.4	1,169,179	7.7
金融・保険	321,334	△ 41.0	491,399	52.9	724,503	47.4
不動産業	176,858	2.3	155,640	△ 12.0	181,232	16.4
運輸・通信業	160,896	1.0	161,372	0.3	171,612	6.3
電気・ガス・水道	20,919	△ 6.8	68,477	227.3	89,897	31.3
サービス業	723,341	△ 9.4	716,013	△ 1.0	707,659	△ 1.2
その他	1,721	△ 35.7	1,912	11.1	2,050	7.2
合 計	3,754,236	△ 4.9	4,088,195	8.9	4,358,535	6.6

歳 出 還 付	161,665	59.2	90,268	△ 44.2	82,771	△ 8.3
---------	---------	------	--------	--------	--------	-------

(12) 法人税割月別申告率

（単位：％）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	平均
3年度	31.1	38.6	61.1	53.2	50.0	50.9	52.0	71.2	72.0	68.9	58.1	68.8	54.4
4年度	29.9	39.5	61.0	50.4	49.2	54.0	53.7	71.4	72.1	63.9	60.5	68.9	54.7
5年度	32.8	40.4	61.2	48.5	50.6	56.7	51.3	70.9	73.7	66.1	60.1	70.1	55.1
6年度	33.6	38.9	62.4	51.1	50.4	51.8	52.8	70.1	72.9	67.0	60.1	70.5	54.9
7年度	32.0	42.8	60.1	52.7	50.0	52.9	55.2	70.7	70.5	66.4	60.1	69.6	55.2

(13) 令和8年度法人数調

令和8年4月1日現在

法人区分		1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	合 計
法人 市 民 税 納 期 月	1月	249	1	36	1	8	2	8			305
	2月	846	4	133	6	10	2	3			1,004
	3月	289	3	98	15	33	8	38	2	1	487
	4月	969	4	70	4	19	2	22	1	2	1,093
	5月	1,374	13	299	38	40	4	24		3	1,795
	6月	689	5	273	44	132	25	173	13	20	1,374
	7月	548	4	132	15	62	13	154	3	19	950
	8月	712	6	108	5	12		9	1	1	854
	9月	555	6	90	11	14	2	11	1	3	693
	10月	652	2	88	10	3	1	2			758
	11月	713	14	135	19	19	1	6		1	908
	12月	384	6	83	10	19	1	12	2	2	519
合 計		7,980	68	1,545	178	371	61	462	23	52	10,740
7年度同日現在		7,819	66	1,557	173	347	61	479	18	48	10,568

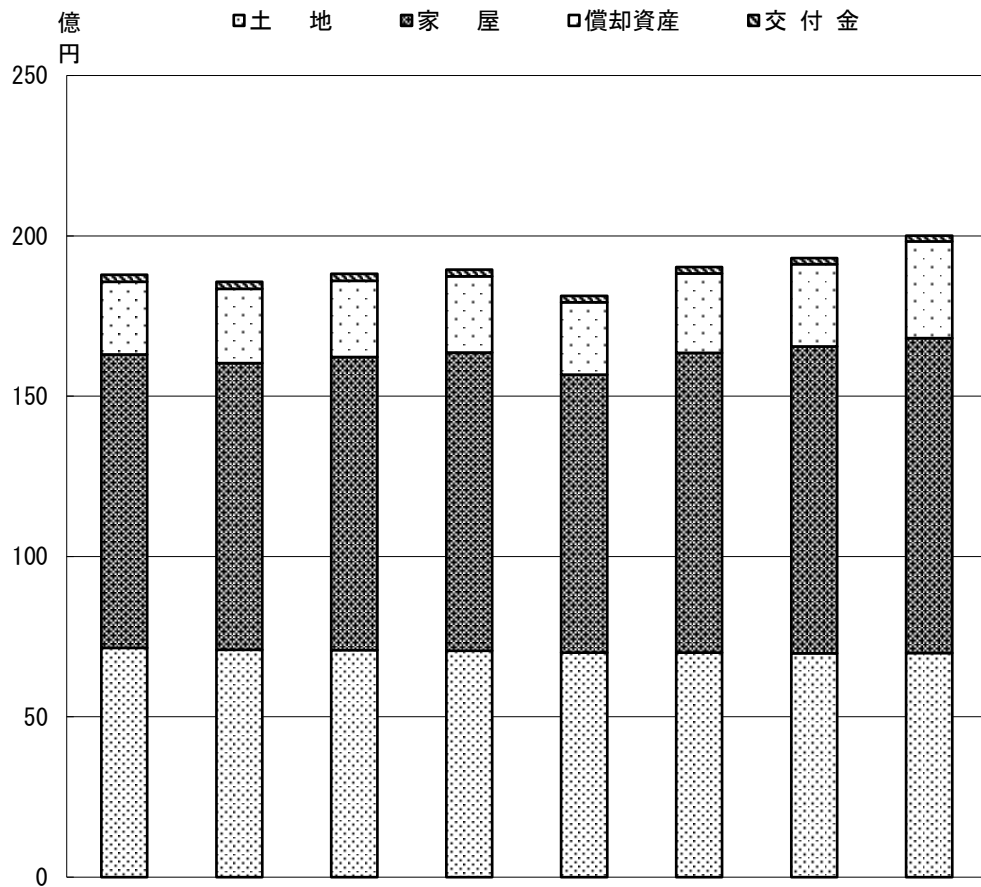
5. 固定資産税・都市計画税及び交付金

(1) 固定資産税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度 区 分	5			6			7			8（6月末）		
	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比
土 地	80,820	6,982,539	99.7	80,992	6,994,450	100.2	81,051	6,992,600	100.0	81,279	6,996,615	100.1
家 屋	82,530	9,568,421	102.3	82,905	9,520,526	99.5	83,168	9,821,276	103.2	83,344	9,987,438	101.7
償却資産	3,744	2,569,983	103.5	3,793	2,659,895	103.5	3,928	3,018,826	113.5	4,030	3,271,978	108.4
小 計	105,553	19,120,943	101.5	105,606	19,174,871	100.3	105,626	19,832,702	103.4	105,706	20,256,030	102.1
交 付 金	9	188,211	95.1	8	181,196	96.3	8	176,395	97.4	8	175,691	99.6
合 計	105,562	19,309,154	101.4	105,614	19,356,067	100.2	105,634	20,009,097	103.4	105,714	20,431,721	102.1

(2) 固定資産税年度別調定額の推移



(単位：億円)

年 度	30	元	2	3	4	5	6	7	8 (6月末)
土 地	71.5	70.9	70.8	70.6	70.0	70.0	69.8	69.9	70.0
家 屋	91.5	89.4	91.4	93.0	86.7	93.5	95.7	98.2	99.9
償却資産	22.7	23.2	23.8	23.8	22.6	24.8	25.7	30.2	32.7
交 付 金	2.2	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.8	1.8
合 計	188.0	185.6	188.2	189.5	181.4	190.3	193.1	200.1	204.3

(3) 都市計画税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

年 度 区 分	5			6			7			8(6月末)		
	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比
土 地	64,075	1,604,838	99.9	64,323	1,609,706	100.3	64,494	1,608,986	100.0	64,796	1,609,326	100.0
家 屋	63,343	1,721,123	102.0	63,751	1,716,677	99.7	64,040	1,780,257	103.7	64,289	1,806,624	105.2
合 計	80,893	3,325,961	101.0	80,984	3,326,383	100.0	80,952	3,389,243	101.9	81,058	3,415,950	102.7

(4) 令和8年度償却資産の概要

（単位：千円）

種 別		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				法第349条の3又は 法附則第15条	左記以外のもの
市 長 決 定	構 築 物	42,019,558	41,584,939	282,790	41,302,149
	機械及び装置	86,694,396	81,038,458	3,249,738	77,788,720
	船舶、車両及び運搬具	1,255,570	1,255,570		1,255,570
	航 空 機	306	306		306
	工具、器具及び備品	34,497,245	34,423,735	42,251	34,381,484
	小 計	164,467,075	158,303,008	3,574,779	154,728,229
配 分	総 務 大 臣	97,925,241	70,768,376		
	県 知 事	5,562,298	4,243,461		
合 計		267,954,614	233,314,845		

(5) 償却資産の累年比較

(単位：千円)

年 度	区 分	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				法第349条の3又は 法附則第15条	左記以外のもの
令和4年度	市長決定分	136,737,498	132,217,092	2,328,303	129,888,789
	総務大臣配分	42,177,509	41,869,963		
	知事配分	3,468,125	2,833,030		
	計	182,383,132	176,920,085		
令和5年度	市長決定分	143,176,774	138,990,358	1,912,878	137,077,480
	総務大臣配分	41,651,050	41,365,494		
	知事配分	3,743,339	3,056,503		
	計	188,571,163	183,412,355		
令和6年度	市長決定分	153,166,779	145,887,428	3,646,723	142,240,705
	総務大臣配分	41,045,441	40,821,894		
	知事配分	3,857,611	3,215,824		
	計	198,069,831	189,925,146		
令和7年度	市長決定分	158,421,117	151,701,365	3,715,238	147,995,828
	総務大臣配分	101,753,861	59,084,512		
	知事配分	5,408,398	4,018,693		
	計	265,583,376	214,804,570		
令和8年度	市長決定分	164,467,075	158,303,008	3,574,779	154,728,229
	総務大臣配分	97,925,241	70,768,376		
	知事配分	5,562,298	4,243,461		
	計	267,954,614	233,314,845		

(6) 土地・家屋評価額等調

ア 土 地

年 度 区 分		4			5		
		筆 数	地 積	評 価 額	筆 数	地 積	筆 数
田		78,159	75,330,061	35,652,011	77,426	75,108,490	76,630
畑		37,845	7,431,885	15,417,834	37,567	7,385,946	37,206
宅 地		276,570	4,485,390	1,111,019,051	277,147	44,945,629	277,753
池 沼		99	25,932	652	99	25,932	97
山 林		150,666	141,128,839	1,912,525	150,526	141,165,504	150,290
牧 場		0	0	0	0	0	0
原 野		2,912	853,040	19,547	2,898	848,186	2,904
雑 種 地		17,810	5,690,341	23,767,938	18,142	5,748,875	18,419
計		564,061	234,945,488	1,187,789,558	563,805	275,228,562	563,299

イ 家 屋

年 度 区 分		4			5		
		棟 数	床面積	評 価 額	棟 数	床面積	棟 数
木 造	専用住宅	79,749	9,356,221	209,975,503	80,090	9,414,837	80,346
	併用住宅	4,114	530,175	7,787,624	4,048	524,939	3,994
	その他	25,361	1,952,323	19,825,031	25,179	1,950,998	25,033
	小 計	109,224	11,838,719	237,588,158	109,317	11,890,774	109,373
非 木 造	住 宅 アパート	21,145	4,267,155	193,566,142	21,270	4,273,247	21,387
	その他	22,015	6,549,820	255,322,086	22,043	6,564,161	22,029
	小 計	43,160	10,816,975	448,888,228	43,313	10,837,408	43,416
計		152,384	22,655,694	686,476,386	152,630	22,728,182	152,789

(単位：筆、㎡、千円)

6		7			8		
地 積	評 価 額	筆 数	地 積	評 価 額	筆 数	地 積	評 価 額
74,792,756	31,370,643	76,017	74,551,517	30,745,586	75,184	74,101,467	28,786,830
7,335,782	14,349,200	36,793	7,259,547	13,995,905	36,338	7,198,157	13,477,066
45,119,691	1,124,469,552	278,050	45,218,513	1,125,264,360	278,125	45,370,318	1,128,293,715
25,887	652	97	25,887	652	97	25,887	652
140,747,864	1,909,021	150,790	140,997,631	1,911,315	151,180	140,961,197	1,911,596
0	0	0	0	0	0	0	0
852,082	19,601	2,917	854,398	19,746	2,907	851,253	19,509
5,852,669	24,497,134	18,754	5,910,485	24,749,554	18,995	5,945,260	24,566,272
274,726,731	1,196,615,803	563,418	274,817,978	1,196,687,118	562,826	274,453,539	1,197,055,640

(単位：棟、㎡、千円)

6		7			8		
床面積	評 価 額	棟 数	床面積	評 価 額	棟 数	床面積	評 価 額
9,458,496	219,385,724	80,503	9,480,393	225,495,104	80,499	9,491,785	231,203,395
520,018	7,979,914	3,936	514,124	8,100,055	3,881	509,000	8,172,514
1,950,472	22,015,637	24,905	1,954,901	23,743,553	24,750	1,955,554	25,208,766
11,928,986	249,381,275	109,344	11,949,418	257,338,712	109,130	11,956,339	264,584,675
4,285,043	193,342,958	21,395	4,304,155	197,535,804	21,354	4,294,704	198,479,302
6,569,111	254,829,547	22,012	6,591,552	259,831,536	21,959	6,661,620	270,897,327
10,854,154	448,172,505	43,407	10,895,707	457,367,340	43,313	10,956,324	469,376,629
22,783,140	697,553,780	152,751	22,845,125	714,706,052	152,443	22,912,663	733,961,304

(7) 令和８年度 宅地に関する調（免税点以上）

区 分	納税義務者数	地 積	対前年比	構 成 比
商 業 地 区	7,030	4,956,361	100.4	11.0
住 宅 地 区	58,638	20,928,928	100.3	46.5
工 業 地 区	3,225	5,323,901	100.5	11.8
村 落 地 区	15,861	13,634,066	100.3	30.3
農業用施設に供する宅地	276	158,685	101.5	0.4
合 計	85,030	45,001,941	100.3	100.0

(8) 令和８年度 家屋の種類別状況調

区 分		棟 数	床 面 積	対前年比	構 成 比
木 造	専 用 住 宅	80,499	9,491,785	100.1	79.4
	共 同 住 宅	1,482	358,198	103.3	3.0
	併 用 住 宅	3,881	509,000	99.0	4.3
	工 場 ・ 倉 庫	6,414	588,804	98.7	4.9
	土 蔵	0	0	0.0	0.0
	附 属 家	14,730	784,164	99.1	6.6
	そ の 他	2,124	224,390	101.9	1.8
	小 計	109,130	11,956,339	100.1	100.0
非 木 造	事務所・店舗・百貨店・銀行	4,325	2,464,337	107.4	22.5
	住宅・アパート	21,354	4,294,704	99.8	39.2
	ホテル・病院・劇場等	374	467,161	104.5	4.3
	工場・倉庫・市場	17,084	3,670,971	125.7	33.5
	そ の 他	176	59,151	6.4	0.5
	小 計	43,313	10,956,324	100.6	100.0
計		152,443	22,912,663	100.3	

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：人、㎡、千円、%)

評 価 額	対前年比	構 成 比	課税標準額	対前年比	構 成 比
230,462,041	100.4	20.5	131,277,831	100.4	28.4
696,407,059	100.2	61.9	229,660,190	100.2	49.7
87,224,776	100.5	7.7	52,587,330	100.6	11.4
111,038,133	100.3	9.9	48,172,108	101.0	10.4
718,489	101.5	0.1	432,496	101.5	0.1
1,125,850,498	100.3	100.0	462,129,955	100.4	100.0

(単位：棟、㎡、千円、%、円)

評 価 額	対前年比	構 成 比	平均価格	摘 要
231,203,395	102.5	87.4	24,358	
13,384,573	107.6	5.1	37,366	
8,172,514	100.9	3.1	16,056	
2,083,984	100.6	0.8	3,539	
0	0.0	0.0	0	
3,345,411	100.8	1.3	4,266	
6,394,798	108.3	2.4	28,499	
264,584,675	102.8	100.0	22,129	
142,339,759	111.0	30.3	57,760	
198,479,302	100.5	42.3	46,215	
34,560,576	108.2	7.4	73,980	
89,805,441	122.9	19.1	24,464	
4,191,551	15.7	0.9	70,862	
469,376,629	102.6	100.0	42,841	
733,961,304	102.7		32,033	

(9) 家屋の新・増築状況調

ア 木 造 家 屋

(単位：㎡、千円、%、円)

年度	種 類	棟 数	床 面 積	評 価 額	対前年比	平均価格
3	専 用 住 宅	992	119,395	7,986,354	115.7	66,890
	併 用 住 宅	18	3,035	190,768	114.7	62,856
	そ の 他	124	21,138	1,247,552	130.3	59,019
	計	1,134	143,568	9,424,674	117.4	65,646
4	専 用 住 宅	974	119,087	7,967,491	99.8	66,905
	併 用 住 宅	19	3,206	202,321	106.1	63,107
	そ の 他	126	20,246	1,145,440	91.8	56,576
	計	1,119	142,539	9,315,252	98.8	65,352
5	専 用 住 宅	1,001	121,665	8,178,562	102.6	67,222
	併 用 住 宅	16	2,631	163,958	81.0	62,318
	そ の 他	123	22,898	1,356,367	118.4	59,235
	計	1,140	147,194	9,698,887	104.1	65,892
6	専 用 住 宅	958	120,652	9,124,493	111.6	75,627
	併 用 住 宅	17	2,747	198,209	120.9	72,155
	そ の 他	69	8,939	484,953	35.8	54,251
	計	1,044	132,338	9,807,655	101.1	74,111
7	専 用 住 宅	843	104,605	7,930,993	86.9	75,818
	併 用 住 宅	6	931	67,565	34.1	72,573
	そ の 他	100	12,986	747,260	154.1	57,544
	計	949	118,522	8,745,818	89.2	73,791
8	専 用 住 宅	787	85,264	6,481,557	81.7	76,018
	併 用 住 宅	7	1,047	75,495	111.7	72,106
	そ の 他	71	21,865	1,530,390	204.8	69,993
	計	865	108,176	8,087,442	92.5	74,762

イ 非 木 造 家 屋

(単位：㎡、千円、%、円)

年度	種 類	棟 数	床 面 積	評 価 額	対前年比	平均価格
3	住宅・アパート	116	18,249	1,741,578	85.2	95,434
	そ の 他	83	24,665	2,353,114	33.7	95,403
	計	199	42,914	4,094,692	45.4	95,416
4	住宅・アパート	197	33,332	3,536,241	203.0	106,091
	そ の 他	174	62,832	6,862,678	291.6	109,223
	計	371	96,164	10,398,919	254.0	108,137
5	住宅・アパート	91	22,782	2,071,050	58.6	90,907
	そ の 他	112	55,831	5,755,029	83.9	103,079
	計	203	78,613	7,826,079	75.3	99,552
6	住宅・アパート	81	26,987	2,894,268	139.7	107,247
	そ の 他	103	65,139	6,156,057	107.0	94,506
	計	184	92,126	9,050,325	115.6	98,239
7	住宅・アパート	79	41,645	4,967,141	171.6	119,273
	そ の 他	98	40,199	4,381,709	71.2	109,000
	計	177	81,844	9,348,850	103.3	114,228
8	住宅・アパート	56	16,086	4,967,141	100.0	308,787
	そ の 他	82	35,406	549,243	12.5	15,513
	計	138	51,492	5,516,384	59.0	107,131

(10) 新築住宅に対する軽減税額調

(単位：千円)

区分 年度	地方税法附則第15条の6				地方税法附則第15条の7				計	
	新築住宅		新築住宅 (中高層耐火建築物)		認定長期優良住宅		認定長期優良住宅 (中高層耐火建築物)			
	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額
3	3, 191	135, 765	682	27, 915	869	43, 771	4	235	4, 746	207, 686
4	3, 227	144, 653	754	31, 209	878	46, 369	5	418	4, 864	222, 649
5	3, 124	142, 261	802	31, 787	942	51, 604	6	488	4, 874	226, 140
6	2, 985	139, 257	873	38, 762	968	54, 649	6	478	4, 832	233, 146
7	2, 720	131, 132	1, 072	57, 400	1, 024	60, 243	22	1, 136	4, 838	249, 911
8	2, 364	118, 542	1, 362	60, 525	1, 087	65, 137	34	1, 639	4, 847	245, 843

(11) 固定資産課税台帳縦覧・閲覧状況調

区 分 \ 年 度	3	4	5	6	7	8
縦 覧 件 数	52	65	30	30	24	35
閲 覧 件 数	567	549	628	647	420	497
計	619	614	658	677	453	532

(12) 固定資産評価審査委員会

ア 委 員

職 名	氏 名	就任年月日	任期満了年月日	職 業
委 員	増 田 健 治	H 18. 10. 1	R 9. 9. 30	土地家屋調査士
委 員	勝 田 輝	H 22. 12. 22	R 10. 12. 21	弁 護 士
委 員	宮 田 貴代美	R 6. 4. 1	R 9. 3. 31	税 理 士

イ 書 記 4 名（市民税課職員兼任）

ウ 審査状況

年 度	2	3	4	5	6	7
申 出 件 数	0	0	0	0	0	0

(13) 令和 7 年度土地・家屋異動件数調

ア 土 地

異動事由	所有権移転	表示変更	分筆登記	地目変更	合筆登記	その他	計
件 数	5,988	1,329	498	482	94	154	8,545
筆 数	18,839	2,618	1,180	986	94	187	23,904

イ 家 屋

異動事由	所有権移転	表示変更	新築表示	滅 失	その他	計
件 数	4,472	1,123	206	796	0	6,597

(14) 国有資産等所在市交付金調

(単位：人、千円、%)

区 分 \ 年 度	3	4	5	6	7	8
交付金	納付者数	9	9	9	8	8
	金 額	203,102	197,879	188,211	181,194	176,395
	対前年比	97.1	97.4	95.1	96.3	97.4
						99.6

6. 軽自動車税

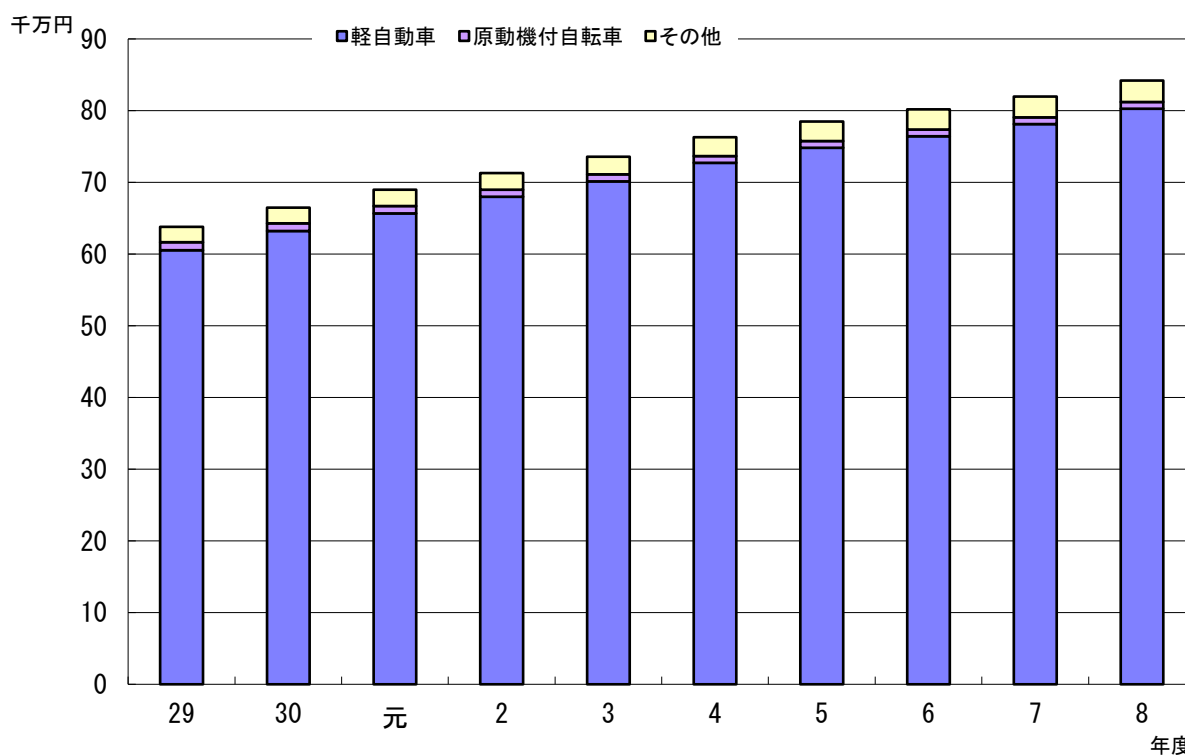
(1) 軽自動車税年度別調定額（現年課税分）

（単位：台、千円、％）

年 度 区 分		5			6			7			8（7/1 現在）		
		台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	2,948	5,896	96.4	2,842	5,684	96.4	2,767	5,534	97.4	2,708	5,416	97.9
	90cc以下	288	576	103.6	288	576	100.0	284	568	98.6	292	584	102.8
	125cc以下	1022	2,453	106.6	1096	2,631	107.3	1124	2,698	102.5	1174	2,818	104.4
	ミニカー	105	389	102.1	100	370	95.1	99	366	98.9	102	377	103.0
軽 自 動 車	二輪	2,087	7,512	106.0	2,119	7,628	101.5	2,150	7,740	101.5	2,189	7,880	101.8
	三輪	2	9	100.0	1	5	55.6	1	5	100.0	1	5	100.0
	四輪乗用	63,633	642,899	102.9	63,866	657,969	102.3	64,060	673,937	102.4	64,337	694,790	103.1
	四輪貨物	19,146	97,712	102.3	19,150	98,602	100.9	19,178	99,675	101.1	19,130	100,192	100.5
小 型 特 殊 自 動 車	農耕 農作業	963	1,926	101.4	963	1,926	100.0	987	1,974	102.5	1037	2,074	105.1
	フォーク リフト	1,743	10,284	106.9	1,813	10,697	104.0	1,875	11,062	103.4	1,975	11,653	105.3
二輪小型自動車		2,543	15,258	104.8	2,588	15,528	101.8	2,671	16,026	103.2	2,730	16,380	102.2
合 計		94,480	784,914	102.9	94,826	801,616	102.1	95,196	819,585	102.2	95,675	842,169	102.8

※ 現年課税分のうち過年度分を除く。

(2) 軽自動車税年度別調定額の推移



7. 市たばこ税

(1) 市たばこ税年度別調定額（現年課税分）

（単位：本、千円、％）

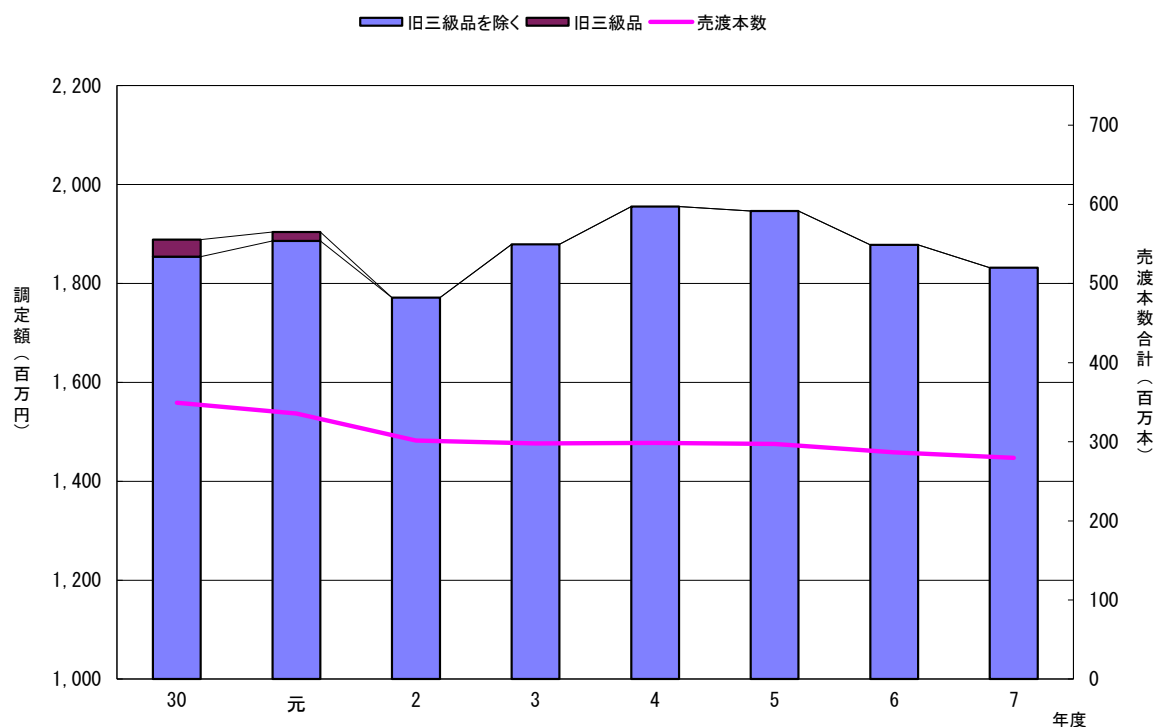
年度	旧3級品を除くたばこ		旧3級品のたばこ		合 計		対 前 年 比	
	売 渡 本 数	調 定 額	売 渡 本 数	調 定 額	売 渡 本 数	調 定 額	売 渡 本 数	調 定 額
30	340,550,731 (手持品課税分) ※2 7,978	1,846,154	8,805,280 (手持品課税分) ※1 227	34,543	349,356,011	1,880,697 8,205	95.1	98.9
元	331,396,640	1,886,310	4,352,640 (手持品課税分) ※1 238	17,358	335,749,280	1,903,668 238	96.1	100.8
2	301,448,817 (手持品課税分) ※2 6,521	1,764,634			301,448,817	1,764,634 6,521	89.8	93.0
3	297,875,201 (手持品課税分) ※2 7,023	1,872,355			297,875,201	1,872,355 7,023	98.8	106.1
4	298,437,934	1,955,365			298,437,934	1,955,365	100.2	104.0
5	297,087,088	1,946,514			297,087,088	1,946,514	99.5	99.5
6	286,640,170	1,878,066			286,640,170	1,878,066	96.0	96.0
7	279,589,494	1,831,870			279,589,494	1,831,870	97.5	97.5

（注）令和元年10月1日から旧3級品たばこの税額が旧3級品以外のたばこの税額に統一されたため、以降は全て旧3級品を除くたばこで集計しています

※1 平成27年度税率改正に伴い、小売業者が各年の4月1日及び令和元年10月1日時点で販売用に5,000本以上の旧3級品たばこを所有している場合に課税
引上げ額 … 平成28・29年の旧3級品：本数×0.43円 平成30年の旧3級品：本数×0.645円 令和元年の旧3級品：本数×1.692円

※2 平成30年度税率改正に伴い、小売業者が平成30年10月1日時点で販売用に20,000本以上の旧3級品以外のたばこを所有している場合及び令和2年10月1日時点で販売用に20,000本以上のたばこを所有している場合及び令和3年10月1日時点で販売用に20,000本以上のたばこを所有している場合に課税
引上げ額 … 平成30年の旧3級品以外：本数×0.43円 令和2年：本数×0.43円 令和3年：本数×0.43円

(2) 市たばこ税年度別調定額の推移



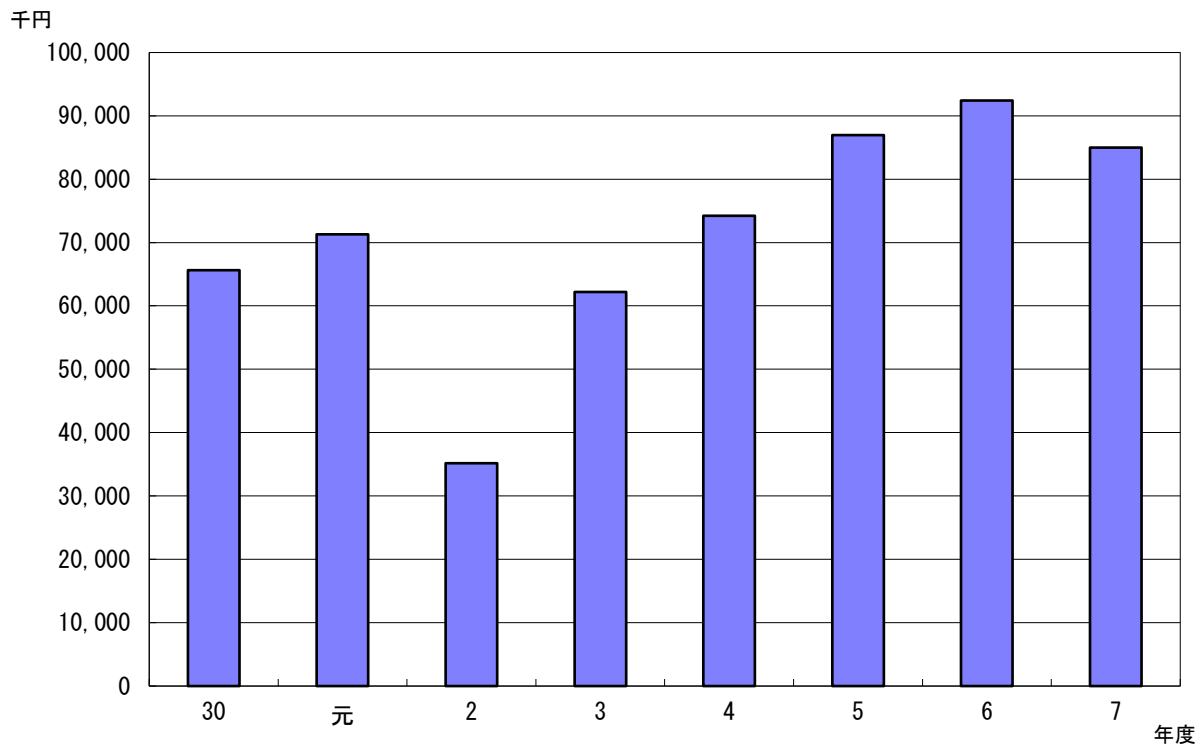
8. 入 湯 税

(1) 入湯税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	5	6	7
特別徴収義務者数	17	18	18	16	17	18	18	18
入 湯 者 数	656,356	712,726	351,481	424,710	494,972	579,809	616,054	566,607
調 定 額	65,636	71,273	35,148	62,177	74,237	86,971	92,408	84,991
対 前 年 比	99.3	108.6	49.3	176.9	119.4	117.2	106.3	92.0

(2) 入湯税年度別調定額の推移



9. 市税外歳入に関する調

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	3	4	5	6	7
県税徴収交付金	449,678	445,191	442,102	451,079	464,354
督促手数料	3,701	3,266	779	280	148
延 滞 金	360,486	296,840	158,730	112,897	103,402
税証明手数料	15,092	15,226	13,735	14,782	13,804

※ 督促手数料、延滞金については、国民健康保険税分も含む。

10. 証明・閲覧状況

ア. 件数（令和7年度）

(単位：件)

所得証明	納税証明	継続検査用 納税証明	資産証明	車庫証明用 土地証明
26,743	9,018	849	5,504	297
価格通知	住宅用家屋証明	その他の証明	閲覧	
4,442	983	3,226	2,442	

イ. 手数料（令和7年度）

(単位：円)

所得証明	納税証明	資産証明	車庫証明用 土 地 証 明	住 宅 用 家屋証明	閱 覧
1枚につき 300 ※	1枚につき 300	1枚につき 300	1枚につき 300	1件につき 1,300	公簿は1冊、 公文書及び公図 は1件につき 200

※コンビニ交付の場合は200円

納

税

1. 令和7年度口座振替取扱および加入状況調

(単位：人、千円、%)

区 分 税 目	納税義務者 A	口座振替 加入者数 B	加入率 B/A	調 定 額 C	口座振替 調定額 D	口座振替 納期内納付額 E	口座振替 取扱比 D/C	振替率 E/D
市・県民税 (普通徴収)	37,913	12,087	31.9	5,706,646	2,432,911	2,426,251	42.6	99.7
固定資産税・ 都市計画税	105,626	55,264	52.3	23,221,944	12,655,310	12,635,947	54.5	99.8
軽自動車税	80,949	11,343	14.0	819,598	124,400	124,282	15.2	99.9
計	224,488	78,694	35.1	29,748,188	15,212,621	15,186,480	51.1	99.8

2. 滞納処分状況等調

(単位：件)

差押件数推移					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不 動 産	80	33	79	90	85
債 権	2,603	2,172	2,471	2,130	2,666
動産・その他	8	0	3	4	4
計	2,691	2,205	2,553	2,224	2,755

3. 市税督促状況調

(単位：千円)

税 目 年 度		市・県民税 (普通徴収)	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	合 計
3	調 定	7,616,673	21,100,844	735,692	29,453,209
	督 促	593,153	886,231	65,416	1,544,800
	割 合	7.8	4.2	8.9	5.2
4	調 定	5,421,767	22,129,245	762,777	28,313,789
	督 促	588,615	932,120	66,993	1,587,728
	割 合	10.9	4.2	8.8	5.6
5	調 定	5,589,886	22,446,904	784,987	28,821,777
	督 促	498,831	703,770	51,629	1,254,230
	割 合	8.9	3.1	6.6	4.4
6	調 定	5,304,526	22,501,254	801,703	28,607,483
	督 促	484,593	680,265	51,237	1,216,095
	割 合	9.1	3.0	6.4	4.3
7	調 定	5,706,646	23,221,944	819,598	29,748,188
	督 促	561,035	550,713	49,597	1,161,345
	割 合	9.8	2.4	6.1	3.9

4. 欠損処分額調

(単位：件、円)

年 度		3		4		5		6		7	
税 目		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
市 民 税		821	39,478,290	969	42,284,691	964	45,387,923	723	35,428,488	757	20,226,452
個人		790	36,454,805	931	35,686,699	901	39,927,118	682	31,466,247	729	18,884,445
法人		31	3,023,485	38	6,597,992	63	5,460,805	41	3,962,241	28	1,342,007
固定資産税		571	49,360,652	727	54,893,550	568	117,199,066	401	44,723,094	665	11,485,775
軽自動車税		493	3,908,023	456	3,819,616	404	3,884,326	313	2,954,832	221	1,597,206
特別土地保有税		0	0	1	342,300	0	0	0	0	0	0
都市計画税		571	8,722,983	727	9,599,824	568	20,382,322	401	7,936,224	665	2,015,677
合 計		2,456	101,469,948	2,880	110,939,981	2,504	186,853,637	1,838	91,042,638	2,308	35,325,110

5. 指定金融機関および収納代理金融機関一覧表

令和8年7月1日現在

区 分	機 関 名	店 数		本店又は代表機関の所在地・電話番号
		市内	市外	
指 定	福井銀行	19	45	福井市順化1丁目1-1 24-2030
収納代理	みずほ銀行	1	467	福井市大手2丁目7-15 22-3500
〃	三井住友銀行	1	369	福井市大手3丁目4-7 23-3102
〃	北陸銀行	8	141	福井市中央1丁目7-15 24-5555
〃	北國銀行	1	103	福井市順化1丁目2-1 22-8461
〃	福井信用金庫	16	19	福井市田原2丁目3-1 22-5400
〃	越前信用金庫	3	7	大野市日吉町2-19 0779-66-1313
〃	横浜幸銀信用組合	1		福井市御幸4丁目10-25 24-1200
〃	北陸労働金庫	2	5	福井市宝永2丁目1-24 22-5678
〃	福井県農業協同組合	9	25	福井市大手3丁目2-18 50-7600
〃	東日本信用漁業協同組合連合会	1		福井市大手2丁目8-10 21-6080
〃	ゆうちょ銀行	1		福井市大手3丁目1-28 24-0120

そ の 他

(付録第1) 最近の主な税制改正一覧

【平成 30 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年								
個人 市 民 税	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	給与所得控除・公的年金等控除を 10 万円引下げるとともに、基礎控除を同額引上げる。これにより基礎控除額が 43 万円（現行：33 万円）となる。	令和 3 年度分から	30								
	給与所得控除・公的年金等控除の見直し	① 給与所得控除が適用される給与等の収入金額を 1,000 万円以下から 850 万円以下に引下げ、控除の上限額を 220 万円から 195 万円に引下げる。 ② 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を越える場合、控除額の上限を 195 万 5 千円とする。 ③ 公的年金所得者の年金以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合には、公的年金等控除額を 10 万円引下げ、2,000 万円を超える場合は 20 万円引下げる。	令和 3 年度分から	30								
	基礎控除の見直し	前年の合計所得金額が 2,400 万円（給与収入 2,595 万円）を超える所得割の納税義務者について、所得金額に応じて基礎控除額が通減し、2,500 万円を超える場合には、基礎控除の適用をしない仕組みを設ける。 <table><tr><th>合計所得金額（給与収入）</th><th>控除額</th></tr><tr><td>2,400 万円超 2,450 万円以下 (2,595 万円超 2,645 万円以下)</td><td>29 万円</td></tr><tr><td>2,450 万円超 2,500 万円以下 (2,645 万円超 2,695 万円以下)</td><td>15 万円</td></tr><tr><td>2,500 万円超 (2,695 万円超)</td><td>適用なし</td></tr></table>	合計所得金額（給与収入）	控除額	2,400 万円超 2,450 万円以下 (2,595 万円超 2,645 万円以下)	29 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下 (2,645 万円超 2,695 万円以下)	15 万円	2,500 万円超 (2,695 万円超)	適用なし	令和 3 年度分から	30
	合計所得金額（給与収入）	控除額										
2,400 万円超 2,450 万円以下 (2,595 万円超 2,645 万円以下)	29 万円											
2,450 万円超 2,500 万円以下 (2,645 万円超 2,695 万円以下)	15 万円											
2,500 万円超 (2,695 万円超)	適用なし											
非課税限度額の見直し	① 均等割非課税限度額の基準を、31 万 5 千円に本人と扶養者（同一生計配偶者、扶養親族）の合計数を乗じた金額に 10 万円を加えた金額（扶養者を有する場合には、その金額に 18 万 9 千円を加えた金額）とする。 ② 所得割非課税限度額の基準を、35 万円に本人と扶養者（同一生計配偶者、扶養親族）の合計数を乗じた金額に 10 万円を加えた金額（扶養者を有する場合には、その金額に 32 万円を加えた金額）とする。 ③ 障害者、未成年者、寡婦（夫）に対する非課税措置の対象となる合計所得要件を 135 万円以下（現行：125 万円以下）に引上げる。	令和 3 年度分から	30									

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																								
法人市民税	大法人の電子申告の義務化	資本金 1 億円超の普通法人等に係る確定申告書、中間申告書、修正申告書の提出について、国税と同様に、電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法により提出することを義務付ける。	令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から	30																								
固定資産税	償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設	生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき、中小企業が労働生産性・企業収益を向上させるために行った設備投資に係る固定資産の課税標準に特例措置（特例期間：最初の 3 年度分）を適用する。 課税標準の特例措置の割合：ゼロ以上 2 分の 1 以下の範囲内において市町村が条例で定めた割合	平成 30 年 6 月 6 日から令和 3 年 3 月 31 日までに取得された償却資産	30																								
	バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置の創設	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う劇場等について、平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合したバリアフリー改修を行った場合、工事が完了した翌年度から 2 年度分の固定資産税額及び都市計画税額を 1 / 3 減額する。	平成 31 年度分から	30																								
市たばこ税	市たばこ税の税率引上げ	① 製造たばこに係る税率を、平成 30 年 10 月 1 日から令和 3 年 10 月 1 日にかけて 1,000 本当たり 430 円ずつ 3 回引上げる。 ＜税率の推移＞ <table><tr><th></th><th>税 率 (1,000 本当たり)</th><th>増 額</th></tr><tr><td>現行</td><td>5,262 円</td><td></td></tr><tr><td>H30. 10. 1～</td><td>5,692 円</td><td>+430 円</td></tr><tr><td>R 2. 10. 1～</td><td>6,122 円</td><td>+430 円</td></tr><tr><td>R 3. 10. 1～</td><td>6,552 円</td><td>+430 円</td></tr></table> ② 平成 27 年度の税制改正により、平成 31 年 4 月 1 日に予定されていた旧 3 級品の製造たばこに係る税率引上げを、令和元年 10 月 1 日実施に延期する。 ＜旧 3 級品の税率の推移＞ <table><tr><th></th><th>税 率 (1,000 本当たり)</th><th>増 額</th></tr><tr><td>現行</td><td>4,000 円</td><td></td></tr><tr><td>R 元. 10. 1～</td><td>5,692 円</td><td>+1,692 円</td></tr></table>		税 率 (1,000 本当たり)	増 額	現行	5,262 円		H30. 10. 1～	5,692 円	+430 円	R 2. 10. 1～	6,122 円	+430 円	R 3. 10. 1～	6,552 円	+430 円		税 率 (1,000 本当たり)	増 額	現行	4,000 円		R 元. 10. 1～	5,692 円	+1,692 円	平成 30 年 10 月 1 日以降の売渡し等分から (小売販売業者等の手持品課税を実施)	30
		税 率 (1,000 本当たり)	増 額																									
現行	5,262 円																											
H30. 10. 1～	5,692 円	+430 円																										
R 2. 10. 1～	6,122 円	+430 円																										
R 3. 10. 1～	6,552 円	+430 円																										
	税 率 (1,000 本当たり)	増 額																										
現行	4,000 円																											
R 元. 10. 1～	5,692 円	+1,692 円																										
	加熱式たばこの課税方式の見直し	加熱式たばこは「パイプ式たばこ」に分類され、製品重量 1 グラムを紙巻きたばこ 1 本に換算し課税している。新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し、加熱式たばこの紙巻きたばこの換算方法を、「重量」と「小売価格」によって換算する方式とし、新課税方式による紙巻たばこへの換算割合を 5 年間、毎年 1/5 ずつ増やしていくこととする。	平成 30 年 10 月 1 日以降の売渡し等分から 5 年間かけて段階的に実施	30																								
その他	共同電子納税システム（共同収納）の導入	複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、全ての地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAX）を活用して、共通電子納税システムを導入する。	令和元年 10 月 1 日から ※個人住民税（特別徴収）、法人市民税のみ	30																								

【平成 31 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年															
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の拡充	①令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合における、住宅ローン控除の適用期間 3 年延長する(現行 10 年間⇒13 年間)。 11 年目から 13 年目までの、各年において、所得税額で控除しきれない額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、控除限度額(以下参照)の範囲内で、以下のいずれか少ない額を減額する。 ・建物購入価格の 2/3 % ・住宅ローン年末残高の 1 % ②住宅ローン控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に、当該税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とし、平成 31 年度分以後の個人市民税から適用する。	令和 13 年度～15 年度分 ※令和 2 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和 2 年 12 月 31 日に遅れた場合でも要件を満たせば特例措置の対象となった	31															
	非課税措置の対象の拡充	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得が 135 万円以下のひとり親に対し、個人住民税を非課税とする。	令和 3 年度分から	31															
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減	令和元年 10 月 1 日に消費税率が引上げられるに伴い、需要の平準化を図るため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得した自家用乗用車(新車・中古車)について、環境性能割の税率を 1 %軽減する。 自家用乗用車の税率 <table><tr><th>区分</th><th>税率</th><th>臨時的軽減</th></tr><tr><td>電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)</td><td>1.0%</td><td></td></tr><tr><td>以外の車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr></table> ※ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車に適用する排ガス要件： H30 規制から NOx50%低減又は H17 規制から NOx75%低減 ・営業用乗用車の税率の臨時的軽減はないが、車種の区分は、自家用乗用車と同じ。 ・軽貨物車は変更しない。但し、H30 排ガス規制は導入。	区分	税率	臨時的軽減	電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)	非課税	非課税	ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)			ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)	1.0%		以外の車	2.0%	1.0%	令和 2 年度分から ※令和 2 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和 2 年 9 月 30 日→令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものに延長された	31
	区分	税率	臨時的軽減																
電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)	非課税	非課税																	
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)																			
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)	1.0%																		
以外の車	2.0%	1.0%																	
種別割のグリーン化特例(軽課)の延長及び基準の見直し	①消費税率引上げに配慮し、現行のグリーン化特例を令和 3 年度(現行:令和元年度)まで 2 年間延長する。 ②グリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定し、令和 3 年度及び 4 年度に初回新規登録等を受けた自家用乗用車について適用する。 自家用乗用車の軽減率 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">初度検査年月</th></tr><tr><th>～R3.3</th><th>R3.4～R5.3</th></tr><tr><td>電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)</td><td>75%軽減</td><td>75%軽減</td></tr><tr><td>2020 年度燃費基準+30%達成※</td><td>50%軽減</td><td rowspan="2">軽減なし</td></tr><tr><td>2020 年度燃費基準+10%達成※</td><td>25%軽減</td></tr></table> ※H30 規制から NOx50%低減又は H17 規制から NOx75%低減しているものに限る。	区分	初度検査年月		～R3.3	R3.4～R5.3	電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)	75%軽減	75%軽減	2020 年度燃費基準+30%達成※	50%軽減	軽減なし	2020 年度燃費基準+10%達成※	25%軽減	令和 2 年度分から	31			
区分	初度検査年月																		
	～R3.3	R3.4～R5.3																	
電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)	75%軽減	75%軽減																	
2020 年度燃費基準+30%達成※	50%軽減	軽減なし																	
2020 年度燃費基準+10%達成※	25%軽減																		

【令和2年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																																																								
個人市民税	ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し	全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための以下の措置を講じる。 ① 個人住民税の人的非課税措置の見直し <table><tr><td>改正前</td><td>・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者 （児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母） ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く</td></tr><tr><td>改正後</td><td>・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする</td></tr></table> ② 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者について、同一の控除（控除額 30 万円）を適用する。 現 行 [表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額（万円）] 改 正 後 <table><tr><td colspan="2">寡婦（寡夫）控除</td><td colspan="2">ひとり親控除</td></tr><tr><td rowspan="4">本人が女性</td><td><table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 30 26 30 26</td><td>子以外 26 26 26 26</td></tr><tr><td>無</td><td>26 — — —</td><td>— — — —</td></tr></table></td><td rowspan="4">本人が男性</td><td><table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th><th>未婚のひとり親</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td><td>～500</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 30 — 30 —</td><td>子以外 26 — 26 —</td><td>30</td></tr><tr><td>無</td><td>26 — — —</td><td>— — — —</td><td>—</td></tr></table></td></tr><tr><td rowspan="4">本人が女性</td><td><table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 26 — 26 —</td><td>子以外 — — — —</td></tr><tr><td>無</td><td>— — — —</td><td>— — — —</td></tr></table></td><td rowspan="4">本人が男性</td><td><table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th><th>未婚のひとり親</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td><td>～500</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 30 — 30 —</td><td>子以外 — — — —</td><td>30</td></tr><tr><td>無</td><td>— — — —</td><td>— — — —</td><td>—</td></tr></table></td></tr></table>	改正前	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者 （児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母） ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く	改正後	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする	寡婦（寡夫）控除		ひとり親控除		本人が女性	<table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 30 26 30 26</td><td>子以外 26 26 26 26</td></tr><tr><td>無</td><td>26 — — —</td><td>— — — —</td></tr></table>	配偶関係	死別	離別	本人所得	～500 500～	～500 500～	扶養親族	子 30 26 30 26	子以外 26 26 26 26	無	26 — — —	— — — —	本人が男性	<table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th><th>未婚のひとり親</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td><td>～500</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 30 — 30 —</td><td>子以外 26 — 26 —</td><td>30</td></tr><tr><td>無</td><td>26 — — —</td><td>— — — —</td><td>—</td></tr></table>	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得	～500 500～	～500 500～	～500	扶養親族	子 30 — 30 —	子以外 26 — 26 —	30	無	26 — — —	— — — —	—	本人が女性	<table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 26 — 26 —</td><td>子以外 — — — —</td></tr><tr><td>無</td><td>— — — —</td><td>— — — —</td></tr></table>	配偶関係	死別	離別	本人所得	～500 500～	～500 500～	扶養親族	子 26 — 26 —	子以外 — — — —	無	— — — —	— — — —	本人が男性	<table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th><th>未婚のひとり親</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td><td>～500</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 30 — 30 —</td><td>子以外 — — — —</td><td>30</td></tr><tr><td>無</td><td>— — — —</td><td>— — — —</td><td>—</td></tr></table>	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得	～500 500～	～500 500～	～500	扶養親族	子 30 — 30 —	子以外 — — — —	30	無	— — — —	— — — —	—	令和 3 年度分から	2
改正前	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者 （児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母） ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く																																																																											
改正後	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする																																																																											
寡婦（寡夫）控除		ひとり親控除																																																																										
本人が女性	<table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 30 26 30 26</td><td>子以外 26 26 26 26</td></tr><tr><td>無</td><td>26 — — —</td><td>— — — —</td></tr></table>	配偶関係	死別	離別	本人所得	～500 500～	～500 500～	扶養親族	子 30 26 30 26	子以外 26 26 26 26	無	26 — — —	— — — —	本人が男性	<table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th><th>未婚のひとり親</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td><td>～500</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 30 — 30 —</td><td>子以外 26 — 26 —</td><td>30</td></tr><tr><td>無</td><td>26 — — —</td><td>— — — —</td><td>—</td></tr></table>	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得	～500 500～	～500 500～	～500	扶養親族	子 30 — 30 —	子以外 26 — 26 —	30	無	26 — — —	— — — —	—																																													
	配偶関係	死別	離別																																																																									
	本人所得	～500 500～	～500 500～																																																																									
	扶養親族	子 30 26 30 26	子以外 26 26 26 26																																																																									
無	26 — — —	— — — —																																																																										
配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親																																																																									
本人所得	～500 500～	～500 500～	～500																																																																									
扶養親族	子 30 — 30 —	子以外 26 — 26 —	30																																																																									
無	26 — — —	— — — —	—																																																																									
本人が女性	<table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 26 — 26 —</td><td>子以外 — — — —</td></tr><tr><td>無</td><td>— — — —</td><td>— — — —</td></tr></table>	配偶関係	死別	離別	本人所得	～500 500～	～500 500～	扶養親族	子 26 — 26 —	子以外 — — — —	無	— — — —	— — — —	本人が男性	<table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th><th>未婚のひとり親</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td><td>～500</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td>子 30 — 30 —</td><td>子以外 — — — —</td><td>30</td></tr><tr><td>無</td><td>— — — —</td><td>— — — —</td><td>—</td></tr></table>	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得	～500 500～	～500 500～	～500	扶養親族	子 30 — 30 —	子以外 — — — —	30	無	— — — —	— — — —	—																																													
	配偶関係	死別	離別																																																																									
	本人所得	～500 500～	～500 500～																																																																									
	扶養親族	子 26 — 26 —	子以外 — — — —																																																																									
無	— — — —	— — — —																																																																										
配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親																																																																									
本人所得	～500 500～	～500 500～	～500																																																																									
扶養親族	子 30 — 30 —	子以外 — — — —	30																																																																									
無	— — — —	— — — —	—																																																																									
固定資産税	所有者不明の固定資産に係る規定の整備	① 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。 ※条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用。 ② 使用者を所有者とみなす制度の拡大 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。 ※令和 3 年度分以後の固定資産税について適用。	令和 2 年 6 月	2																																																																								
固定資産税	特例措置の割合の規定	対象資産 国から認定を受けた事業者が、認定事業（地上階数 10 以上又は延べ面積 50,000 ㎡以上の建築物を整備する事業に限る）により新たに取得した家屋及び償却資産のうち、以下のもの 都市再生特別措置法第 2 条第 2 項に規定する公共施設 公園、広場など、 都市利便施設 ア) 緑化施設 イ) 通路 改正内容 対象の家屋・償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準額に 5 分の 3 を参酌して、2 分の 1 以上 1 0 分の 7 以下の範囲内において市で定める割合を乗じる。	令和 2 年 6 月	2																																																																								

税目	改正項目	主な改正の概要				適用期日等	改訂																														
固定資産税	特例割合の変更	対象資産 電気事業者所有の出力が 5,000kW 以上の水力発電設備 改正内容 特例割合を見直した上で適用期限を 2 年延長				令和 3 年度から	2																														
	たばこの課税方式の見直し	軽量の葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 g 未満）税率の見直し。 <table><tr><th>葉巻たばこ 1本当たりの重量</th><th>現行</th><th colspan="2">改正予定</th></tr><tr><th></th><th></th><th>R2.10月～</th><th>R3.10月～</th></tr><tr><td>1 g 未満</td><td>重量比例課税 1 g をもって 紙巻たばこ1本に換算</td><td>本数課税 0.7 g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算</td><td>本数課税 1g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算</td></tr><tr><td>1 g 以上</td><td></td><td>重量比例課税 1 g をもって</td><td></td></tr></table>				葉巻たばこ 1本当たりの重量	現行	改正予定				R2.10月～	R3.10月～	1 g 未満	重量比例課税 1 g をもって 紙巻たばこ1本に換算	本数課税 0.7 g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算	本数課税 1g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算	1 g 以上		重量比例課税 1 g をもって		令和 2 年 10 月 1 日以降 の売渡し等分から 令和 3 年 10 月 1 日以降 の売渡し等分から	2														
葉巻たばこ 1本当たりの重量	現行	改正予定																																			
		R2.10月～	R3.10月～																																		
1 g 未満	重量比例課税 1 g をもって 紙巻たばこ1本に換算	本数課税 0.7 g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算	本数課税 1g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算																																		
1 g 以上		重量比例課税 1 g をもって																																			
その他	延滞金等の割合の引下げ	徴収の猶予及び法人市民税における納期限の延長に係る延滞金の割合の引下げ。 <table><tr><th></th><th>内容</th><th>現 行</th><th>令和2年 の割合</th><th>改正後</th><th>改正後 の割合</th></tr><tr><td>延滞金</td><td>法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの</td><td>特例基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)</td><td>年 8.9%</td><td>— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)</td><td>年 8.9%</td></tr><tr><td>1 月以内</td><td>早期納付を促す観点から低い利率</td><td>特例基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)</td><td>年 2.6%</td><td>— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)</td><td>年 2.6%</td></tr><tr><td>徴収の猶予等</td><td>事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減</td><td>特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)</td><td>年 1.6%</td><td>猶予特例基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)</td><td>年 1.1%</td></tr><tr><td>納期限の延長</td><td>法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの</td><td>特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)</td><td>年 1.6%</td><td>平均貸付割合 + 0.5%</td><td>年 1.1%</td></tr></table>					内容	現 行	令和2年 の割合	改正後	改正後 の割合	延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの	特例基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)	年 8.9%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 8.9%	1 月以内	早期納付を促す観点から低い利率	特例基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)	年 2.6%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 2.6%	徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	猶予特例基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.1%	納期限の延長	法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	平均貸付割合 + 0.5%	年 1.1%	令和 3 年度から	2
	内容	現 行	令和2年 の割合	改正後	改正後 の割合																																
延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの	特例基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)	年 8.9%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 8.9%																																
1 月以内	早期納付を促す観点から低い利率	特例基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)	年 2.6%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 2.6%																																
徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	猶予特例基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.1%																																
納期限の延長	法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	平均貸付割合 + 0.5%	年 1.1%																																

【令和 3 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の拡充	消費税率引き上げ及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴い実施している住宅ローン減税の控除期間の特例措置（10 年間→13 年間）について、要件を満たした令和 4 年末までの入居者に対して適用する。 ○要件 ① 一定の期日までに契約が行われていること ・注文住宅を新築・・・令和 3 年 9 月末 ・分譲住宅・既存住宅を取得、増改築・・・令和 3 年 1 1 月末 ② 面積要件 ・50 ㎡以上→40 ㎡以上（40～50 ㎡は所得 1,000 万円以下） 【参考 イメージ図】	令和 15 年度～17 年度分 ・控除の適用年度を令和 17 年度まで延長 ・入居年を令和 4 年まで延長	3
	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の延長	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、本特例の対象となる医薬品の範囲に係る見直しを行った上、その適用期限を 5 年延長する。	令和 5 年度～令和 9 年度 令和 4 年度までの適用期限を令和 9 年度まで延長	3

【令和4年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除の見直し	・住宅借入金等特別控除の適用期限を令和20年度分までに、居住年を（令和3年12月31日→7年12月31日）までに4年延長する。 ・住民税の控除限度額を（13万6,500円→9万7,500円）に引下げる。 ・住宅借入金等特別控除の控除率を（1.0%→0.7%）に引下げる。 ・住宅ローン控除の適用対象者の所得要件を（現行3,000万円以下→2,000万円以下）に引下げる。 ・新築住宅等の控除期間を（10年→13年）とする。（ただし、省エネ基準を満たさない住宅への令和6・7年中の入居は控除期間10年） 【参考 イメージ図（新築住宅の場合）】	令和5年度から ・控除の適用期限を令和20年度まで延長 ・居住年を令和7年12月31日まで延長	4
固定資産税	土地に係る固定資産税・都市計画税の激変緩和措置	・景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。 <令和2年度> 基準年度の前年 <令和3年度> 基準年度 <令和4年度> 据置年度 <令和5年度> 据置年度	令和4年度	4

【令和5年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																						
個人市民税	森林環境税の課税開始に伴う改正	- 令和6年度から、個人市県民税均等割（個人市民税3,000円、個人県民税1,000円）と併せて、国税の森林環境税1,000円を賦課徴収する。 - なお、防災のための施策に要する財源を確保する目的で平成26年度から行われている、個人市県民税均等割引上げ（個人市民税500円、個人県民税500円）の臨時特例は令和5年度で終了する。	令和6年度から	5																						
固定資産税	マンション長寿命化促進税制の創設	長寿命化に資する大規模修繕工事を行った分譲マンションに係る建物の固定資産税を1／6以上1／2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合に応じて減額（※3）する。 （※3）1戸あたりの面積が100㎡を超えるときは、100㎡相当分を上限として減額する 【対象の要件】 以下のア・イのいずれも満たし、かつウのいずれかの要件を満たす分譲マンションが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った場合、その建物に係る固定資産税を条例に定める割合で減額する。 ア 建築後、20年以上が経過している10戸以上のマンションであること。 イ 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること。 ウ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。具体的には以下の場合 - 都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定基準に適合するように修繕積立金の額の引上げを行った場合 - 都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合	令和5年度	5																						
軽自動車税	環境性能割の税率区分の見直し	- より環境性能の優れた自動車の普及を促進する観点から、グリーン化特例の適用期限を3年延長する。 - ただし、ガソリン軽自動車については、営業用乗用車のうち2030年度基準70%達成の乗用車の適用期限は2年延長とする。 【軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽減）の延長】 〔現行〕 取得期間：令和3年4月1日～5年3月31日 軽減年度：取得の翌年度のみ <table><tr><th colspan="2">自家用乗用車</th></tr><tr><th>区 分</th><th>種別割軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車</td><td>75%軽減</td></tr></table> 〔改正案〕 取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日 軽減年度：取得の翌年度のみ 取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日 3年間延長 <table><tr><th colspan="2">営業用乗用車</th></tr><tr><th>区 分</th><th>種別割軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車</td><td>75%軽減</td></tr><tr><td>2030年度基準90%達成</td><td>50%軽減</td></tr><tr><td>2030年度基準70%達成</td><td>25%軽減</td></tr></table> 取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日 3年間延長 取得期間：令和5年4月1日～7年3月31日 2年間延長 <table><tr><th colspan="2">軽貨物自動車</th></tr><tr><th>区 分</th><th>種別割軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車</td><td>75%軽減</td></tr></table> 取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日 3年間延長 <td>令和5年度から</td> <td>5</td>	自家用乗用車		区 分	種別割軽減率	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減	営業用乗用車		区 分	種別割軽減率	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減	2030年度基準90%達成	50%軽減	2030年度基準70%達成	25%軽減	軽貨物自動車		区 分	種別割軽減率	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減	令和5年度から	5
自家用乗用車																										
区 分	種別割軽減率																									
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減																									
営業用乗用車																										
区 分	種別割軽減率																									
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減																									
2030年度基準90%達成	50%軽減																									
2030年度基準70%達成	25%軽減																									
軽貨物自動車																										
区 分	種別割軽減率																									
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減																									

【令和6年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	定額による特別税額控除の実施	・令和6年度の個人住民税所得割の額から、納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円を控除する。 ・同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)を有する納税者の令和7年度の個人住民税所得割の額から、1万円を控除する。 ○ 給与所得からの特別徴収(給与天引き)の場合 令和6年6月分の給与天引きを行わず、減税後の税額を11分割し、令和6年7月分～7年5月分で給与天引きを行う。 ← 令和6年6月分は徴収せず、令和6年7月～令和7年5月の11か月間で徴収 → R6.6 R6.7 R6.8 R6.9 R6.10 R6.11 R6.12 R7.1 R7.2 R7.3 R7.4 R7.5 ○ 普通徴収(納付書や口座振替)の場合 第1期分(令和6年6月)から減税を行い、減税しきれない金額については第2期分(令和6年8月)以降順次減税する。 第1期分から減税 (減税しきれない場合は第2期分から順次減税) 第1期(R6.6) 第2期(R6.8) 第3期(R6.10) 第4期(R7.1) ○ 公的年金からの特別徴収(年金天引き)の場合 令和6年10月分の年金より天引きされる税額から減税する。減税しきれない金額については12月以降の年金の税額から順次減税する。 令和6年10月分から減税 (減税しきれない場合は12月分から順次減税) R6.4 R6.6 R6.8 R6.10 R6.12 R7.2	令和6～7年度	6
固定資産税	再生可能エネルギー発電設備に対する課税標準の特例の改正	・既に施行されている再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産課税標準の特例について、令和6年度から特定の太陽光発電設備を対象に加える等、法改正に合わせて対象を拡大する。 ・特定のバイオマス燃料発電設備については新たに特例対象とする。課税標準額に乗じる割合は、6/7とする。	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得された償却資産	6
	新築住宅に係る固定資産税の減額特例の延長及び申告の見直し	・一般住宅及び長期優良住宅について適用される固定資産税の減額特例について、令和8年3月31日まで延長する。 - また、従来各戸の区分所有者から徴していた申告書について、マンションの管理組合の管理者から一括して申告がなされ、内容が適正と認められるときはこれを不要とする。	令和6年度から	6
その他	職権減免の規定の整備	・市民税、固定資産税(都市計画税含む)、特別土地保有税、国民健康保険税について、申請書の提出無しに減免を適用できる宥恕規定を設ける。	令和6年度から	6

【令和7年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正
個人市民税	扶養親族等に係る所得要件の引き上げなど	・扶養親族等の合計所得金額要件を48万円以下から58万円以下に引き上げる。 ・勤労学生等の合計所得金額要件を75万円以下から85万円以下に引き上げる。	令和8年度から	7
	特定親族特別控除の新設	・納税義務者と生計を一にする19歳以上23歳未満（大学在学中に当たる年齢）の親族の扶養控除（特定扶養控除）について、新たに特別控除を設け、親族の所得が58万円を超える場合にも、納税義務者が段階的に一定の所得控除を受けることができるものとする。 （単位：万円） 従来 新設 控除額 45万円 特定扶養控除 45万円 特定親族特別控除 41 31 21 11 6 3 親族の所得（給与収入） ～58万円（123万円） 95 100 105 110 115 120 123（160）（165）（170）（175）（180）（185）（188）	令和8年度から	7
軽自動車税	二輪車の車両区分の見直し	・総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とする。	令和7年度から	7
たばこ税	加熱式たばこの課税方式の見直し	・加熱式たばこの課税方式について、紙巻きたばこと同程度の税負担になるよう変更する。激変緩和等の観点から、令和8年4月及び同年10月の2段階で実施する。 紙巻き 1本又は1箱当たりの税額 加熱式 加熱式課税方式見直し① 加熱式課税方式見直し② R7.4 R8.4 R8.10 基本的には、スティック型の加熱式たばこ1本は紙巻きたばこ1本と、スティック型以外の加熱式たばこ1箱は紙巻きたばこ1箱と税額が等しくなる	令和8年度から	7

【令和 8 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年								
個人住民税	給与所得控除の最低保証額の引き上げ	給与所得控除の最低保障額を 65 万円から 74 万円に引き上げる (引上げ額 9 万円のうち、5 万円は 2 年間の時限措置)	令和 9 年度から	8								
	ひとり親控除の控除額の引き上げ	ひとり親控除の控除額を 30 万円から 33 万円に引き上げる。	令和 10 年度から	8								
軽自動車税	環境性能割の廃止	軽自動車を購入する際にかかる環境性能割を廃止する。	令和 8 年度から	8								
固定資産税	固定資産税の免税点の見直し	税収が僅かな納税義務者への課税を避け、徴税の合理化を図るため、免税点制度がある。 物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税の免税点を次のとおり見直す。 <table><tr><th>改正後</th><th>現行</th></tr><tr><td>(土地) 30 万円 (※)</td><td>(土地) 30 万円 (※)</td></tr><tr><td>(家屋) 30 万円</td><td>(家屋) 20 万円</td></tr><tr><td>(償却資産) 180 万円</td><td>(償却資産) 150 万円</td></tr></table> (※) 前回見直し時点の平成 3 年と比較した場合、地価が下落していることから据え置き	改正後	現行	(土地) 30 万円 (※)	(土地) 30 万円 (※)	(家屋) 30 万円	(家屋) 20 万円	(償却資産) 180 万円	(償却資産) 150 万円	令和 9 年度から	8
	改正後	現行										
	(土地) 30 万円 (※)	(土地) 30 万円 (※)										
(家屋) 30 万円	(家屋) 20 万円											
(償却資産) 180 万円	(償却資産) 150 万円											
旧改修実演芸術公演施設に対する固定資産税・都市計画税の特例	対象施設を拡大する（わがまち特例） 対象建物として、新たに特別支援学校・保健所・老人ホーム・福祉ホームなどを加える。	令和 8 年度から	8									
再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例	再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特定の太陽光発電及び風力発電について特例率を拡充する。一方で大容量（出力 1 万 kW 以上）のバイオマス発電については対象外とする見直しを行う。 また、適用期間を 3 年間延長する（令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）	令和 8 年度から	8									

(付録第2) 個人市民税の所得控除等

区 分		年 度		2 9			
収入 額 よ り 控 除	給 与 所 得 控 除	収入金額が1,800,000円以下		収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円)			
		1,800,000円超 3,600,000円以下		720,000円 + (収入金額－ 1,800,000円) × 30%			
		3,600,000円超 6,600,000円以下		1,260,000円 + (収入金額－ 3,600,000円) × 20%			
		6,600,000円超 10,000,000円以下		1,860,000円 + (収入金額－ 6,600,000円) × 10%			
		10,000,000円超 12,000,000円以下		2,200,000円 + (収入金額－10,000,000円) × 5%			
青 色 専 従 者 給 与	支払った金額						
	白 色 専 従 者 給 与	(1) 500,000円 (配偶者の場合は860,000円)					
		(2) (事業所得＋不動産所得＋山林所得) ÷ (専従者＋1) (1) (2) いずれか少ない方の金額					
		公 的 年 金 等 控 除	受給者の 年 齢	その年中の公的年金等の収入金額 (A)		控 除 額	
				330万円以下		120万円	
330万円 ～ 410万円				(A) × 25% + 37.5万円			
410万円 ～ 770万円				(A) × 15% + 78.5万円			
65歳以上 の 者	770万円超	(A) × 5% + 155.5万円					
		受給者の 年 齢	その年中の公的年金等の収入金額 (A)		控 除 額		
			130万円以下		70万円		
			130万円 ～ 410万円		(A) × 25% + 37.5万円		
	410万円 ～ 770万円		(A) × 15% + 78.5万円				
65歳未満 の 者	770万円超	(A) × 5% + 155.5万円					
		雑 損	(1) (その年の損失金額－補てん金額)－(総所得金額等×10%)				
			(2) 損失金額のうち災害関連支出の金額－50,000円 (1) (2) いずれか多い方の金額				
			医 療 費	(医療費の額－補てん金額)－(総所得金額等× 5%、ただし10万円まで) 限度額 200万円			
	社 会 保 険 料			支払った金額			
小規模企業共済等掛金		支払った金額					
		生 命 保 険 料		① 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの契約等の時期に応じて下記の表で計算			
			新 契 約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧 契 約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		新契約＋旧契約
	年間支払保険料		控 除 額	年間支払保険料	控 除 額	控 除 額	
12,000円以下	支払い保険料等の全額		15,000円以下	支払い保険料等の全額	左の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算		
12,001円～32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円		15,001円～40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円			
32,001円～56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円		40,001円～70,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 17,500円			
56,001円以上	一律 28,000円		70,001円以上	一律 35,000円			
控除上限額 28,000円			控除上限額 35,000円			控除上限額 28,000円	
② ①で算出した各控除額を合算 生命保険料控除額(最高7万円) = (一般生命保険料控除額) + (個人年金保険料控除額) + (介護医療保険料控除額)							
地 震 保 険 料	地震保険料の合計金額 (A)		長期損害保険料の合計金額 (B)				
	(A) × 1/2(最高 25,000円) +		(B) の金額が5,000円以下の場合は 全額 (B) の金額が5,000円を超え15,000円以下の場合は (B) × 1/2 + 2,500円 (B) の金額が15,000円を超える場合は 10,000円 (最高限度 25,000円)				
	障 害 者	障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円					
		扶 養	一般扶養 330,000円 (特定 450,000円) 老人扶養 380,000円 (同居 450,000円)				
			配 偶 者	一 般 330,000円 老 人 380,000円		配偶者特別控除 (3万円～33万円)	
老 ・ 寡 ・ 勤				寡婦一般 260,000円 (特別 300,000円) 寡夫・勤 260,000円			
	基 礎			330,000円			
		配 当 控 除		10,000,000円以下 1.6% (県民税 1.2%) 10,000,000円を超える部分は、0.8% (県民税 0.6%) 配当の種類、課税所得等の金額により、控除率の違うものや配当控除がないものがある			
			所得額 1,250,000円				
障・寡・未の非課税限度額							

3 0		年 度		区 分	
収入金額が1, 800, 000円以下		収入金額 × 40% (最低控除額 650, 000円)		給 与 所 得 控 除	収 入 額 により控除
1, 800, 000円超 3, 600, 000円以下		720, 000円 + (収入金額－ 1, 800, 000円) × 30%			
3, 600, 000円超 6, 600, 000円以下		1, 260, 000円 + (収入金額－ 3, 600, 000円) × 20%			
6, 600, 000円超 10, 000, 000円以下		1, 860, 000円 + (収入金額－ 6, 600, 000円) × 10%			
10, 000, 000円超					
同 左		青色専従者給与			
同 左		白色専従者給与			
同 左		公的年金等控除			控除
同 左					
同 左		雑 損			
(1) (医療費の額－補てん金額)－(総所得金額等の合計× 5%、ただし10万円まで)		限度額	200万円	医 療 費	所得控除
(2) (特定一般用医薬品等の購入額－補てん金額)－12, 000円		限度額	8万8千円		
(1) (2) いずれか一方を控除					
同 左		社 会 保 険 料			
同 左		小規模企業共済等掛金			
同 左		生 命 保 険 料			
同 左		地 震 保 険 料			
同 左		障 害 者			
同 左		扶 養			
同 左		配 偶 者			
同 左		老 ・ 寡 ・ 勤			
同 左		基 礎			
同 左		配 当 控 除			
同 左		障・寡・未の非課税限度額			

年 度		元 ・ 2			
区 分					
収 入 額	給 与 所 得 控 除	収入金額が1, 800, 000円以下		収入金額 × 40%（最低控除額 650, 000円）	
		1, 800, 000円超 3, 600, 000円以下		720, 000円 +（収入金額－ 1, 800, 000円）× 30%	
		3, 600, 000円超 6, 600, 000円以下		1, 260, 000円 +（収入金額－ 3, 600, 000円）× 20%	
		6, 600, 000円超 10, 000, 000円以下		1, 860, 000円 +（収入金額－ 6, 600, 000円）× 10%	
		10, 000, 000円超		2, 200, 000円	
よ り 控 除	青 色 専 従 者 給 与	同 左			
	白 色 専 従 者 給 与	同 左			
	公 的 年 金 等 控 除	受給者の 年 齢	同 左		
		65歳以上 の 者			
		受給者の 年 齢	同 左		
	65歳未満 の 者				
所 得 控 除	雑 損	同 左			
	医 療 費	同 左			
	社 会 保 険 料	同 左			
	小規模企業共済等掛金	同 左			
	生 命 保 険 料	同 左			
	地 震 保 険 料	同 左			
	障 害 者	同 左			
	扶 養	同 左			
	配 偶 者	一 般 老 人	11万円～33万円 13万円～38万円	配偶者特別控除 (1万円～33万円)	※扶養者の合計所得が 1, 000万円超の場合は適用不可
	老 ・ 寡 ・ 勤	同 左			
	基 礎	同 左			
配 当 控 除		同 左			
障・寡・未の非課税限度額		同 左			

3～7					年 度 区 分			
収入金額が1,800,000円以下 1,800,000円超 3,600,000円以下 3,600,000円超 6,600,000円以下 6,600,000円超 8,500,000円以下 8,500,000円超					収入金額 × 40%－ 100,000円（最低控除額 550,000円） 620,000円 +（収入金額－ 1,800,000円）× 30% 1,160,000円 +（収入金額－ 3,600,000円）× 20% 1,760,000円 +（収入金額－ 6,600,000円）× 10% 1,950,000円		給 与 所 得 控 除	収 入 額 よ り 控 除
1 介護・子育て世帯の場合 対象：給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する 控除額：（給与等の収入金額（上限：1,000万円）－850万円）×10%							所得金額調整控除	
2 給与収入と公的年金等の双方がある場合 対象：給与収入と公的年金等の双方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合 控除額：給与所得控除後の給与等の金額（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（上限10万円）－10万円								
同 左							青色専従者給与	
同 左							白色専従者給与	
6 5 歳 以 上	公的年金等の収入額の合計 (A)		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			公 的 年 金 等 控 除		
			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超			
	～ 3,300,000 円		110万円	100万円	90万円			
	3,300,000 円～ 4,100,000 円		(A) ×25%+ 27.5万円	(A) ×25%+ 17.5万円	(A) ×25%+ 7.5万円			
	4,100,000 円～ 7,700,000 円		(A) ×15%+ 68.5万円	(A) ×15%+ 58.5万円	(A) ×15%+ 48.5万円			
	7,700,000 円～ 10,000,000 円		(A) × 5%+145.5万円	(A) × 5%+135.5万円	(A) × 5%+125.5万円			
10,000,000 円～		195.5万円	185.5万円	175.5万円				
6 5 歳 未 満	公的年金等の収入額の合計 (A)		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				同 左	
			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超			
	～ 1,300,000 円		60万円	50万円	40万円			
	1,300,000 円～ 4,100,000 円		(A) ×25%+ 27.5万円	(A) ×25%+ 17.5万円	(A) ×25%+ 7.5万円			
	4,100,000 円～ 7,700,000 円		(A) ×15%+ 68.5万円	(A) ×15%+ 58.5万円	(A) ×15%+ 48.5万円			
	7,700,000 円～ 10,000,000 円		(A) × 5%+145.5万円	(A) × 5%+135.5万円	(A) × 5%+125.5万円			
10,000,000 円～		195.5万円	185.5万円	175.5万円				
同 左					雑 損			所 得 控 除
同 左					医 療 費			
同 左					社 会 保 険 料			
同 左					小規模企業共済等掛金			
同 左					生 命 保 険 料			
同 左					地 震 保 険 料			
同 左					障 害 者			
同 左					扶 養			
同 左					配 偶 者			
寡婦・勤 260,000円 ひとり親 300,000円					寡 ・ ひ ・ 勤			
合計所得金額 ～24,000,000円 43万円 24,000,001円～24,500,000円 29万円 24,500,001円～25,000,000円 15万円 25,000,001円～ 0円					基 礎			
同 左					配 当 控 除			
所得額 1,350,000円					障・寡・ひ・未の非課税限度額			

区 分 \ 年 度		8	
収入額より控除	給与所得控除	収入金額が1,900,000円以下 650,000円 1,900,000円超 3,600,000円以下 620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30% 3,600,000円超 6,600,000円以下 1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20% 6,600,000円超 8,500,000円以下 1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10% 8,500,000円超 1,950,000円	
	所得金額調整控除	同	左
	青色専従者給与	同	左
	白色専従者給与	同	左
	公的年金等控除	同	左
所得控除	雑 損	同	左
	医 療 費	同	左
	社 会 保 険 料	同	左
	小規模企業共済等掛金	同	左
	生 命 保 険 料	同	左
	地 震 保 険 料	同	左
	障 害 者	同	左
	扶 養	同	左
	特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額 580,000円超 950,000円以下 450,000円 950,000円超 1,000,000円以下 410,000円 1,000,000円超 1,050,000円以下 310,000円 1,050,000円超 1,100,000円以下 210,000円 1,100,000円超 1,150,000円以下 110,000円 1,150,000円超 1,200,000円以下 60,000円 1,200,000円超 1,230,000円以下 30,000円 1,230,000円超 0円	
	配 偶 者	同	左
	寡 ・ ひ ・ 勤	同	左
	基 礎	同	左
配 当 控 除		同	左
障・寡・ひ・未の非課税限度額		同	左

(付録第3) 令和8年度 住民税・所得税要覧

		令和8年度 住 民 税		令和7年分 所 得 税																																																												
均等割の非課税限度額		315,000 円 × (同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1) + 100,000 円 以下 ※ 扶養親族がある場合は+189,000 円																																																														
所得割の非課税限度額		350,000 円 × (同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1) + 100,000 円 以下 ※ 扶養親族がある場合は+320,000 円																																																														
障・寡・ひ・未の非課税限度額		1,350,000 円 (給与収入額 2,043,999 円)																																																														
収入額から控除	給 与 所 得 控 除	<table><tr><th colspan="2">収 入 金 額</th><th colspan="2">控 除 額</th></tr><tr><td colspan="2">1,900,000円以下</td><td colspan="2">650,000円</td></tr><tr><td>1,900,000円超</td><td>3,600,000円以下</td><td colspan="2">620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%</td></tr><tr><td>3,600,000円超</td><td>6,600,000円以下</td><td colspan="2">1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%</td></tr><tr><td>6,600,000円超</td><td>8,500,000円以下</td><td colspan="2">1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%</td></tr><tr><td colspan="2">8,500,000円超</td><td colspan="2">1,950,000円</td></tr></table>				収 入 金 額		控 除 額		1,900,000円以下		650,000円		1,900,000円超	3,600,000円以下	620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%		3,600,000円超	6,600,000円以下	1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%		6,600,000円超	8,500,000円以下	1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%		8,500,000円超		1,950,000円																																				
	収 入 金 額		控 除 額																																																													
	1,900,000円以下		650,000円																																																													
	1,900,000円超	3,600,000円以下	620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%																																																													
	3,600,000円超	6,600,000円以下	1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%																																																													
6,600,000円超	8,500,000円以下	1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%																																																														
8,500,000円超		1,950,000円																																																														
	所得金額調整控除	1 介護・子育て世帯の場合 対象：給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する 控除額：（給与等の収入金額（上限：1,000万円）－850万円）×10％ 2 給与収入と公的年金等の双方がある場合 対象：給与収入と公的年金等の双方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合 控除額：給与所得控除後の給与等の金額（上限 10 万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（上限 10 万円）－10 万円																																																														
	青色専従者給与 白色専従者給与	支払った金額 (1) 500,000 円（配偶者の場合は 860,000 円） (2)（事業所得 + 不動産所得 + 山林所得）÷（専従者 + 1） (1)(2) いずれか少ない方の金額																																																														
	公 的 年 金 等 控 除	<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">公的年金等の収入額の合計 (A)</th><th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th></tr><tr><td rowspan="5">65歳未満</td><td>～ 1,300,000 円</td><td>60万円</td><td>50万円</td><td>40万円</td></tr><tr><td>1,300,000 円 ～ 4,100,000 円</td><td>(A) ×25%+ 27.5万円</td><td>(A) ×25%+ 17.5万円</td><td>(A) ×25%+ 7.5万円</td></tr><tr><td>4,100,000 円 ～ 7,700,000 円</td><td>(A) ×15%+ 68.5万円</td><td>(A) ×15%+ 58.5万円</td><td>(A) ×15%+ 48.5万円</td></tr><tr><td>7,700,000 円 ～ 10,000,000 円</td><td>(A) × 5%+145.5万円</td><td>(A) × 5%+135.5万円</td><td>(A) × 5%+125.5万円</td></tr><tr><td>10,000,000 円 ～</td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td></tr><tr><td rowspan="5">65歳以上</td><td>～ 3,300,000 円</td><td>110万円</td><td>100万円</td><td>90万円</td></tr><tr><td>3,300,000 円 ～ 4,100,000 円</td><td>(A) ×25%+ 27.5万円</td><td>(A) ×25%+ 17.5万円</td><td>(A) ×25%+ 7.5万円</td></tr><tr><td>4,100,000 円 ～ 7,700,000 円</td><td>(A) ×15%+ 68.5万円</td><td>(A) ×15%+ 58.5万円</td><td>(A) ×15%+ 48.5万円</td></tr><tr><td>7,700,000 円 ～ 10,000,000 円</td><td>(A) × 5%+145.5万円</td><td>(A) × 5%+135.5万円</td><td>(A) × 5%+125.5万円</td></tr><tr><td>10,000,000 ～</td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td></tr></table>					公的年金等の収入額の合計 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満	～ 1,300,000 円	60万円	50万円	40万円	1,300,000 円 ～ 4,100,000 円	(A) ×25%+ 27.5万円	(A) ×25%+ 17.5万円	(A) ×25%+ 7.5万円	4,100,000 円 ～ 7,700,000 円	(A) ×15%+ 68.5万円	(A) ×15%+ 58.5万円	(A) ×15%+ 48.5万円	7,700,000 円 ～ 10,000,000 円	(A) × 5%+145.5万円	(A) × 5%+135.5万円	(A) × 5%+125.5万円	10,000,000 円 ～	195.5万円	185.5万円	175.5万円	65歳以上	～ 3,300,000 円	110万円	100万円	90万円	3,300,000 円 ～ 4,100,000 円	(A) ×25%+ 27.5万円	(A) ×25%+ 17.5万円	(A) ×25%+ 7.5万円	4,100,000 円 ～ 7,700,000 円	(A) ×15%+ 68.5万円	(A) ×15%+ 58.5万円	(A) ×15%+ 48.5万円	7,700,000 円 ～ 10,000,000 円	(A) × 5%+145.5万円	(A) × 5%+135.5万円	(A) × 5%+125.5万円	10,000,000 ～	195.5万円	185.5万円	175.5万円									
	公的年金等の収入額の合計 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																														
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																																												
65歳未満	～ 1,300,000 円	60万円	50万円	40万円																																																												
	1,300,000 円 ～ 4,100,000 円	(A) ×25%+ 27.5万円	(A) ×25%+ 17.5万円	(A) ×25%+ 7.5万円																																																												
	4,100,000 円 ～ 7,700,000 円	(A) ×15%+ 68.5万円	(A) ×15%+ 58.5万円	(A) ×15%+ 48.5万円																																																												
	7,700,000 円 ～ 10,000,000 円	(A) × 5%+145.5万円	(A) × 5%+135.5万円	(A) × 5%+125.5万円																																																												
	10,000,000 円 ～	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																												
65歳以上	～ 3,300,000 円	110万円	100万円	90万円																																																												
	3,300,000 円 ～ 4,100,000 円	(A) ×25%+ 27.5万円	(A) ×25%+ 17.5万円	(A) ×25%+ 7.5万円																																																												
	4,100,000 円 ～ 7,700,000 円	(A) ×15%+ 68.5万円	(A) ×15%+ 58.5万円	(A) ×15%+ 48.5万円																																																												
	7,700,000 円 ～ 10,000,000 円	(A) × 5%+145.5万円	(A) × 5%+135.5万円	(A) × 5%+125.5万円																																																												
	10,000,000 ～	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																												
所得控除	雑 損	(1)（その年の損失金額－補てん金額）－（総所得金額等の合計額 × 10％） (2) 損失金額のうち災害関連支出の金額－50,000 円 (1)(2) いずれか多い方の金額																																																														
	医 療 費	(1)（医療費の額－補てん金額）－（「10万円」と「総所得金額等の合計額×5％」のいずれか少ない方の金額）（限度額 200 万円） (2)（特定一般用医薬品等購入の額－補てん金額）－12,000 円（限度額 8 万 8 千円） (1)(2) いずれか一方を控除																																																														
	社 会 保 険 料	支払った金額																																																														
	小規模企業共済等掛金	支払った金額																																																														
	生 命 保 険 料	① 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの契約等の時期に応じて下記の表で計算 ※ 新契約：平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 <table><tr><th></th><th>年間支払保険料</th><th>控 除 額</th><th>控除上限額</th></tr><tr><td rowspan="4">新契約</td><td>12,000円以下</td><td>支払い保険料等の全額</td><td rowspan="4">28,000円</td></tr><tr><td>12,001円 ～ 32,000円</td><td>支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円</td></tr><tr><td>32,001円 ～ 56,000円</td><td>支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円</td></tr><tr><td>56,001円以上</td><td>一律 28,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">旧契約</td><td>15,000円以下</td><td>支払い保険料等の全額</td><td rowspan="4">35,000円</td></tr><tr><td>15,001円 ～ 40,000円</td><td>支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円</td></tr><tr><td>40,001円 ～ 70,000円</td><td>支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円</td></tr><tr><td>70,001円以上</td><td>一律 35,000円</td></tr><tr><td colspan="2">新契約＋旧契約</td><td>上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算</td><td>28,000円</td></tr></table> ② ①で算出した各控除額を合算 (住民税：最高7万円) (所得税：最高12万円) 生命保険料控除額 ＝（一般生命保険料控除額）＋（個人年金保険料控除額）＋（介護医療保険料控除額）					年間支払保険料	控 除 額	控除上限額	新契約	12,000円以下	支払い保険料等の全額	28,000円	12,001円 ～ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円	32,001円 ～ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円	56,001円以上	一律 28,000円	旧契約	15,000円以下	支払い保険料等の全額	35,000円	15,001円 ～ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円	40,001円 ～ 70,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円	70,001円以上	一律 35,000円	新契約＋旧契約		上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	28,000円																															
	年間支払保険料	控 除 額	控除上限額																																																													
新契約	12,000円以下	支払い保険料等の全額	28,000円																																																													
	12,001円 ～ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円																																																														
	32,001円 ～ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円																																																														
	56,001円以上	一律 28,000円																																																														
旧契約	15,000円以下	支払い保険料等の全額	35,000円																																																													
	15,001円 ～ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円																																																														
	40,001円 ～ 70,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円																																																														
	70,001円以上	一律 35,000円																																																														
新契約＋旧契約		上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	28,000円																																																													
所得控除	地 震 保 険 料 （旧長期損害保険）	<table><tr><th></th><th>年間支払保険料</th><th>控 除 額</th><th>控除上限額</th></tr><tr><td rowspan="2">地震</td><td></td><td>支払い保険料等 × 1/2</td><td>25,000円</td></tr><tr><td>5,000円以下</td><td>支払い保険料等の全額</td><td rowspan="3">10,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">旧長期</td><td>5,001円 ～ 15,000円</td><td>支払い保険料等 × 1/2 + 2,500円</td></tr><tr><td>15,001円以上</td><td>一律10,000円</td></tr></table> (住民税：最高2.5 万円) 地震保険料控除額 ＝（地震保険料に係る控除額）＋（旧長期損害保険料に係る控除額）			年間支払保険料	控 除 額	控除上限額	地震		支払い保険料等 × 1/2	25,000円	5,000円以下	支払い保険料等の全額	10,000円	旧長期	5,001円 ～ 15,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 2,500円	15,001円以上	一律10,000円	<table><tr><th></th><th>年間支払保険料</th><th>控 除 額</th><th>控除上限額</th></tr><tr><td rowspan="2">地震</td><td></td><td>支払い保険料等の全額</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>10,000円以下</td><td>支払い保険料等の全額</td><td rowspan="3">15,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">旧長期</td><td>10,001円 ～ 20,000円</td><td>支払い保険料等 × 1/2 + 5,000円</td></tr><tr><td>20,001円以上</td><td>一律15,000円</td></tr></table> (所得税：最高5 万円)			年間支払保険料	控 除 額	控除上限額	地震		支払い保険料等の全額	50,000円	10,000円以下	支払い保険料等の全額	15,000円	旧長期	10,001円 ～ 20,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 5,000円	20,001円以上	一律15,000円																											
		年間支払保険料	控 除 額	控除上限額																																																												
地震		支払い保険料等 × 1/2	25,000円																																																													
	5,000円以下	支払い保険料等の全額	10,000円																																																													
旧長期	5,001円 ～ 15,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 2,500円																																																														
	15,001円以上	一律10,000円																																																														
	年間支払保険料	控 除 額	控除上限額																																																													
地震		支払い保険料等の全額	50,000円																																																													
	10,000円以下	支払い保険料等の全額	15,000円																																																													
旧長期	10,001円 ～ 20,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 5,000円																																																														
	20,001円以上	一律15,000円																																																														
雑 損	寄 附 金			(「特定寄附金の額の合計額」と「総所得金額等の40%相当額」のいずれか低い金額)－2,000 円																																																												
	障 害 者	障害者 同居特別障害者	260,000 円（特別障害者 300,000 円） 530,000 円	障害者 同居特別障害者	270,000 円（特別障害者 400,000 円） 750,000 円																																																											
	扶 養	一般扶養 老人扶養	330,000 円（特定 450,000 円） 380,000 円（同居 450,000 円）	一般扶養 老人扶養	380,000 円（特定 630,000 円） 480,000 円（同居 580,000 円）																																																											
	特 定 親 族 特 別 控 除	<table><tr><th colspan="2">特定親族の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>580,001 ～ 950,000 円</td><td></td><td>45万</td></tr><tr><td>950,001 ～ 1,000,000 円</td><td></td><td>41万</td></tr><tr><td>1,000,001 ～ 1,050,000 円</td><td></td><td>31万</td></tr><tr><td>1,050,001 ～ 1,100,000 円</td><td></td><td>21万</td></tr><tr><td>1,100,001 ～ 1,150,000 円</td><td></td><td>11万</td></tr><tr><td>1,150,001 ～ 1,200,000 円</td><td></td><td>6万</td></tr><tr><td>1,200,001 ～ 1,230,000 円</td><td></td><td>3万</td></tr><tr><td>1,230,001 ～ 円</td><td></td><td>0万</td></tr></table>		特定親族の合計所得金額		控除額	580,001 ～ 950,000 円		45万	950,001 ～ 1,000,000 円		41万	1,000,001 ～ 1,050,000 円		31万	1,050,001 ～ 1,100,000 円		21万	1,100,001 ～ 1,150,000 円		11万	1,150,001 ～ 1,200,000 円		6万	1,200,001 ～ 1,230,000 円		3万	1,230,001 ～ 円		0万	<table><tr><th colspan="2">特定親族の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>580,001 ～ 850,000 円</td><td></td><td>63万</td></tr><tr><td>850,001 ～ 900,000 円</td><td></td><td>61万</td></tr><tr><td>900,001 ～ 950,000 円</td><td></td><td>51万</td></tr><tr><td>950,001 ～ 1,000,000 円</td><td></td><td>41万</td></tr><tr><td>1,000,001 ～ 1,050,000 円</td><td></td><td>31万</td></tr><tr><td>1,050,001 ～ 1,100,000 円</td><td></td><td>21万</td></tr><tr><td>1,100,001 ～ 1,150,000 円</td><td></td><td>11万</td></tr><tr><td>1,150,001 ～ 1,200,000 円</td><td></td><td>6万</td></tr><tr><td>1,200,001 ～ 1,230,000 円</td><td></td><td>3万</td></tr><tr><td>1,230,001 ～ 円</td><td></td><td>0</td></tr></table>		特定親族の合計所得金額		控除額	580,001 ～ 850,000 円		63万	850,001 ～ 900,000 円		61万	900,001 ～ 950,000 円		51万	950,001 ～ 1,000,000 円		41万	1,000,001 ～ 1,050,000 円		31万	1,050,001 ～ 1,100,000 円		21万	1,100,001 ～ 1,150,000 円		11万	1,150,001 ～ 1,200,000 円		6万	1,200,001 ～ 1,230,000 円		3万	1,230,001 ～ 円	
特定親族の合計所得金額		控除額																																																														
580,001 ～ 950,000 円		45万																																																														
950,001 ～ 1,000,000 円		41万																																																														
1,000,001 ～ 1,050,000 円		31万																																																														
1,050,001 ～ 1,100,000 円		21万																																																														
1,100,001 ～ 1,150,000 円		11万																																																														
1,150,001 ～ 1,200,000 円		6万																																																														
1,200,001 ～ 1,230,000 円		3万																																																														
1,230,001 ～ 円		0万																																																														
特定親族の合計所得金額		控除額																																																														
580,001 ～ 850,000 円		63万																																																														
850,001 ～ 900,000 円		61万																																																														
900,001 ～ 950,000 円		51万																																																														
950,001 ～ 1,000,000 円		41万																																																														
1,000,001 ～ 1,050,000 円		31万																																																														
1,050,001 ～ 1,100,000 円		21万																																																														
1,100,001 ～ 1,150,000 円		11万																																																														
1,150,001 ～ 1,200,000 円		6万																																																														
1,200,001 ～ 1,230,000 円		3万																																																														
1,230,001 ～ 円		0																																																														

		令和 8 年 度 住 民 税					令和 7 年 分 所 得 税																																																																																																																											
所得 控除	配偶者	<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">配偶者の年間所得</th><th colspan="3">扶養者の年間合計所得</th><th rowspan="2"></th></tr><tr><th>～9,000,000</th><th>9,000,001 ～9,500,000</th><th>9,500,001 ～ 10,000,000</th></tr><tr><td rowspan="2">配偶者 控除</td><td>～580,000 円</td><td>38万</td><td>26万</td><td>13万</td><td>老人</td></tr><tr><td></td><td>33万</td><td>22万</td><td>11万</td><td>一般</td></tr><tr><td rowspan="8">配偶者 特別控除</td><td>580,001 ～ 1,000,000 円</td><td>33万</td><td>22万</td><td rowspan="2">11万</td><td rowspan="8"></td></tr><tr><td>1,000,001 ～ 1,050,000 円</td><td>31万</td><td>21万</td></tr><tr><td>1,050,001 ～ 1,100,000 円</td><td>26万</td><td>18万</td><td>9万</td></tr><tr><td>1,100,001 ～ 1,150,000 円</td><td>21万</td><td>14万</td><td>7万</td></tr><tr><td>1,150,001 ～ 1,200,000 円</td><td>16万</td><td>11万</td><td>6万</td></tr><tr><td>1,200,001 ～ 1,250,000 円</td><td>11万</td><td>8万</td><td>4万</td></tr><tr><td>1,250,001 ～ 1,300,000 円</td><td>6万</td><td>4万</td><td>2万</td></tr><tr><td>1,300,001 ～ 1,330,000 円</td><td>3万</td><td>2万</td><td>1万</td></tr><tr><td>1,330,001 ～ 円</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>						配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得				～9,000,000	9,000,001 ～9,500,000	9,500,001 ～ 10,000,000	配偶者 控除	～580,000 円	38万	26万	13万	老人		33万	22万	11万	一般	配偶者 特別控除	580,001 ～ 1,000,000 円	33万	22万	11万		1,000,001 ～ 1,050,000 円	31万	21万	1,050,001 ～ 1,100,000 円	26万	18万	9万	1,100,001 ～ 1,150,000 円	21万	14万	7万	1,150,001 ～ 1,200,000 円	16万	11万	6万	1,200,001 ～ 1,250,000 円	11万	8万	4万	1,250,001 ～ 1,300,000 円	6万	4万	2万	1,300,001 ～ 1,330,000 円	3万	2万	1万	1,330,001 ～ 円	0	0	0	<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">配偶者の年間所得</th><th colspan="3">扶養者の年間合計所得</th><th rowspan="2"></th></tr><tr><th>～9,000,000</th><th>9,000,001 ～9,500,000</th><th>9,500,001 ～ 10,000,000</th></tr><tr><td rowspan="2">配偶者 控除</td><td>～580,000 円</td><td>48万</td><td>32万</td><td>16万</td><td>老人</td></tr><tr><td></td><td>38万</td><td>26万</td><td>13万</td><td>一般</td></tr><tr><td rowspan="10">配偶者 特別控除</td><td>580,001 ～ 950,000 円</td><td>38万</td><td>26万</td><td>13万</td><td rowspan="10"></td></tr><tr><td>950,001 ～ 1,000,000 円</td><td>36万</td><td>24万</td><td>12万</td></tr><tr><td>1,000,001 ～ 1,050,000 円</td><td>31万</td><td>21万</td><td>11万</td></tr><tr><td>1,050,001 ～ 1,100,000 円</td><td>26万</td><td>18万</td><td>9万</td></tr><tr><td>1,100,001 ～ 1,150,000 円</td><td>21万</td><td>14万</td><td>7万</td></tr><tr><td>1,150,001 ～ 1,200,000 円</td><td>16万</td><td>11万</td><td>6万</td></tr><tr><td>1,200,001 ～ 1,250,000 円</td><td>11万</td><td>8万</td><td>4万</td></tr><tr><td>1,250,001 ～ 1,300,000 円</td><td>6万</td><td>4万</td><td>2万</td></tr><tr><td>1,300,001 ～ 1,330,000 円</td><td>3万</td><td>2万</td><td>1万</td></tr><tr><td>1,330,001 ～ 円</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>						配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得				～9,000,000	9,000,001 ～9,500,000	9,500,001 ～ 10,000,000	配偶者 控除	～580,000 円	48万	32万	16万	老人		38万	26万	13万	一般	配偶者 特別控除	580,001 ～ 950,000 円	38万	26万	13万		950,001 ～ 1,000,000 円	36万	24万	12万	1,000,001 ～ 1,050,000 円	31万	21万	11万	1,050,001 ～ 1,100,000 円	26万	18万	9万	1,100,001 ～ 1,150,000 円	21万	14万	7万	1,150,001 ～ 1,200,000 円	16万	11万	6万	1,200,001 ～ 1,250,000 円	11万	8万	4万	1,250,001 ～ 1,300,000 円	6万	4万	2万	1,300,001 ～ 1,330,000 円	3万	2万	1万	1,330,001 ～ 円	0	0	0
			配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得																																																																																																																														
				～9,000,000	9,000,001 ～9,500,000	9,500,001 ～ 10,000,000																																																																																																																												
		配偶者 控除	～580,000 円	38万	26万	13万	老人																																																																																																																											
				33万	22万	11万	一般																																																																																																																											
		配偶者 特別控除	580,001 ～ 1,000,000 円	33万	22万	11万																																																																																																																												
			1,000,001 ～ 1,050,000 円	31万	21万																																																																																																																													
			1,050,001 ～ 1,100,000 円	26万	18万	9万																																																																																																																												
			1,100,001 ～ 1,150,000 円	21万	14万	7万																																																																																																																												
			1,150,001 ～ 1,200,000 円	16万	11万	6万																																																																																																																												
1,200,001 ～ 1,250,000 円	11万		8万	4万																																																																																																																														
1,250,001 ～ 1,300,000 円	6万		4万	2万																																																																																																																														
1,300,001 ～ 1,330,000 円	3万		2万	1万																																																																																																																														
1,330,001 ～ 円	0	0	0																																																																																																																															
	配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得																																																																																																																																
		～9,000,000	9,000,001 ～9,500,000	9,500,001 ～ 10,000,000																																																																																																																														
配偶者 控除	～580,000 円	48万	32万	16万	老人																																																																																																																													
		38万	26万	13万	一般																																																																																																																													
配偶者 特別控除	580,001 ～ 950,000 円	38万	26万	13万																																																																																																																														
	950,001 ～ 1,000,000 円	36万	24万	12万																																																																																																																														
	1,000,001 ～ 1,050,000 円	31万	21万	11万																																																																																																																														
	1,050,001 ～ 1,100,000 円	26万	18万	9万																																																																																																																														
	1,100,001 ～ 1,150,000 円	21万	14万	7万																																																																																																																														
	1,150,001 ～ 1,200,000 円	16万	11万	6万																																																																																																																														
	1,200,001 ～ 1,250,000 円	11万	8万	4万																																																																																																																														
	1,250,001 ～ 1,300,000 円	6万	4万	2万																																																																																																																														
	1,300,001 ～ 1,330,000 円	3万	2万	1万																																																																																																																														
	1,330,001 ～ 円	0	0	0																																																																																																																														
寡婦 ひとり親 勤労学生	寡婦 ひとり親 勤労学生	260,000 円 300,000 円 260,000 円				寡婦 ひとり親 勤労学生	270,000 円 350,000 円 270,000 円																																																																																																																											
基礎	<table><tr><th colspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">控除額</th></tr><tr><td colspan="2">～24,000,000円</td><td colspan="2">43万円</td></tr><tr><td colspan="2">24,000,001円～24,500,000円</td><td colspan="2">29万円</td></tr><tr><td colspan="2">24,500,001円～25,000,000円</td><td colspan="2">15万円</td></tr><tr><td colspan="2">25,000,001円～</td><td colspan="2">0円</td></tr></table>					合計所得金額		控除額		～24,000,000円		43万円		24,000,001円～24,500,000円		29万円		24,500,001円～25,000,000円		15万円		25,000,001円～		0円		<table><tr><th colspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">控除額</th></tr><tr><td colspan="2">～1,320,000円</td><td colspan="2">95万円</td></tr><tr><td colspan="2">1,320,001円～3,360,000円</td><td colspan="2">88万円</td></tr><tr><td colspan="2">3,360,001円～4,890,000円</td><td colspan="2">68万円</td></tr><tr><td colspan="2">4,890,001円～6,550,000円</td><td colspan="2">63万円</td></tr><tr><td colspan="2">6,550,001円～23,500,000円</td><td colspan="2">58万円</td></tr><tr><td colspan="2">23,500,001円～24,000,000円</td><td colspan="2">48万円</td></tr><tr><td colspan="2">24,000,001円～24,500,000円</td><td colspan="2">32万円</td></tr><tr><td colspan="2">24,500,001円～25,000,000円</td><td colspan="2">16万円</td></tr><tr><td colspan="2">25,000,001円～</td><td colspan="2">0円</td></tr></table>					合計所得金額		控除額		～1,320,000円		95万円		1,320,001円～3,360,000円		88万円		3,360,001円～4,890,000円		68万円		4,890,001円～6,550,000円		63万円		6,550,001円～23,500,000円		58万円		23,500,001円～24,000,000円		48万円		24,000,001円～24,500,000円		32万円		24,500,001円～25,000,000円		16万円		25,000,001円～		0円																																																													
合計所得金額		控除額																																																																																																																																
～24,000,000円		43万円																																																																																																																																
24,000,001円～24,500,000円		29万円																																																																																																																																
24,500,001円～25,000,000円		15万円																																																																																																																																
25,000,001円～		0円																																																																																																																																
合計所得金額		控除額																																																																																																																																
～1,320,000円		95万円																																																																																																																																
1,320,001円～3,360,000円		88万円																																																																																																																																
3,360,001円～4,890,000円		68万円																																																																																																																																
4,890,001円～6,550,000円		63万円																																																																																																																																
6,550,001円～23,500,000円		58万円																																																																																																																																
23,500,001円～24,000,000円		48万円																																																																																																																																
24,000,001円～24,500,000円		32万円																																																																																																																																
24,500,001円～25,000,000円		16万円																																																																																																																																
25,000,001円～		0円																																																																																																																																
税率		一律 課税標準額 × 6% (県 民 税 一律 課税標準額 × 4%)					<table><tr><th colspan="2">課 税 標 準 額</th><th colspan="2">税 率</th></tr><tr><td colspan="2">1,000円 ～ 1,949,000円</td><td colspan="2">課税標準額 × 5%</td></tr><tr><td colspan="2">1,950,000円 ～ 3,299,000円</td><td colspan="2">課税標準額 × 10% － 97,500円</td></tr><tr><td colspan="2">3,300,000円 ～ 6,949,000円</td><td colspan="2">課税標準額 × 20% － 427,500円</td></tr><tr><td colspan="2">6,950,000円 ～ 8,999,000円</td><td colspan="2">課税標準額 × 23% － 636,000円</td></tr><tr><td colspan="2">9,000,000円 ～ 17,999,000円</td><td colspan="2">課税標準額 × 33% － 1,536,000円</td></tr><tr><td colspan="2">18,000,000円 ～ 39,999,000円</td><td colspan="2">課税標準額 × 40% － 2,796,000円</td></tr><tr><td colspan="2">40,000,000円 ～</td><td colspan="2">課税標準額 × 45% － 4,796,000円</td></tr></table>					課 税 標 準 額		税 率		1,000円 ～ 1,949,000円		課税標準額 × 5%		1,950,000円 ～ 3,299,000円		課税標準額 × 10% － 97,500円		3,300,000円 ～ 6,949,000円		課税標準額 × 20% － 427,500円		6,950,000円 ～ 8,999,000円		課税標準額 × 23% － 636,000円		9,000,000円 ～ 17,999,000円		課税標準額 × 33% － 1,536,000円		18,000,000円 ～ 39,999,000円		課税標準額 × 40% － 2,796,000円		40,000,000円 ～		課税標準額 × 45% － 4,796,000円																																																																																								
課 税 標 準 額		税 率																																																																																																																																
1,000円 ～ 1,949,000円		課税標準額 × 5%																																																																																																																																
1,950,000円 ～ 3,299,000円		課税標準額 × 10% － 97,500円																																																																																																																																
3,300,000円 ～ 6,949,000円		課税標準額 × 20% － 427,500円																																																																																																																																
6,950,000円 ～ 8,999,000円		課税標準額 × 23% － 636,000円																																																																																																																																
9,000,000円 ～ 17,999,000円		課税標準額 × 33% － 1,536,000円																																																																																																																																
18,000,000円 ～ 39,999,000円		課税標準額 × 40% － 2,796,000円																																																																																																																																
40,000,000円 ～		課税標準額 × 45% － 4,796,000円																																																																																																																																
分離 課税	土地建物等の 譲渡所得	長期	一般	3.0%（県 2.0%）					15%																																																																																																																									
			優良	(1) 2,000 万円以下 2.4%（県 1.6%） (2) 2,000 万円超 課税所得 × 3.0%（県 2.0%）+ 480,000 円（県 320,000 円）					(1) 2,000 万円以下 10% (2) 2,000 万円超 課税所得 × 15% - 1,000,000 円																																																																																																																									
			居住用財産	(1) 6,000 万円以下 2.4%（県 1.6%） (2) 6,000 万円超 課税所得 × 3.0%（県 2.0%）+1,440,000 円（県 960,000 円）					(1) 6,000 万円以下 10% (2) 6,000 万円超 課税所得 × 15% - 3,000,000 円																																																																																																																									
		短期	一般分	5.4%（県 3.6%）					30%																																																																																																																									
			軽減分	3.0%（県 2.0%）					15%																																																																																																																									
	株式等の 譲渡所得等	上場株式等		3.0%（県 2.0%）					15%																																																																																																																									
		その他の株式等		3.0%（県 2.0%）					15%																																																																																																																									
	雑所得等	先物取引に係る雑所得等		3.0%（県 2.0%）					15%																																																																																																																									
		土地の譲渡等に係る事業所得等		(1) 7.2%（県 4.8%） (2) 土地譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の 110%相当額 (1)(2) いずれか多い方の金額					(1) 40% (2) 土地譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の 110%相当額 (1)(2) いずれか多い方の金額																																																																																																																									
		退職所得		① 退職所得控除を計算 (1) 勤続年数が 20 年以内 40 万円 × 勤続年数（最低 80 万円） (2) " 20 年超 （勤続年数 - 20）× 70 万円 + 800 万円 ②（収入金額 - 退職所得控除）× 1/2 × 所得割の税率					① 退職所得控除を計算 (1) 勤続年数が 20 年以内 40 万円 × 勤続年数（最低 80 万円） (2) " 20 年超 （勤続年数 - 20）× 70 万円 + 800 万円 ②（収入金額 - 退職所得控除）× 1/2 × 所得税の税率																																																																																																																									
税額 控除	配当控除 調整控除		1.6%（県 1.2%） ※ 10,000,000 円を超える部分は、0.8%（県 0.6%） 合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用外 合計課税所得金額 200 万円以下の場合 (1) 人的控除額の差額の合計 (2) 合計課税所得金額 (1)(2) いずれか小さい金額の 3%（県 2%） 合計課税所得金額 200 万円超の場合 (1) 人的控除額の差額 -（合計課税所得金額 - 200 万円） (2) 5 万円 (1)(2) いずれか大きい金額の 3%（県 2%）					10% ※ 10,000,000 円を超える部分は、5%																																																																																																																										
	寄附金控除		(寄付金の支出額-2,000 円) × 6%（県 4%） ※寄付金の支出額は総所得金額等の 30%を上限 (1) 特例控除対象寄付金（総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金）については、以下の特例控除額を加算 (特例控除対象寄付金の支出額-2,000 円) ×（90%-所得税適用税率×1.021）× 3/5（県 2/5） ※特例控除額は所得割額（調整控除後）の 20%を上限 (2) ワンストップ特例制度を利用した場合は、以下の申告特例控除額を加算 (1) の金額×申告特例控除割合																																																																																																																															

令和 8 年 度

市 税 概 要

令和 8 年 9 月 発行

発 行 福井市財政部税務事務所
福井市大手 3 丁目 1 0 - 1